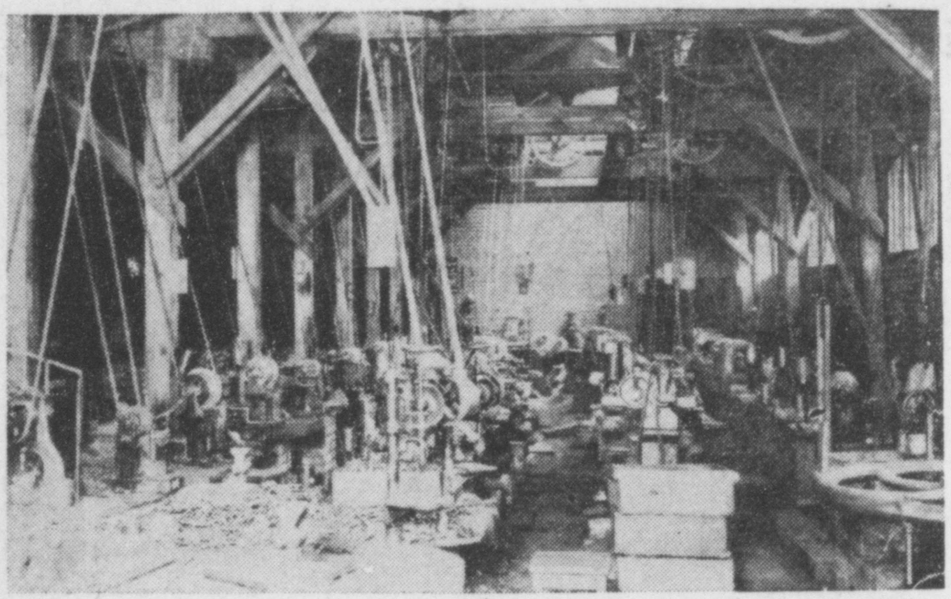
矯正図書館

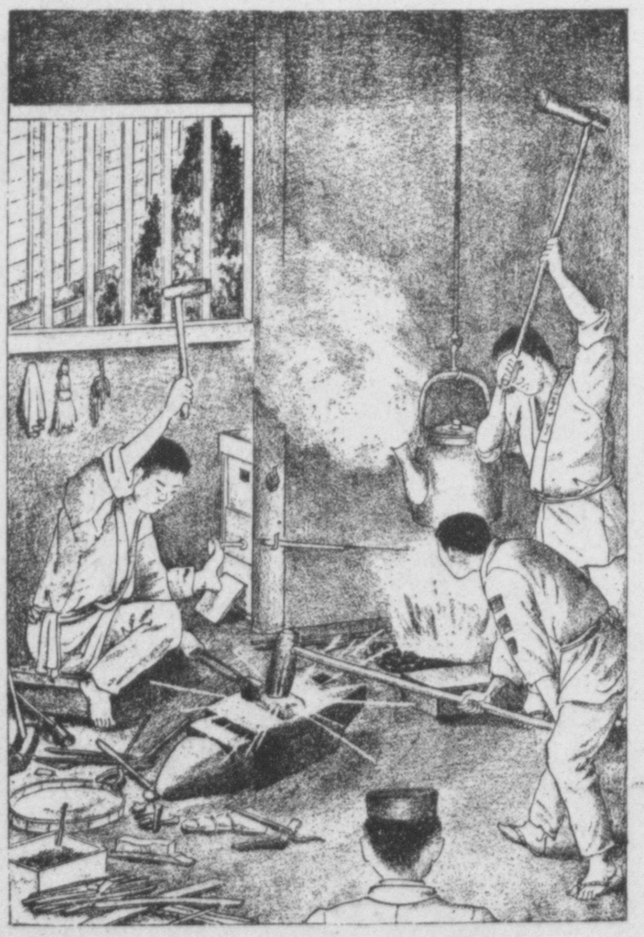
刑政

第四十一巻　四月號　第四號

刑務官と收容者との人格的結合	卷頭言	2
性格異常と犯罪	勝水淳行	7
近代社會思想の梗概	A生	28
刑務所の勞働	佐藤辰郎	32
改正ドイツ行刑法と累進的刑罰執行	B M46*	
新坊ちやん物語	春日鹿二	18
少年受刑者の敎化	吉田敎雲	13
刑政時論	虛生	4
自由刑執行に於ける階級處遇に關する規程	辻敬助	61
新しき試み	小山博	60
御大禮五講	藤史朗	70
主任制を論ず	有馬四郎助	40
死刑是非		51
諸國行脚・或看守の手記・活きた敎誨・大獄まで・讀者頁・家庭欄・俳壇・俳句會・會規・統計・犯罪文藝		

財團法人　刑務協會發行





刑務作業の今昔

上圖は巢鴨刑務所のバリカン製作工場下圖は明治二十年代のある刑務所の鍛冶工場です。ベルトが轟きを立てゝ廻るところドライパンの心よき磨擦の音、時代の交響樂は奏でられてゐる、同じく勞働には違ひないが鍛冶屋の仕事場のさま服裝を見てもわかるやうに刑務作業の進歩を今更ながら知り得るではないか。

あなたの書棚に本書を缺かさないで下さい

司法書記官　森山武市郎氏譯

刑政研究資料第四輯

菊版約四百五十頁定價金貳圓貳拾錢（稅共）

1927

改正獨逸行刑法規

（刊近）

世界に於ける最新最良の行刑法規

◆本書は昭和二年度の改正法規で舊法規に比して根本的改造を行ひ條文を增すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に嶄新適切なる規定がありまず。

◆本書には詳細なる改正理由書を添付し該理由書は綜合的行刑法教科書と云つても過稱でなはい。

◆先に第二輯として出版したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので最近大改正を加へたる本書が手に入りました第二輯と併せて是非讀破研究せられたい。

來るべき新行刑法を

知らんと欲せば先づ

本書を繙かざるべからず

◇發行所◇

東京市麹町區西日比谷町壹

刑務協會出版部

振替口座　東京二五〇五九九

電話銀座二三四四、三二五八

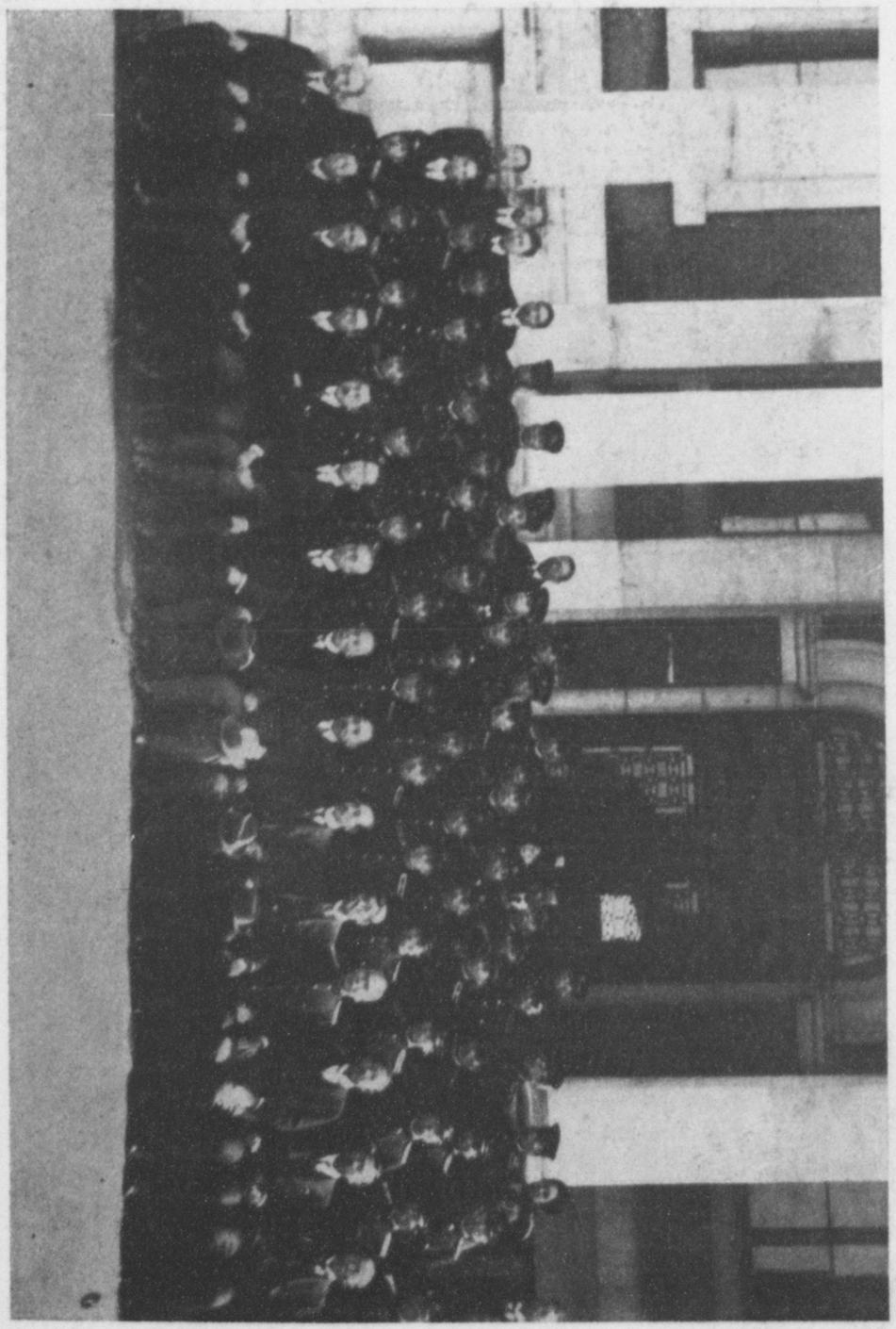
矯正図書館

政　刑



第四十一卷第四號

（號月五事記）　影撮念記業卒生習練官務刑回九十第



刑務官と收容者との人格的結合

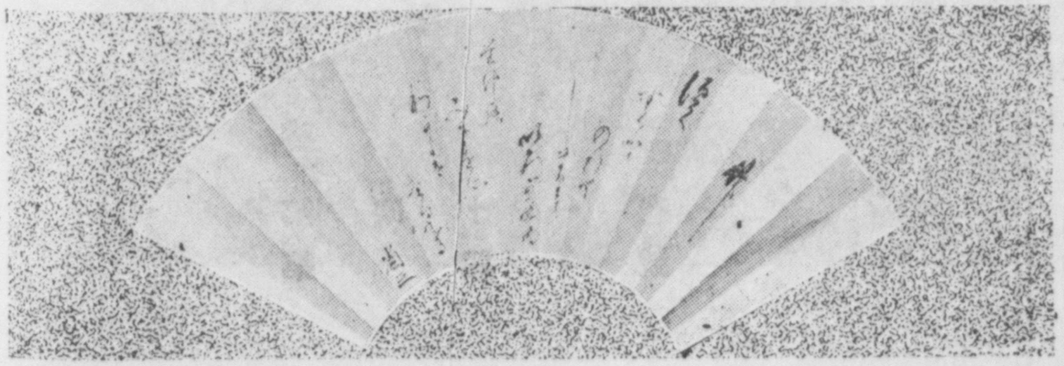
最近に於ける教育學上の傾向を見るに吾々は其共通的特徴として共同教育の思想（教育者と學生との共同修養）の強調を見出すのである。從來の教育者の學生に對する關係は單に教育者の職務に基く權威的關係であつたが此權威を支持して居た教育の傳承的價値と規範とは今や殆と其妥當性を失ひかけて居ると同時に又之と相關聯して單なる命令と服從の組織は漸次其効力を失ふに至つた從て吾々は舊き教育の傳承を脫して新しき道を探はなければならぬのである。所謂共同教育の理想は此教育者と學生との關係をば從來の權威的關係に代ふるに人格的結合に基く共同生活を以てせんとするのである。

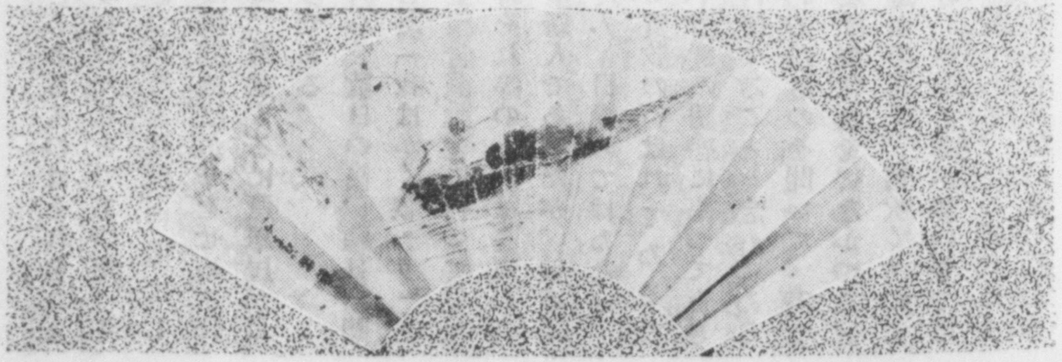
刑務官の收容者に對する關係（收容者の薫育行刑）もこれと全く同樣であらねばならぬ即ち最早や上官が下官に對し、罪なき者が罪ある者に對するといふ權威的關係を脫して刑務官と收容者とを同一水平に置かなければならぬ樣になつたのである。

共同教育に於ては尊敬と信賴と愛とは教育の最も重要なる前提條件である。教育者の人格に對する尊敬と信賴並に教育者の愛の力とが彼の權威的關係に代つて學生を司配しなければならぬのである。今若し教育者が其人格に於て缺くる所があり學生の尊敬と信賴とを維持する能はず僅に抑壓と牽制とに依つて統制するが如き關係に在りとせば彼は決して善き教育者でないのである。刑務所に於て最も多くの申告（反則の申告）を爲す刑務官が最も尠く收容者の尊敬を受けて居るといふことは普く知られて居る事實である。善き教育者は人格的に事を處理する爲にはさして強硬なる手段を要するものではない。

而して人格的價値や知識に對する尊敬に付ては刑務所に於ても學校に於けると略ほ同樣に考へることが出來るのであるが刑務官が收容者の信賴を得ることは頗る至難事である。彼等の多くは殆んと他人の信賴を經驗せることなく又同時に自ら信賴を捧くへき如何なる人にも接しなかつたのである即ち彼等は曾に仲間の信賴を惡用せるのみならず彼等自らも屢々欺かれて來たのである。かくて彼等は今や總ての厚意と善行との背後に陷穽を探し求めて居るのである。此意味に於て刑務官は一般教育者に比し一層困難なる道を步まねばならぬのである。

最後に愛は教育殊に收容者薫育に對して最後の仕上を爲す必要なる條件である。收容者の多くは全く運命に詛まれ父母肉身の慈愛溫情を解する機會に惠まれなかつたのである。吾々は是等可憐なる同胞に對しては特に深き同情と慈愛とを打ち込んで彼等との人格的結合を圖かり之に依つて家庭的な溫か味を與へ彼等の奥深く潜在する人間味をよび醒まさなければならぬのである。かくて收容者の薫育は最早や强制壓迫としてではなく寧ろ自己教育への援助として考へらるゝに至るであらふ。（辻生）





矯正図書館

刑政時論

◆

選擧が濟むと、例の違反事件と云ふやつが、彼方でも此方でも出て來る。「△△氏の身邊危し」などと云ふ見出が毎日の新聞に出て來る。

あれだけ、政府でも民間でも、買收をさけよ、誘惑にまけるなと宣傳されても、まだまだ、世間にはおめでたい人間がゐて、「尊い一票」つて云ふんだから「金」にかへてもいゝだらうなんて解釋して、買收に應じたと云ふし、またある無產黨の事務所へ、まとまつた投票があるが使つて呉れないかと取引に來た百姓があつたさうだし、東京近縣のある土地では昔からそんなことが盛んで、「鉄か雪駄か煙管か」と云ふ合言葉があつてそれで公然やつてる、鉄とは前金、雪駄とは後金、煙管とは前半金渡半金を云ふのださうだから、馬鹿馬鹿しくて腹も立たない。

今度の選擧には四百六十六名の定數の中約半數の新代議士が選出された、それでゐて實際はこの忌むべき買收が行はれたと見えて、續々として檢擧起訴されてゆく形勢である。筆者は嘗ての選擧にはさう云ふことがあつたことを知つてゐる。しかし今度の普選には、もうそんなことはあるまいと思つてゐた。またあつてはならぬと心あるものはそれをお互に戒しめ合つたことであつた。それに矢張あつたことは誠に慨はしい。これは運動員ばかりをせめる譯には行かぬ。畢竟するに選擧民が目覺めぬからである。

選擧が濟んで數日の後、朝日新聞社が主催した「我はかく戰へり」との各派闘士報告演說會に行つて見たが、その時それ等の人々は各派の錚々たる中堅新人であつたが、彼等は民衆はまだ〳〵目覺めてはゐない、さう云つて買收の行はれてゐること、利權や情實の誘惑に陷つて貴き選擧權を行使することを忘れてゐることを慨いてゐるのを聞いて、我またこれをなげかざるを得なかつた。

時代は進んで行く。笛吹くものも必要である、が踊る者が無自覺ではその踊は亂舞である。今の時代は少數の爲政者や命令官が民衆を動かすべき時代ではない。民衆が自覺した運動を起して、時代を進めてゆかねばならぬのである。そして爲政者はその民意によつて動けばよいのである。

一般的な犯罪の撲滅は勿論必要である、がしかしこの選擧に對して違反が出ると云ふことは、これは選擧民に大半の罪がある。最も忌むべき違反行爲である。普選國民として恥づべき犯罪である。

◆

ある少年が、彼の不良行爲を責められたのに對して

「だつて、エライ人がみんな大きなしごとをするんですからね」

といやな苦笑を返へしたさうであるが、こう云ふ思想は少年の頭にもあるらしい。社會の鏡であるところの新聞は、すべてのことを社會に報告する——感心しないこともあるが——そのために、隱れたる事情でも大概は知つてしまふ。政黨の內幕とか御用商人の奸策とか云つたやうなことは特に人々の好奇の心に投じてしまふのである。一から十まではほんとうではあるまい。しかし少くとも世間の連中には、ぼんやりとさうだらう位には思はれてゐることは確かである。

それに惡いことをする者は——と云ふよりも人間にはいつも自己の行爲を辯解する癖があるので、自分の不良行爲は棚へ上げて

「だつてエライ人でも……」

自分のやつたこと位はほんのこれつぱちさと云はぬばかりに大きな顏をする。

かうした時に「敎化」と云ふことが力を失ふのである。「をしへ」が効かなくなるのである。

「俺を責めるなら、あゝ云ふ人たちも責められるべきだ」

と云はれて見れば、グツとつまらざるを得ぬ。筆者はまたこゝでも時代は進んで來たと云はざるを得ない。黑幕だとか、眞相とか云ふことはいけない、口だけではなく「政治は公明」でなければならぬ、公にすることはあくまで曇りがあつてはならぬ。みんなのものが得心するやうにしなければならぬ。

「だつて今のやうな組織ではいけない」

と云ふならば、現社會に於けるすべての不正は組織上の缺陷に罪をきせねばならぬことになる。

政治の倫理化もいゝだらう。公明正大なる法治もいゝだらう。社會敎

育上大きな力となり得るやうに社會全體が淨化されることが何より望ましいのである。選擧違反を責めるのも今の少年の言を問題にするのも要するに社會の淨化、大きな正しい空氣が、あるゆる不正不義を除き、忌はしい種子の芽ばえを防ぎ得ることを信じるからである。

われわれの仕事は、この世から犯罪をなくすると云ふ——もつと適切に云ふならば、罪を轉換して善にする仕事であり、延いては罪そのものゝ出現を防止する大きなる業に從つてゐるのである。

少年から反問されても、

「なにを馬鹿なことを云ふ、商人だつて、公人だつて、教育家だつて、みん信賴すべき人々だ」

と云ひ切ることの出來るやうに、眞面目な空氣、筆者のいつも云ふ「まごころ」で生きてゆくと云ふ人生觀にすべての人が立つて呉れさへすれば、たとひ惡は根を絕たなくとも、惡のまゝに價値づけられてゆくに違ひはないのだ。

◆

法網に觸れたものだけが責任を問はれ、その外のものは平然としてゐると云ふことは本來許されないのである。法に規定されてゐなくても罰することは出來ないなどと云ふことをよく聞くが、と云つてその當人が平然としてゐていゝわけは何處にもない。

人を手にかけて殺したなら殺人であるが、手にかけないで殺した——その場合には殺したのではない勝手に死んだのだと云ふかも知れぬがほんとうは殺したのと差違はない場合に、それは當人を生活苦に陷れ、生理的に心理的に苦しましめ、遂に死にいたらしめた場合には、刑法の犯人とならないこともあるかも知れぬが、これは、本來それでいゝのであらうかとは、ある文藝家がその作品によつて社會に訴へてゐるところである。

かうした事件ばかりではない、まだ〳〵いろ〳〵の案問が法に觸れるか觸れないかと云ふことで問題にされねばならぬ。刑政のことは何千年來考へられて來た、しかし道理は大して違つてゐない、が事情たり還境が複雜になり、人間の心理展開が伸びてゆくにしたがつて、「罪の觀念」は横に堅に深く廣く進められてゆかねばならぬと思ふ。

性格異常と犯罪〔下〕

——（刑事心理學の一節）——

勝水淳行

四、ヒステリーと犯罪

精神病性犯罪の中に含まるべきものにヒステリーがある。このヒステリーと犯罪との關係は可なり密接なるものである。

今日の所未だヒステリーの本體は詳らかでないけれども、一般に認められゝ所によれば、ヒステリーの徴候は精神、殊に觀念生活がその發生に大なる關係があるものとせられ、すなはちヒステリー患者は觀念の移動性が甚だしく、また激甚なる暗示性を示して居る。又感情は自發的に或は反射的に昂奮の狀を示して居る。而してかゝる大腦症候の外に尙ほ皮質下徴候を呈するものである。

このヒステリーには種々な原因がある。併しながら遺傳的素因は最も大きな關係がある。殊に本人が遺傳によつて輕度の精神薄弱を呈し、或はヒステリー氣質を呈しその他變質徴候を示すものに甚だ多い、また外傷に基づく場合がある。その他持續的に精神が、夢想、憤怒、心配事及び隱遁生活は屢々これが誘因となることがある。男子に於ては家計の不如意が原因となることがあり、女子に於ては結婚の後に配偶者の性癖の意外である所から發病するが如きはこれに屬するものである。その他ヒステリーの母がその日常生活の模樣によつて、その娘に影響し、或は他の素因ある傍人に及ぼす感化の影響の如きもまた尠くない。その他高度の過勞、過度の失血、急性傳染病等も誘因となることがある。而して稀には中毒作用が誘因となることもある

ヒステリーの徴候は身体的にも、精神的にも現はれるものであるが、先づその精神的徴候を見るに、その特徴として現はるべきものが凡そ四つある、すなはち感情の病的昂奮、被害妄想、再生力の不完全、氣分の變換これ

である。但しこれ等の徴候が他の機能上の病症と相合して現はれ、特にそれが身体的特徴と結合して現はれるときには、瞭にヒステリーの徴候たる意味をもつて居るのである

ヒステリー患者の感情は極めて僅かな事にも激發し、常規を逸するのが例である。時としては動機が小さければ小さいほど、その反應が一層甚だしく、而も大事にあたりては驚く可き平靜なこともある。而してその情の激することが甚しい時には、遂に痙攣若くは朦朧狀態を呈することもある。それが女の場合には月經時又は姙娠時に於て甚だしく現はれる。ヒステリー患者の感情は、かくの如き狀態であるから、なか〳〵この感情の鎭まらぬことがある。例へば或事情から一度感情が激すると、二日も三日も起つて居る如きことがある。而してその感情を激させる動機となるものは、子供の泣聲とか、時計の音とか、或は人の歩るく足音などでさへも、刺戟の材料となることがある。もしこの感情を刺戟する材料が、嫉妬とか或は憤怒であつた場合などの如きは、何等の思慮分別もなく、非常に亂暴な行ひをも敢てし、遂には殺人、自殺、放火等の行爲を演ずるのである。而して感情が激發して來ると、息がつまり、顏色が眞ツ靑になり、身体が震へ甚だしい時には暴力を振ひ、自殺を企てたり、或は他人に危害を加へたりするのである。

ヒステリー患者に於ける被害妄想は可なり極端なものがある、兩親、兄弟、配偶等に對して怒るものもある、普通の人に於ても多少猜疑心があり、被害妄想も起ることがあるけれども、それがヒステリーに於ては、能く考へて見れば、極めて明白な、小さい事柄に對しても、理解することが出來なくなり、何ものの云ふことをも、これを聞き入れずして遂に演劇を惹起するを例とするそれがために、夫婦の間などでも、嫉妬心の强いと云ふことも一特徴であつて、甚だしいものになると、嫉妬妄想をさへ持つて居るものがある、すなはち、普通の考へでは迚も想像することのできないような事を考へて、獨り心を苦めることがある。

又愛情が割合に薄く、夫婦關係等に於ても頗る冷淡なのがある。これは不機嫌感情の發生せる爲めで、これが爲めに夫婦が顏を合はせても默々として反抗狀態を取るのである。又友達に對する愛情にも厚薄があり、好きと嫌いとの差が甚だしく、又その時の心持によつて、氣分に著しき變化を來たすのであるが、これ又不機嫌感情の發生せるが爲めである。而してこの不機嫌感情の發生は、

被害妄想、若くは何等かの刺戟によつて起るものである。

此の如くヒステリー性性格者は、氣質がムラ〳〵で矛盾が多いため、家庭に於ても健全な教育をなし得ない場合が多い、或は愛情に變態を生ずるやうなことも往々にして存する。又は快不快の感情に對しても變態を現して、普通人の嫌ふ色や、物や香ひを好み、又人の好む色や香ひや事物を嫌つたりするようなこともある。或は被害妄想の影響を受けて、自分の夫に對して猜疑心を起し又は初對面の人に對してべら〳〵謀り散らすと云ふやうなことも間々見受けることがある。

尙ほこの被害妄想や嫉妬妄想と共に一つの特徴をなすものは性慾妄想である。又この性慾妄想と被害妄想とが結合すると極めて奇怪な虚言をなすものである。

再生力の不完全と云ふことに就ても、ヒステリーの一特徴を成すものである、追想の眞實性缺乏も常人に於て見ることではあるが、特に一般婦人に於ては、一度經驗せる事物を生ずる能力は、男子よりも乏しいのを普通とする。所がヒステリーに於ては、その觀念生活は病的に移動性やすいから、その經驗せる事實を、猥りに自分の觀念をもつて着色したり、變更したりして、追想の眞實性を缺き、その結果遂に虚談症を生ずることがある、殊に婦人に於ては空想が盛んであるから、一層これを助けるものである。但し、この患者は故意にこれをなすのではなく、矢張病的性狀から特に本當に再生をなし得ないのによるのである、實際に事實と想像とを混同し、或は自ら興味を强めんがために異常な考へを持つたり、又日常の生活を恰も夢現の狀態に過ごして居るようなことも少くない、或はいろ〳〵華やかな空想に囚はれ、繁雜を忘れ去つて居ることがあり、或は又一時の好奇心や虚榮心のために、全然今迄の性格を一變させるようなこともある、且つ戀愛や耽溺生活に陷つたり、或は宗教的惑溺の狀態に陷ることも屢々ある。

また氣分の轉換することも本症の一徴候である、この氣分の轉換は矢張感情の轉換に基くものである、例へば初めは極めて快活、滿足、從順の狀態にあるものも、極めて瞬間にして憤怒性、猜疑性となり、その變化が突然に來、而も他人から見れば、どうして怒り出したのか解らぬと云ふようなことが往々にしてある、この感情の動搖、氣分の轉換と云ふことはヒステリーに於ける特徴である、

以上は主として感情方面の異常であるが、尙ほ智的作用の方面に於ても、異常を呈することがある、すなはち

稚さい時から人に優れて俊敏なる觀察力を持ち、綿密なる注意力を有し、優秀なる理解力を持ち、如何にも怜悧であつて、將來特に有望であることを稱せられるものがある。又或は特殊の技能に優れて居て、天才的と云はるゝものも少くない。けれども此の如き性格のものを能く觀察して見ると、動作が不眞面で凡べての行爲が輕卒であることが多い。これは病的素因によりて、或る種の感覺若くは感情が、變態的に鋭敏であるか、又は意識の或方面のみが、特に勝れて發達せる爲で、意識作用の不完全から來るものである。

又自我感情が極めて強く、虚榮心の滿足を期するがために、特に變つた扮裝を凝らす様なこともある、又妄想の結果すべてが空想的であつて、芝居や小説で見た事を自分の境遇に觸れしめて、その空想を自分で實際生活に實現して行こうと云ふ様なことを考へたりすることがある、又時には健忘狀態となり、經驗的事實を全く忘れて仕舞ふ様なこともある。

この健忘と空想とは被害妄想と相結合して、容易に嘘を云はしめる原因となり、又は虚僞なことを平然と敢てせしめる原因となることもある、而して時にはこの虚僞を實實ならしめんがために、極端な手段を取ることも尠くない、例へば婦人に於て往々囚はるゝことであるが、「只今强盗が入りました」と云つて訴へて警察署に來ることがある。警官は驚いてその家に飛んで行つて見ると何もそう云ふ形跡が無い、どうしたんだと云ふて、巡査が段々調べて見ると云ふと、自分が何か悪い事をして置いて、それを被はんがために特に虚僞の訴へを提起したのだと云ふようなことがある、斯の如きものゝ性格を段々調査して見ると、それは一種のヒステリー患者であると云ふことがある、或は被害を立證せんとして奇怪な行爲を敢てする、かくの如きヒステリー患者はその感情に於ても、智識に於ても常人では計り知ることの出來ぬ變態及び異常狀態を呈するものであつて、所謂ヒステリー性性格と稱せられる氣質がこれである。

このヒステリー性性格は感情の異調に加へて、道義の觀念を減退する所から起るのである。この氣質は、多くは變質の原因から來るのである。而してかゝる氣質のものは、前に述べた病的詐言が、意識的の詐言となり、恬として愧ぢない様になり、遂には恐るべき奸策を弄し、若しくは犯罪的惡計をも廻らす様になるのである。而してこの狀態が漸次昂進して行くと、遂には精神病に移動して行くのである。而してそれが又犯罪事件にも關係して來るのである。

今ヒステリーと犯罪との關係を觀察するに、ヒステリー性性格者は、感情が極めて動搖性を有つて居るために何事にも感じ易く、從つて朦朧狀態に陷り易いのである、これがために、不良な行爲や事實を模倣し易く、特別な目的の無いのに犯罪することが多い、例へば婦人に於て往々認められるゝ大商店に於ける万引の如きは、ヒステリー性の性格者によく認められるゝ所である、これは赤や紫やその他千紫萬紅、色取々の配合を以て顧客の注意を惹くように飾り立てられた店の中へ入ると、その裝飾品やその色彩のために、一種の脅迫觀念が起り、全く盲目的に眩惑せられて、只それを得んとする强い欲求の奴隷となつて、相當に地位があり、教養があり、又思慮を有すべき婦人でありながら、思はず知らず万引などに陷らしめるのである、殊にそれが月經時や姙娠時に於ては、このヒステリツクな異常性格が昂進し、犯罪的危險が多いのである、その他又新聞、雜誌若くは活動寫眞などの暗示によつて不良行爲を模倣する場合がある、これ等も妙齡な少女などが往々にして陷る危險である、これなども生理的變化に基いた性格が、ヒステリツクになつた場合に於て、多く認められる所である、その他又此種の婦人などによく現はれる徴候であるが、非常な慘忍な若しくは意地の悪い氣質を現はして、それがために思はざる犯罪行爲に陷ることがある、殊にそれが月經の時に於て一層激しく現はれるのである、すなはちその慘忍な感情と、而して被害性幻覺等が結合して嫉妬妄想に陷り、或は憤怒妄想を起して、それがために殺人罪を構成するようなことがある、かくの如き感情の異常作用が昂進する時は、それがために種々の身体的犯罪が起り、或は良人を傷け或は嬰兒を殺し、或は親を殺し、而して自らも自殺をするような場合が往々にして認められる。

またこのヒステリーによる異常性格は、極めて强い傳染的性質を有つものである、例へば親のヒステリーが子に傳染し、友達のヒステリーがその團体若くは仲間に傳播する如きはこれである、これはヒステリーの最も重なる徴候で、或るものゝ感情が他のものゝ感情に影響するからである。即ち感情は人に傳播する性質を有つて居るもので、その原則がそのまゝ行はれるからである。この異常性格の傳播は最も恐るべきものであつて、一つのヒステリー的傾向が傳播し、而してそれが犯罪性を帶びて居る場合には、その仲間若しくはその團體に於て、不良行爲や、犯罪行爲がそれ等の範圍内に、流行的に現はれ

矯正図書館

るやうなことになることがある、ヒステリー的犯罪傾向は癲癇ほどに慘酷な犯罪を敢てするものは少いけれども、萬引であるとか、名譽毀損であるとか、無實の自白や、不法な訴をして他人に迷惑をかけることや、虚言を以て人を陷れることや、その他感情の變態作用から、他人に危害を加へることが、往々にして存する。而してそれは特に女性犯罪者に於て多く認められるのである。

——(完)——

◇今回新に審査濟の蓄音器レコードは

下記の十九種であります(二月)

別	演奏者	名
曲	宮田ハーモニカバンド	イーグルスネスト
ハーモニカ合奏	吉田晴風	親しき舊友
琴古流尺八	吉田恭子	磯千鳥
生田流琴曲	米川親敏	楓の花
觀世流謠曲	中尾都山社中	鶴亀
獨唱	生田葵丈社中	チカの聲
新日本音樂	藤原義江	鳴かめもの
吹奏樂	吉田晴風	オターローの戰
管絃樂	吉田恭子	子供の歌の行進曲
ベルリンネルソン座音樂團		オーバーザウエーブス
ボールゴドウキン團		ブルーダニューブ(ドリゴ)
ハーリーソロウエー		セレナード(シューベルト)
ベルリンネルソン座音樂團		悲歌(エンヂー)(一、二)
〃		組曲(印度)(一、二、三、四)
ピクター音樂團		守唄(一、二、三、四)
ワーレンスタイン		前奏曲
ピクター音樂團		純なる戀
ベルリンステートオペラ座		愛らしき御使たち
獨逸オペラ音樂團		牧羊交響曲
〃		小夜曲
ネルソン座音樂團		悔ひめ
		ピクター
		ボリドール大行進曲(一、二)
		ボリドール
		千八百十二年の序曲(三、四)
		全
		ウインナの森の物語
		南國

レコード別

ニッポノホン

ボリドール

少年受刑者の教化

吉田教靈

一

少年受刑者の教化並處遇に就ては夙に當局を始め先輩諸賢が種々考究せられつゝあり、又當局におかれても近く少年の特性を基礎とせる統一的な處遇法を制定さるゝことゝ思ふ。故に今更事新しく喋々する必要もないが玆には甚だ平凡ながら唯私が所感の一斑を極めて概括的に述べて見たいと思ふ。

抑々少年刑務所に於ける教化とか教育とかいふのは社會生活に適應の人格を養成する爲の教育であり教化であるから、彼の小學校や中等學校の教育とはおのづから趣が違ふと思ふ。而して行刑一般が凡て教育的であり教化的であらねばならぬ。ひとり教誨教育のみでなく戒護に於ける規律訓練も、作業に於ける勤勞習慣の養成や職業訓練もすべて共に教化であり教育である。

故に少年刑務所の職員は悉く教師であり教官であつて、日々彼等に接する擔當看守及作業技手等は勿論其他一般の職員は凡て彼等を指導教養する教師だといふ心を以て之に當り、常に其言動を愼み一言一行彼等の師範たらねばならぬ。すでに當所に於て職員を先生と呼ばしめ居る所以も此處に存するのである。

二

前述の如く戒護も作業も等しく教育である以上、何事もあまりに杓子定規に走り、規律違反だとか犯則だとか言つて徒に一にも二にも彼等の不良行爲や缺點を發くといふことは却つて反感を抱かしめるのみで害はあつても益は少ないと思ふ。夫よりもまづ彼を教へ、彼を訓して行くといふ風にしたならば必ず彼等は其溫情に動かされて心から悔悟するであらう。

又作業にしても自分は役人である監督者であると言つた樣に、唯彼等を監視し小言をいふのみで無くして共に手を取り彼等を指導訓練して行くならば彼等も自ら親みを感じ、そこに趣味も生じて技能も上達し能率も上ることゝ思ふ。

而して其業種であるが、元來遊惰性の深い彼等少年に勤勞の習慣をつけるためには何業種でも可ならんも、職

業訓練の上から言へば彼等の技能及職業を精査して釋放後にかける社會生活に必須の業種を選擇賦課し、前職あるものは益々之を習熟せしめ無職の者には之が基礎を授けて指導教養すべきである。現在其業種の選擇には何れも苦心して居る様であるが、彼の機織の如きは最發育盛の彼等には姿勢を惡くし眼を害する等保健上甚だ不適だと思ふ。從來機織に服役して居る者の中、往々私は近視になつたから眼鏡を許して貰ひたいと願出る者があるが之等は强ち見榮を張る虚榮心から出た者のみではなからうと思はれる。尚吾人は決して作業能率の增進を無視する譯ではないが、少年刑務所にあつては能率增進よりもまづ職業を訓練することが主であつてほしい。而してこの職業訓練に就ては、すでに昨年六月以來全國に數ケ所の職業訓練所が設置され、木工印刷等の如き主要の作業を選定賦課し、一定の受刑者を集めて之に教授する道を開かれて居るが、尚之を少年受刑者にも及ぼして頂きたいと思ふのである。

三

次に少年の教誨の如きも其内容形式は丁年者と異なるところは無いが、少年受刑者は一般に丁年者よりも世故に洩く常識に乏しく且智能程度が極めて低いために、丁年受刑者に對する教誨とは餘程加減する必要がある。今少年受刑者の平均學力を考査して見ると、先尋常三年乃至四年位のものである。故に總集教誨に於てあまり難解な漢語交りの話などは如何に長廣舌を振つたところで失敗に終つてしまふ。殊に學究的又は講義的な理屈ばつた教誨は、たとひ内容は充實して居ても不徹底に終る事が多い。而して宗教信仰に關する教誨の如きは殊に然りである。元より信仰なるものは理屈や學理で得られるものではない。殊に神とか佛とかいふ事は全く無頓着である少年に直に信念を崩さしめるといふことは一朝一夕の仕事でない。故に少年には先形の上から教誨堂に於ては念珠を持たしめて禮拜し、讀經を助音せしめる。而してむづかしい理屈めいた事を話すよりも最も彼等に適切な而も直に理解し得る様な卑近なる事例を説示することである。

尤も教誨は其話題なり教材が如何に適切であつても話術が拙劣であつたならば、聽く者をして厭氣を生ぜしめ其得る處の効果は薄い。故に話術を巧にうまく聽衆を引きつけるといふ事も要件の一つであらう。しかし教誨師は元より講談師でも無ければ辯士でも無い。教誨師は口の人でなく熱の人であり實行の人でなければならぬ。徒

に人氣を集めん爲に話の内容も選ばず卑俗な言辭等を用ふるが如きは、却つて教誨師の人格を下げ、教誨の尊嚴を缺くことになり、教化上甚だ面白くない。

次に吾人の最も努力すべき個人教誨であるが、之は常に彼等の生育關係、家庭關係、性質、個性等を精査し、彼等の心琴に觸るゝ處の教誨を施して反省自覺を促すことに努めなければならぬ。

尚忘れてならぬ事は彼等の人事相談である。彼等の中には賴るべき父兄親族のない孤獨の者、又は早くより家出して父兄の所在の不明なる者、或は親から勘當された者等が甚だ多い。之等の者に對しては教誨師は特に同情と親切とを以て相談相手となり。一面父兄の所在を探してやり又は家庭との融和を圖ることが教誨師の重要任務の一であることを忘れてはならぬ。

四

次に少年刑務所に於て最も重きをなして居る教育に就て少しく述べて見たいと思ふ。

先現行の學科目並教科書は普通小學程度に準じて教育を施して居るのであるが、是等の教科書に就ても大に考慮の餘地があると思ふ。殊に現行の讀本の如き、七八歳乃至十一二歳の小學兒童のために採りたる教材を以て編纂された教科書を十八歳前後の彼等少年受刑者に其儘使用せしめることは甚だ不適當であることは既に一般周知の事である。故に吾人は夙に之が改定編纂方を當局に陳情した事であり、現に大正九年頃私が前々任地に在勤中、常識と實用とを兼ねた速成的の讀本を編纂した事もあつたのである。

又算術の如きも彼等が將來實生活に立つ上に於て、商店會社等に就職する上に於て筆算よりも珠算の方が遙に必要であり便利である。故に此の見地よりして筆算よりも珠算に重きを置くべく、殊に筆算の小數分數の如きは非實用的であると思ふ。無論彼等の智的養成の上から言へば基本教授として必要ではあるが、彼等の中で釋放後中等乃至專門の學校に進む者は殆ど絶無で、其多くは直に家庭又は社會にて實生活を營むのであるから、より上に進む豫備的智識の養成はまづ不必要だと思ふ。

又級方の如きも無論記事論説文等の練習は自己の思想を綴り意志を發表せんとする上に必要ではあらう。けれども彼等は將來文壇に立つとか、新聞とか雜誌の記者になるとか或は政界等に身を投ずると言つた様な者は殆ど絶無といつてよい。又尋常小學乃至高等小學校を卒へたと言つても碌にハガキ文一つ認め得ない者が少くない。

故に彼等には先づ普通一般の書簡文だけでもスラ〳〵認められる様に努力したらば可いと思ふ。

次に習字であるが、之も其認める文字の巧拙によつて非常に得失があり又文字は其人の性格を表すといふから、無論綺麗に正しく書くに若くはないが、抑々書は一種の美術であつて彼等に習字を課する所以も一は美的情操の養成にあることゝ思ふ。しかし決して書家たらしむるの目的では無い。故に大字でもつて間架結構等を教授するよりも、先手紙を認むる程の細字を多く練習せしめ、殊に楷書より行草に轉じたる變化を教示し以て容易に草字を讀み且書き得るよう指導するの必要がありはしないか。

尚學年も小學校の如く尋常一年より高等補習まで各年別にせず、全學年を通じて凡そ甲乙丙の三組位に大別し、此内特種の者は個別的に取扱ふ様にするが可いと思ふ。又教育人員も可成少數に區分して其徹底を期する爲、教師の人員並教場數を增加するの必要がある。而して教師は唯單に學科を教授するといふのみでなく常に彼等の學業の進否適否及び個性等を精察し以て社會適應の人格養成に留意して行つてこそ、そこに始めて刑務所教育の意義があるのだと思ふ。

五

次に少年受刑者の運動に就て一言したい。一般受刑者の運動に就ては監獄法施行規則第百六條に「毎日三十分以内戸外ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ」とあつて原則として運動をなさしめ、体操は爲さしむるを得ることになつて居る。又其運動時間も獨居拘禁以外の者は三十分以内を原則として居るが、教育を施す少年受刑者の運動は所謂學科目としての体操であつて、其運動時間も一時間であらねばならぬ。

尚体操の内容に就て言へば

- 体操
  - 規律運動
    - 身體鍛練＝實實剛健＝徒手體操
      - 手足運動
      - 呼吸運動
    - 規律訓練＝謹嚴實直＝敬　練
      - 各個教練
      - 部體教練
  - 自由運動
    - 各個運動＝進取氣象＝
      - 徒歩競走、リレー、木馬飛
      - 幅　飛、高　飛、等
    - 團體運動＝協力一致＝
      - 棒　倒、帽子取、綱　引
      - フットボール、テニス等

右の如く先規律運動、自由運動の二とし、規律運動は一は身體を鍛練し質實剛健の精神を養成する爲に徒手体操として手足又は呼吸の運動をなさしめ、一は規律訓練によつて謹直なる精神を養ふために、各自の姿勢進退等の動作に就き各個又は部隊の教練を行はしめ、殊に青年訓練の盛なる今日、徴兵適齢前の少年受刑者には中隊教練其他軍事教練も必要であると思ふ。

次に自由運動は各個運動として進取の氣象を養はしむるために徒歩競走、リレー競走、幅飛、高飛、木馬飛等を課し、團體運動としては協力一致の精神を養成するために、紅白に分ちて棒倒、帽子取、綱引、フットボール及テニス等を課し、其間何處までも規律と禮儀とを嚴守せしめ正々堂々と勝敗をなさしめる様にしたい。彼の目カクシ鬼ゴッコ等の如き兒戯に屬するものは、むしろ放縱遊惰性を助長せしむるものであつて、さなきだに、放縱の少年受刑者には絶對に禁物である。而して尚この体操及競技運動に就ては當局に於て「体操教範」といつた様なものを規定されて各少年刑務所に指示されたならば各所共統一されてよいと思ふ。

六

終に信用制度であるが、之もすでに當局に於て其必要を認められ嘗て刑務所長會同の際之が諮問をされし事も有つた様であるし、又現に或程度までは種々なる方法に依つて實施しつゝある所もある。獨歩可なり事務の補助可なり談話會可なりであるが、尚少年受刑者には刑務所が他の官公衙會社等の建築工事又は其他の作業を請負ひ、之に最上級の受刑者を當らしめて毎日刑務所から通勤せしむるとか、又は父母の訃に接した場合には一定の期間を限り歸家葬儀に列せしむるといふ處まで及ぼしたらばと思ふ。

以上少年受刑者の教化に就て大体を述べた譯であるが甚だ雜駁で不徹底たるを免れない。しかし冒頭にも斷つて置いた通、唯私の愚見を披瀝したまでのことであるから、玆に先輩諸賢の御教示を仰ぐと共に御高見を拜承したいと存ずる次第である。（二、一二、一二）

人々第一番に用心すべきは、欲といふ火の元なり。此の火の盛なる事、身も家も燒き、人をも炎に陷るゝの猛火、これにましたる、世に激しき恐ろしきものはなく、佛も貪欲の火、世間を燒くとなげき給ひしとかや、義理順義も此の火にて燒き失ひ、大切にすべき主恩も燒き親しき親子、夫婦、兄弟の間も燒き、一門親族朋友のよき中も、あしく燒き失ひ、互に物言ひ爭ひの出來るは、恐るべし此の欲といふ火よりなり。

新坊ちやん物語 (四)

うるさい書類は御免……話は卵の相場……有難がらない世の中……郵便局まで出した手紙をとりに行く……無理な小言を云ふのが上官と云ふものだ……陰口だけは一人前……

春日鹿二

遠足に子供をつれてゆくと、きつと大人しく歩いてゆかない。きつと笹を折つたり、枝を切つたりして、それで道傍の草叢をしばき叩きながらゆく、花が眼につくとそれを摘みとる。がその同じ道をゆくのに年輩の人になると、たゞ默々と歩を運んでゆく。そんな傍目をふらない。うるさいのであらう。ほんとうを云へば氣力がないのであらう。ならうことなら歩まずに、ぢつとしてゐたいのかも知れぬ。

この道理を役所へもつて來ると、長年月同じ役所に勤めて、同じ仕事に十年一日の如く二十年一日の如く、或は三十年一日の如く、毎日〳〵ちつとも違つたことをしないで勤めてゐる人になると、何をするのもいやになるのであらう。なるべくなら出勤しても仕事のないやうに、うるさい書類の廻つて來ないのを喜ぶのであらう。

一体役所に勤めてゐる人、役人根性とても云ふやうなものに囚はれてゐる人にはおしなべて「事なかれ主義」と云ふ主義を奉じてゐる。だから仕事のふえることをきらふのである。慣れた仕事を型通りにやつてゆく、それ以外のことはやつても「月給」にかはりはないのだからやらぬで濟むことならやりたくない。時間だけ勤めて、「お先に御免」と退廳するのである。何か一つ仕事をして手腕を見せやうの、誰にも出來ない厄介なものを引受けてそれをやつてのけやうのと云ふ氣力がないのである。いやまたそんな連中にはやらしても無能力のために出來ないものだから、ついうつかり手を出して、やりそくなつてお目玉を頂戴したり、免の字にでもなつて見ろ、一大事だ。いや觸らぬ神にたゝりなし、桑原桑原と云ふのが彼等の信條である。

「お早う御座います」

「お早う」

九時過になると顏が揃ふ。「給一仕お茶」「はーい」給仕がお茶を持つて來る。煙管でスパ〳〵やる。あゝ諸君、世は太平である。話される會話は內職の養鷄に關して卵の相場が上つたか下つたか。この頃では小鳥飼の有望なこと位である。若い自分にとつては、もうそんな空氣はたえられない。

「行刑事業は書類をいじることではない、人間改善事業だ」

とふんがいして見た。

「それに、一寸こみ入つた調べものでもあると、うるさいことを云つてきた、第何號はうるさい奴だと、うるさがるのぢやないか、そんなにうるさければ、やめてしまへばいゝ」

役所の事務分掌がわかり、多少にも空氣がわかつて來ると、

「この仕事はむつかしいが立派な尊い仕事だ」

と云ふことがしみ〴〵思はれる。僕が刑務所に勤めてゐると話すと、ある男が、

「そんなつまらぬ所に勤めないでもつと世の中のためになる仕事をしたらどうですか、第一あゝ云ふ所に入るものはどうせ社會の廢人ですよ、そんなものにいくら骨を折つたところで無駄ぢやありませんか」

と云ふものがあつた。これはしたりと思つたから、吾輩一席辯じ上げて、

「それぢや、お望みによつて刑務所に勤めてゐる者がみんなやめてしまつたら、何うなると思ふ、あれだけ苦心して事業をやつてゐてさへも、犯罪人はなくならぬ、矢張累犯に陷るものはある。よく世の中が闇やみになると云ふが、ほんとにさうなるに違ひない、人の好まない、苦しむだけで有難がられもしない仕事に精勤してゐる人々に感謝するのが當然ぢやないか」

と云つてやつたら、なるほどさう云へばさうですがねと、まだほんとうに有難がらないんだから、世の中には頭の惡い人間が可なり多いと思はれる。

しかし、かうしてカラ元氣でも出して、役所通ひをしてゐても、時にはあまりに馬鹿馬鹿しくて、やめてしまふと思ふことも度々ある。がしまひにはこりや怒る方が馬鹿だと云ふことに氣づいて、しまひには腹を立てないことにした。

ある時本省から所長へ當てゝ、調査を命ずる通牒が來た、その回答案は文書主任が書いた。所長が見た。

例の通りベタ〳〵と三日ほどかゝつて方々放浪した後、起案用紙がクチヤクチヤになつて帰つて来た。そしてそれが廻り廻つていよ〳〵浄書されて發送されることになつた。ところがそれが大問題になつた。

何でも、よほど大事なことであつたと見えて、例の通り念の行つた所長のことだから、出すまでにはよほど考へてゐたが、いよ〳〵決心して發表して見ると、あの回答は出してはならぬと命令が來た。

「だつてあれは二時間も前に郵便局へもつて行きました」

と云つてもきかぬ、出したとは怪しからぬと來たがそれは無理である。だつて出しましたと押問答してゐたが、文書主任も困つてしまつて、

「しかたがない、郵便局へ行つてとり戻して來い」と命じた。

かうなれば絶對絶命だ。あやまりはて〻郵便局からもらつて來て、さて恭々しく献じて見ると、また氣が變つて

「いや、もういゝ後で出しといて呉れ」

もうかうなれば腹もなにもたゝないい。

と吾輩と仲のいゝ例の若い雇先生、この事で思出したと

「實はね、僕がこゝへ來る前、ある役所關係の雑誌を手傳つてゐたことがあつたがね、そこである人が書いた原稿が余り不備でものになつてゐないので、知つてゐるのを幸ひ親切氣で、チヨイと筆を入れておいた、お蔭でそれで結びがよくなつてゐた、ところが、それがお氣に召さぬのでネヂこんで來たと見えて、その責任者たる僕が呼び出されて、大体君はなんだ、雇二十七圓の下級者ではないか、そんなものが荷も高等官三等二級の人の原稿に手を入れると云ふ法があるかと來たね。これは余り僕の筆の入れやうがよすぎた爲なんだ。月給をたてに怒られたのは始めてだつたよ。結果の如何を問はず筆を入れたことの、天罰おそろしきことを責められたんだ、だから僕もその時には、人の頭にもなんとか等級をつけておかないと困るとさう思つたよ」

とまた老人達までが上官のことと云はゞこわ〳〵ながら仲間入りがしたいと見えて

「上の人の云ふことはまあ〳〵無理なことが多いよ、理窟に合つたことでおこられるやうなことはないよ、だからこつちにひけ目がないから、ラヂオの雑音ほどにも感じないのさ」

なんていゝ氣持に放送したりする。

仕事と云はゞ型通りよりやらないくせに影口だけは一人前きかうと云ふ役人達も困つたものだ、何にしても、もう少し折角のことだから叱られて型を破り、例をしたがはないで、ほんとうに職務に忠實ならんことを心掛けたが、さてこれからがどうなることだらうか。

活きた教訓

少女の眞心

數年間米食を斷つ

大正七年の米騒動は範圍が廣かつただけに多くの犠牲者を出しまた獄に投ぜられたものもかなりありました、尾崎繁造さんも處刑者の一人として獄舎にしんぎんする身となりましたが、その時繁造さんには當時十五歳になる菊野といふ一人の娘があつたのです

× ×

菊野さんは父がいよ〳〵監獄に行くといふことがきまつた時に年若い少女にもにげなくきつぱりといひました

——お父さんがこんなことになるのもみなお米があるからだ、私はこれからお父さんが出て來るまで米は一粒も食べません——

それからは菊野さんははたのものがいくら進めても米は

◇一粒も食べず イモとか麥などを食

或る看守の手記

書信表を通して

みのる生

自由人として昨日迄思ふさま働いてゐた人々が、突如絶對隔離の刑務所に收容せられた場合、其處には大きな煩悶が生じて來る。私は毎日それ等の收容者が認めてゐる書信を通して、その心の動きを捕へてみたいと思ふ。捕へるといつても、たゞ私の感じたまゝを書いてみるに過ぎない

◇

幾度となく刑務所の門を潜つた犯罪常習者は別として、初犯者にして、それが計畫的の犯罪であると否とに係らず、一度此の刑務所に收容せられたとゆうことは、彼等にとつて非常なる恐怖を感ぜしめ、昨日に變るあまりにも淺間しい自己の姿を顧みて大なる煩悶に陷るのである。然し漸くにして冷靜に還りて、その收容せらるゝに至りし犯罪の經路等を顧みて、深い悔恨に陷り、わけても殘されたる家族の生活等思ひ浮べて、矢も楯もたまらずこゝに於て書信に依る社會との交渉を初めてくるので、最初の用件とするところの大部分は、接見の爲めに呼び寄せることである。然しながら收容者も外來人も初めの人は、僅かの接見時間を涙のうちに過して、肝心の用件は何一つ將し得ず更に其の次には、細々と認めた用件の手紙か刑務所の中から出されるのである。概して初めは、極端なる生活樣態の變化に伴つて起る不自由を訴へて、過去の生活狀態に自己を置かうとする爲めに、衣類寢具の差入及び麥飯の支給食に耐え兼ねて自辨食の差入依頼で

べるのです、それが三日續き十日續き一と月二た月と續くので家族や親戚のものがいよ〳〵心配してそんなにお米を食べなかつたら死んでしまうといつていろ〳〵進めてみても菊野さんは

――お父さんが監獄などへやられたのも、また内のものが世間へ氣兼して肩身の狹い思ひをして暮らすのも、もとをいへばみんなお米のためであるから、私はお米は見ただけでも喉を通りません、それですからこのにくい〳〵お米は死んでもたべません――

と云て、はたからどんなにいつても米には

◇見向きもせず イモや大根その他のものを食べて長い〳〵八年六ケ月間――お父さんが出て來るまで――お米と絶緣して暮らして來ました、が短い三月や半年なら米を食べずに過ごされませうが、この菊野さんは年はもいかない十五の年から

◇八年と六ケ月といふ長い間米を食べずに來たのです、これなどは親を思ふの情いかに深いかを切實に物語つてゐるものです、獄中の父親もこの菊野さんの心情には常に泣いて、『あゝ娘ながらすまない〳〵』といつて感謝の言葉にうちふるへてゐました、

少女の眞心鬼神を泣かす菊野さんのこの心掛は世の多くの少年少女たちの龜鑑とするにたるものです

ある。家族の生活苦等を思ふ比較的善良なる者にありては、自らの指圖によらずして、他より進んでの差入等を一切斷つて、それを家族の生活費の一端にもとゆう樣な心懸けを持つ者も稀れにはあるけれ共、中には發信すべき郵券の購求費すらもなく、然も尙事を家族の生計の指示、辯護士への通信に名をかり刑務所より郵券の貸與をうけて、主人無き家族はその日その日の生活に塗炭の苦しみを舐めつゝあるを知りつゝも、然も其の書信には官食の耐え難きを述べて、高價なる差入食の請求を爲す等、其處には何等理性の片鱗だも見出し得ず、本能のあるが儘を發揮する哀れむべき有樣を呈してゐる。甚だ敷に至つては辯護費用とか保釋保證金等に名を騙り何等この方面に智識なき家族に對して金円の送付を依頼することで、五円か十円で出られるならば、こちらも困つてはゐるが送金するとゆう樣な意味の手紙に、爲替券を同封してくるものがある。けれ共受け取つた本人はそうした苦衷等には更に無頓着に、翌日は早速支拂願書に辨當代として差入屋に渡されてしまふ樣な例は決して稀らしくない。しかしながらこうした處に隔離されて、一日一回の運動に出るより外に樂しみのない彼等に取つては、この差入辨當に舌鼓を打つことは恐らくは最大なる快樂の一つであるに違ひない。不完全ではあるけれ共次の統計によつて見る如くに衣類辨當及金子の差入依頼の手紙は、實に一日發信の三分一以上を占めてゐることでも、その大体を知るを得ると思ふ。

一日ノ發信ヲ約三三〇通トシテコレヲ大別シテ概括的ノ區分ヲシテミルト

一、差入依頼
（イ、辨當差入依頼　五一
（ロ、衣類ノ差入依頼　二五
（ハ、書籍ノ差入依頼　五五
（ハ、金子差入依頼（日用品或ハ辨當代トシテ）　二七
一、面會呼寄
（イ、辯護士宛ノモノ　三二
（ロ、家族宛ノモノ　二三
一、保釋嘆願ノ依頼（辯護士及家族宛）　二三
一、保釋命調達ノ依頼　二一
一、示談交涉ノ依頼（主トシテ辯護士宛）　一八
一、貨物利上及處分等　一三

面會に來る服裝で

貞女は分る

夫が嫌疑者として引致されたやうな場合に信念のない婦人は兄姉なり親達親戚などからすゝめられるがまゝに緣を切つて

◇再婚する といふやうなことは世間には往々あるものですしかし信念のあるいはゆる貞婦といはれる婦人はたとひ夫が嫌疑者として引致されるやうなことがあつても決して別れるとかぐちをこぼすやうなことなく神に念じ佛に參り夫の無罪を祈願しまたは極力證據書類を集めてその罪の無實ならんことに努力するものでありますこの婦人の果して貞女であるかないかといふことは面會に來た時の服裝や態度によつてもよくわかることです

× ×

波津久助さんは東北のある小都市でさゝやかな商ひをして妻と子供と一家三人暮しをしてゐましたがふとした出來心から罪を犯し處刑される身となりました久助さんが刑に處せられると妻のりんさんの親達や親戚はこぞつて

◇離緣して實家に歸るやうにと幾度も

一、安否ノ問合
一、公判期日問合及通知
一、其他

書籍については受刑者と異り被告人にあつては、起床時より就寢迄たゞ爲すこともなく時間を過す關係上、その依頼するものも可成りある。そうしてそれ等一般の書籍は講談又は小說等が主であつて、彼等收容者の多數が如何に無聊に苦しみ、肩の凝らない罪のないものを要求してゐるかゞ知れる。玆に面白いことには、寺院教會等に對して佛教典聖書等の送付を依頼することで、それ等の書信にはいつも改心懺悔の定まり文句が認められて、最後にその書籍の送付を依頼してゐるので、請求された方では布教傳道の方針よりして直ちに送付されるのではあろうけれ共、將してその收容者が書信に認めた文字の如く、眞に神や佛の敎へに叶ふが如き信仰の道に入るの意で依頼したものであれば喜ぶべき現象であるけれ共、若しもそれがたゞ一時の無聊を慰める爲に利用せらるゝ樣なことがあるなれば其の名の爲めに惜しむべきことであると思ふ。

◇

またこれけ取調の關係上長期の拘留を受けてゐる被告人に多く見受けることであるが、それは非常に猜疑心が强よくなつてくることである。たつた一言接見の際に與へられた意に逆ふ樣な言葉に對して、然もそれは吾々普通人には何等意に介するに足りない程の言葉に徒らに揣摩臆測を逞しふして、非常なる激昂を爲し、妻に對してはその心の既に他に傾けるにはあらざるかを疑ひ、また朋友等に對しても背かれたるにあらざるかを煩悶懊惱し、甚だ敷きに至つては裁判所又は刑務所等の措置の不當を鳴らし、我が意に反するものは總てこれ等を告訴する等、兎もすれば第三者にすら嫌惡の情を抱かしめるが如き言辭を並べたてゝ叱責追窮する等、殊にその妻たりまた朋友たる人に眞情のある場合それは氣の毒とも謂ふべき現象を呈してくるのである。此の猜疑心の爲めに只一人の親に見離され、妻には去られ朋友には音信を斷たれ、甚だしきは僅かの誤解よりして遂には一審二審と奔走盡力せるその係り辯護士をすら解任し、その既に支拂へる辯護料の返還を强要するが如き等枚擧に遑あらず、自ら堀れる陷穽に自ら落つる愚かしさは、過ぐる日に於ける自らが犯せる罪の償ひとは謂ひながら、

一二
六
三八

〳〵迫つたさうですがりんさんは悉くこれを退けて生母と子供と三人連ではる〳〵百數十里の道をたどつて夫に面會に來ましたそして夫に會つていふには「私の町には何萬といふ澤山の人がゐますが私達位不幸なものはありません子供は毎日學校から歸つてお父さんはどうして歸つてこないのだといつて泣いてばかりゐるし母は母で夫婦でありながら娘はこゝにゐるのに亭主は遠い〳〵處で

◆苦勞してゐる婿といふものは娘について可愛いものであるのにそれが別れ〳〵になつて苦しいつとめをしてゐる知り合ひなどからあなたのお婿さんはと聞かれるたびに悲しくて悲しくてなりませんといつては泣いてゐます一家の主人たるあなたもこゝの處をよく考へてくれねばなりません親類からは離緣して他へ嫁いだがよからうと再三薦められますが私は緣あつてあなたと夫婦になつたものですから離緣して他へ嫁がうなどゝは少しも考へてゐません

◆また幸福を望んでゐませんたゞあなたが眞人間となつて一日も早く自由な身體となつて歸つてくれて親子三人が樂く暮すのをたゞ一つの樂みにしてゐます』といつて久助や立會のものを泣かしましたその後は久助さんは一層獄則を守つていまでは自由人となり親子三人樂い生活を營んでゐます。—(報知)—

まことに哀れむべき事ゝ言はゆうべきである。

◇

尚茲に見逃すことの出來ない事は、眞に過れる過去を悔ひ改めて、温かき家庭への憧れである。殆ど虚僞をもつて終始するこれ等の犯罪者の中にも、泥中の蓮の如き時には哀々の情を逸べて悔悟の涙にその文字を滲じませ、思はず檢閲の手を止めしめることがある。闇がりより闇がりに殘されたるその妻は只一片のパンの爲めに働き、子は飢えに泣き寒さに震ふその慘狀を想ひ到る時、誰かその鬼の如き心にも一掬我れ過てりの涙なきものがあろうか。血を搾るが如き妻の訴へ、頑是なき七ツ八ツの幼子の綴り被ねる手に「お父ちやん早く歸つて頂戴……」と片假名にて認められたる手紙を展げたる時、其處にはたゞ深き悔恨と陳謝と更にその勞に報ゆる爲めの將來の活動と、その時に初めて訪れるであろう更生の家庭愛に抱かるゝ幸福への憧れがあるのみである。

◇

更に面白きは保釋願書を提出さえすれば必ず保釋許可になるものと考へてゐる者が多いことである。その爲めに調達の見込なきまでに苦境にある家族に向つて、五十円六十円の保證金調達の依頼を爲し、また以前保釋許可中に逃走又は更に重罪を犯して、しかも屢保釋却下の決定を受けて殆ど許可の見込なき者が、尚日々の發信にくど〳〵しく保釋運動方を辯護士に依頼してゐる有樣である。要するにそれ等の誤れる考へも、その因はたゞ一日も早く自由の社會に驥足を延ばし、この捕はれの塀の內より放たれたいとゆう一事より、斯くは自ら幻を作つては自ら迷ふ愚かしさを繰り返してゐるものゝ謂ふべく、佛敎の所謂因果應報恐きせぬ業の然らしむるところや謂はんか、まことに哀れむべく、將た恐るべしと謂ふべきである。

こうして私は日々書き送られる多數の書信を通して、色々の事柄を敎へられてゐる。しかし私の愚鈍な頭でどうしてそれ等を完全に表はすことを得よう。只感じたまゝを綴りたいと思つたけれ共、あまりにも皮相の觀察にのみ走りそうしてその窟の一分をも表はし得ない事を遺憾に思ふものである。(終)

諸國行脚
その四

小田原○箱根○草薙

小田原評定と事件迷宮入
箱根關所の門限と杓子定規
多士濟々の靜岡縣と茶摘唄
日本武尊が野火の難は三度

◇

停車場で汽車を待つ程退屈なものはない田舍の驛などで乘後れると二時間乃至三時間待たなければならぬ、田舍に居てこの苦い體驗を嘗めさせられた私は停車場に來ると見付けた汽車に乘りたくて仕方がない。假令それがどちら行きであらうとも。いま驛に戻つて時間表を見ると恰も熱海行が着く時刻だ、小田原迄の切符をもとめ、幸ひ車中はすいて居たので甘く乘込んだ

◇

小田原は小田原評定なる熟語を後世にのこした土地である。恐らく今日この熟語を邊擧する人間はあるまいが、今年の問題の太平洋橫斷飛行がよく似とる、飛行士は飛ぶ腰になつたが、飛行費用の方はまだ擧加帳を廻して居る、その飛行機は製作所と航空局とのいがみ合ひ、ベラボウめそんなら飛んで見せるとも出たのでもあるまいが練習機は九州大村さし飛ぶと大阪邊で往途で一寸一服し、第二回目は歸途に墜落、燒死—、やれ〳〵かうしてゐる間には何處かの國からお迎ひが來るであらう。

又これが刑務所の方で無斷出所者があつた場合もさうだ、何方へ行つたゞろう、親戚緣者がある男か、誰を捜しにやろうと御前會議が念がいる丈け間抜けは西、遂にその姿を失ひ闇中摸索だ、この時、新聞紙は事件迷宮入りの結句で以て片付ける。

◇

汽車は小田原へだとてのろ〳〵せない勢よく驛に入ると、小田原電氣鐵道の電車が待つて居るので手早く乘換へ。箱根の山は大下の險、函谷關も只ならずの難路を易々と登る、線路は電光形に上つた處がある、すぐ眼下に鐵路が見へるから、あれは何處行の線かと問ふたれば、今上つて來た線路だとの答へ、あゝさうかと云つたが氣まりの惡いこと夥しい、「宮の下」で電車を捨てゝ自動車の客となる、道に小涌谷、芦の湯、曾我兄弟の供養塔、元箱根、箱根權現、箱根町、この町外れにお關所趾がある、道から少し左へ上ると甘酒茶屋だと運轉手君親切に敎へて吳れる、若し見て來やうとでも云ふものなら直ぐと案內する、さうして案內料と自動車の待賃を儲けられる、何が親切なのか分らない。

◇

時間には、〇〇(地名)時間といふのがあつて正午の約束が午後の五時となり十時となり翌日の午前零時になつたりする。それと出勤時間にいつも遲刻するから、せめて退廳時間丈けは勵行したいといふ殊勝な人がある。この箱根の關所の門限に就て面白いことがあつた、それはこの關所を通行する者が門を閉鎖する定

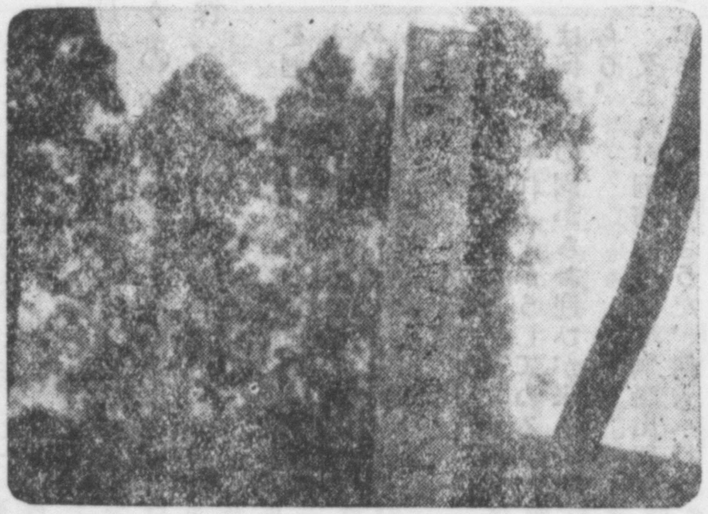
刻迄に途中で暇取つて遲れるやうなことが折々出來る、その時には驚屋に心付けを奮發してやると、その驚屋は一人の仲間を雇つてその者が驚の戸を外し肩にかついで先へ馳抜け關所の門口で「エイサ〳〵」と後の驚が來る迄然鳴つてゐる、すると關所役人は通行が續いて居るものとしてその驚の通行を待つてやつた。左樣然らばの四角張つたお役人樣にこのやうな人情味があつた、これを考へると枸子定規の今日のお役人樣が怨めしい、何と御同役如何で御座る。箱根關趾の棒杭がなつかしく御座らんか。

◇

箱根では芦の湖の逆不二は更なり。溫泉と、史蹟は、秋夜の星數より多い、歌もある、詩もある、句もある、が盧子の「溫泉の掛樋清水の掛樋並び引く」の句が私は好きだ、箱根町から三島へは西三里、自動車はまたゝくうち、川柳に「今ふんだ雲で三島の雨に逢ひ」とあるが、雨の脚よりは自動車の方がマラソンは上つ手だ。

◇

靜岡縣に入つた、この縣は多士濟々で、うつかりエラさうな口は利けない、長岡には犬養木堂翁、與津に女醫の校長さんである吉岡彌生女史、青山女學院の「お濱さん」で鳴らした塚本はま子女史あり、一木喜德郎、岡田良平の二大臣を出し、文壇の遲塚麗水、運送界の石井徹、關稅博士高柳松三郎、細菌學者池田錫、軍人に篠田次助等々、上は衣冠束帶の大宮人から、大臣、博士を始めその以下に至つては掃いて捨てる程ある。鄕に在つては茶摘女の唄に浩然の氣を養ひ、出でては天下に獅子吼する、敢て世人を御茶にしてゐるのではないさうである。



◇箱根關趾と その標杭

◇

三島と江尻の間汽車乘用

江尻驛發車の下り列車が巴川を渡り次第に海岸を遠ざかるとやがて左窓に當つて一條の松並木が畑中から山上へかけ通じてゐるのが目に入るであらう、これが草薙神社の參道である、私は江尻驛から自動車の便を借つた。この社は日本武尊の靈を景行天皇東行に際し親しく祀られたものと傳へ延喜式內社であり、當時は有度郡の官社であつた。抑も日本武尊は西園寺公望老、畑毛には社會民衆黨顧問吉野作造博士の別墅がある、

尊の東征の折、野火の難に遭はれしことが三度、それでその古跡も三ケ所に殘つてゐる、これに就て少し云ふて見たい。

◇

草薙神社　安倍郡有度村大字草薙に在つて久能山の北麓に位する、昔神領五十石。

燒津神社　東海道線の用宗、藤枝兩驛の間に在る「やいづ驛」下り列車が驛を離れてからその左窓近く疎林の中に見える社がそれである。入江明神とも稱へた、これも延喜式內社で益頭郡の官社であり、社領朱印高、七十石、正四位下と駿河國諸郡神階帳に載せ、志太郡燒津町に屬する。

小野神社　神奈川縣愛甲郡玉川村大字小野にありこれ亦延喜式內社で愛甲郡の官社であり、小野の閑香（かんか）明神とも稱へた。平塚驛から遠い。

以上の三社とも同じ緣起を傳へて居る、これを日本紀によると

尊が駿河國に至られると賊軍は表面降參をして欺いて云ふには、この野は麋鹿（なれしかとて、澤に住む獸）澤山棲みその息が朝霧の如く、その足は茂林の如しと大法螺を吹いて狩獵を勸めたので尊はその野に赴かれると、賊軍は尊を弑する爲に火を放つて野を燒立てた、それで尊もその欺かれたことを覺られ、火を祈つて向ひ火をつけられたのでこの難を免かれ、賊軍は反つてこれが爲めに滅びた、これから相模へ進まれたと書いてその註に。

一說には、尊が佩かせられた叢雲劍を抽かれて、身邊の草を薙ぎ拂はれこの災を避けられた、そのために其の劍を草薙と命名せられた。

とあるのである。野火を防ぐには草を薙ぐのも一法であり、また向ひ火をかけるのも一法であつてこれは原野開墾の際とか、山燒、野燒には一般に用ゐ來つて居る方法である。

さうして古事記には。

尊が相武（さかむ）の國に到り玉ふた時、この國の國造が詐つて曰ふには、この野の中に大沼あり、沼中に住まふ神は、いたくちはやぶる神であると、よつて尊はその神をみそなはすべくその野に入られると、國造は野に火をつけたので、その詐りであることを知られ、倭比賣命から貰つた嚢の口を開いて見ると火打があつた、それで先づ刀を拔かれて草を刈り、火打で火を出し向ひ火をつけられ、燒拂ふてここを出でられ國造等を滅ぼされた、その火をつけて燒いた地を燒遣（やきづ）といふ。そののち弟橘比賣命の歌に「さねさし佐賀牟のをのにもゆるひの、ほなかにたちてとひしきみはも」とある。古語拾遺にも尊、相模國に到り野火の難に遇ひ、劍を以て草を薙き免るゝを得たとしるしてあるところから相模國（神奈川縣）小野の社を古跡といふのである

之を要するに日本紀には駿河國燒津の鹿狩をのせて相摸の小野のことなく、古來記は相模國小野の神詣を書いて燒津のことを混入してゐる。その鹿狩に當つては向ひ火を本文として草薙ぎは註記である。それで、學者はこれを一地に似て一地にあらず、三事に似て三事にあらず頗る紛はしいが、蓋し語部と史部の著錄がその眞を失つたものであらう、三地とも延喜式內社として存する以上は三地三事のことを、一所一件の如くしてしまつたもので、草を薙がれたこともあらうし、向ひ火をつけられたこともあらうし又、兩法を併せ用ゐられもしたものであらうといふことになつて居る。

考證はまづこれ位にしてあとは史家にゆづり、尊が鴻業の緖を偲びて社を辭することゝした。（e生）

常識講座

近代社會思想の梗概

（一）

【はしがき】　もとより研究的なものではない。又批判的立場にたつてゐるものでもない。たゞ一の常識として、近代に於ける社會思想のあらましを、かきつらねてゆくのがその目的である。尚紙面に制限があるので、重要なことでも、說明が出來ないこともある。あらかじめ御了解を願ひたい。

マルキシズム（一）

カアル・マルクス Karl Marx (1813-1883)（文政元年―明治十六年）――それは、何といつても、近世社會主義の本源であり、過去の社會思想の綜合者である。マルクスをはなれて、眞に過去の社會思想を知ることが出來ぬ、マルクスを知らずして、その以後の社會思想の展開を理解することは出來ない。然らば、マルキシズムの特自の思想は何處にあるか。

社會主義の名は、比較的新しいがこれを廣義に解釋すると、その思想の起源は、古い。印度にも、支那にもギリシヤにもあり、又キリストや觀鸞の如きも一種の社會主義であつたとも云ひ得る。

社會主義的共產主義的思想が宗敎的氣分に應しいのである。こゝにキリスト敎社會主義や、大本敎の共產主義的な思想等も生れたわけである。併し所謂社會主義のはもつと狹義なものである。即ち資本家的經濟組織の廢止を主義とするもの――これが近世の社會主義である。

然るにこの如き狹義の社會主義に於ても、初期の社會主義者は、みな空想的であつた。即ち彼等は將來の理想社會に關する主觀的の要求若くは希望をば自己の腦裡に自由に描出したにとゞまり、この如き理想社會を實現すべき條件が、現在の社會に於て存在しつゝありや否やの問題については、十分なる顧慮を拂はなかつた。故にその理想は、如何に美しくても多くは夢にとゞまり現實に對する科學的知識を根據とせざる嫌があつた。我國に於ても近くは佐藤信淵は空想的な一個の社會主義者とみることが出來、又明治卅五年に著はされた矢野龍溪氏の「新社會」もそのユートピアの一である。

之に對しマルクス宗の社會主義が科學的と稱せられ近世の哲學上のカントの如き地位を有する所以はマルクスによつて初めて理論的體系を有する所の一の獨立した科學の體面を具ふる所の社會主義經濟學が成りたつたからである。

而してこのマルクスの中心思想をなすものは、唯物史觀と剩餘價値說である。

さて、マルクスの唯物史觀は、社會學說であるが、その根據としての哲學は、唯心論と對立した唯物論に基いてゐる。而てこの唯物論は、多く、フオイエルバツハをうけつぎ、その唯物論を根據として、ヘーゲルの辯證法を繼承し、獨自の考察をなしたのが、唯物論的辯證法である。

マルキシズムの哲學

唯心論者は、精神が唯一の獨立者で、物質の世界は精神の發達に伴ふ影にすぎないと考へるのであるが、之に反し唯物論者は、五官の知覺しうる物質界が、唯一の眞實でなければならぬと主張する。

一体哲學上の認識論の根本としての認識起源の問題――吾々は物をどうして知りうるかといふ問題――に、唯理論と經驗論と批判論との三つがある。

唯理論と云ふのは、認識は、先天的な理性によるものであるとする說、經驗論は、吾々の心は、白紙のやうなものである。經驗によつて出來るといふ說、批判論はカントの大成した兩者の綜合で、「形式」なる先驗的要素が經驗論者の主張する「材料」に働らくことによつて成立するといふのである。

マルキシズムは、意識も思惟も人間の腦の所產であり、人間そのものが環境に從つて發達して來た自然の產物であるから、先驗的なものはあり得ないとして、經驗論を持するものである（但しカントの中には、批判論と一致するとみてゐるものもある）

次に認識の本質若くは、對象の問題として、（一）われ〳〵の認識するところのものは事物そのものの即ち實在そのものであつて我々の認識の內容は事實の摸寫に外ならないとする「實在論」と、主觀をはなれて客觀なく、認識は認識主觀の觀念的形成物であるとする所の「觀念論」と、この兩者を綜合する「事實そのものの存在は豫定するが吾々の認識するところのものは事物そのものでなくて、認識主觀の中に規定乃至制約されてゐる事物即ち現象であるとする所の現象論の三つあるが、マルキシズムは、實驗即ち實踐を主として「物自体」を否定し、我々の認識は事物そのものの即ち實際そのものを餘すなく把握しうるものであり觀念の內容はその事物そのものゝ存在をあるがまゝに模寫するといふ實在論によつてゐる。

マルクスはかく唯物論の思想にたつたのであるが、機械的な唯物的な見方を、さらにすゝめて、人類生活の一般の發展即ち社會的變化政治的變遷を悉く物質的原因から說明しやうとしたのである。

このマルキシズムは即ち過去に關する理論（唯物史觀）と現在に關する理論（資本主義的經濟論）將來に關する理論（如何にして社會主義を實現するかといふ政策論）との三つにわけて考へることが出來る。

マルクスは人間社會の進化、及制度の變化は、人間の思想の變化の結果ではなくして、社會に於ける物質的條件の發達した結果である。物質的な條件を根本として諸種の制度はそれに適應するやうに變化するのである。而てそれは制度ばかりでなく、全ての文明は、物質的條件の變化に伴ふ。

而て、かれは、この物質的諸要素の中から特に經濟的要素を以て、歷史的進化の原動力と斷定したのである。

矯正図書館

民主だとか人種だとか地理だとか云ふ物質的要素も社會に力を及ぼさないではないが極めて微力で、社會の根本的な進化は生産と分配即ち經濟的條件にあるのである。

即ちいかにその社會で生産がなされ、物が交換されつゝあるか――それが社會の形体制度を定めるのである。

換言すると人の意識が人の生活を決定するのではなくて、人の社會生活が人の意識を決定するのである。

而て社會の物質的生産力は、その發達の段階に於て、現在の生産關係と矛盾することゝなる。(但しマルクスの云ふ歴史とは、社會關係及社會思想である)

こゝに社會革命の時代が初まる。經濟的基礎が變化すると共にその巨大な法律的、政治的な「上部の構造」が、徐々に或は、急激に革命されてくる。

時代の精神とか思想とかは、社會に力強く動いてゐるけれども、それも經濟關係の所産で、根本の經濟關係に變化がくれば、自然に、思想生活も變化せねばならぬ。從て、マルクスによれば、社如何なる會組織も皆一時的なものである、而てその組織は、社會の生産力の發展のために有利なる限り維持されるが、それが障碍となるときには破壊せねばならぬ。

資本主義は、封建制度ののちにおこり異常な進展をとげたけれども現今ではあらゆる方面の社會の生産力を束縛してゐる。故にこれは必然的に崩壊をせねばならぬ。

これが、唯物論的辯證法のあらましでこの辯證法はヘーゲルを繼承したのである。

蓋しヘーゲルはこの世界の歴史を、正、反、合の三段階を以て進むものであるとした。

而て「正」なる思想のうちには、やがてそれにそむいてゆく要素をふくんでゐる。それが、だん〳〵と生成して第一に對立する第二の「反」をつくることゝなる。これが更にすゝむと、第一と第二との中に保存されてゐるところのより高き世界を建立するのである。そうしてこの一止揚(アウフヘーベン)の「合」の事物が、又正となり、これがくりかへされてゆくのである。

この方法論を、マルクスは、生産關係といふ神秘の唯心論上にたつたのであるが、マルクスは自ら「ヘーゲルの辯證法は頭でたつてゐる。だから吾々は神秘の皮をはいで、合理的な實を求めるために彼等の辯證法をさかさまに、ひつくりかへしたのである。」即ち唯心論的辯證法を唯物論的辯證法に引き返したのである。

つまり一定の社會組織のライフ・ヒストリー(一生涯の歴史)には、「其社會組織が社會の生産力と正に調和し之が發展の爲めに最も都合のよい時代がある。然るに社會の生産力が或る程度に發展すると社會組織と生産關係との調和が破れ、從來生産力の發展を助長してゐた社會組織が却て生産力を妨害するやうになる。こゝに新い生産、經濟組織が生れてこなければならぬ。而て之はやがて、上層建築たる文學、美術、道德、宗教を新しく規定する」といふのである。

資本主義的生産の行はれる以前では生産用具に對する勞働者の私有を基礎とする小規模生産であつた。勞働手段は個人の使用の目的のために存在してゐた。然るにこの個々の分散した手段を集中し、生産力を增加せしめるのが、資本主義的生産方法の任務であつた。而てこゝに又生産そのものも社會的となつた。然るに、この生産されたものは、生産をなしたものに歸せずして、今では、資本家の所有になつて終つた。即ち生産物のみはその所有が昔時の私人生産者に於けるが如く生産手段の所有者に歸屬してゐる。

これは大なる矛盾と云はねばならぬ。こゝに社會の軋轢が崩芽を有してゐる。

而て、社會的生産と資本占取との間が大なれば大なるほど益々抵觸は大きくならざるを得ない。而て、小生産者は今では、獨立の地位を失ひ、賃錢のために勞働をうる外なきに至り、且つ、昔は一時的な賃錢勞働であつたものが、終生のものとなつた。こゝに有産階級と無産階級の對立が明かになり、擡着することとなつた。

ことに近代の諸機械の發明は、益々以て勞働力を不用に歸せしめ、機械が精巧になればなるほど、勞働人口は過剩を生じてくる。從て又、資本家は優越の地位を占め、資本は、勞働者を壓迫する武器となり、勞働者の消費力は減退する。

されば一方資本が集中さるればされるほど他方には夫れだけ貧窮は增加するのである。

而て生産の資本主義的所有における矛盾は、恐慌に於て著しくあらはれ商品の交換轉換は中止し貨幣は交易の障碍をなし、引いて小資本主を沒落せしめて大資本主をますます大になさしめる。

かくて、生産されたものが過剩となるも多數のものは缺乏にくるしみ事實として自家擡着に歸る。

かくて生産を國家若くは社會の有に歸することは正當なる改善方法であり、かくつた以上、有産階級が、生産の任にたへざる限り凡ての社會的任務は給料によつて使用されてゐる人々の手に之はうつされねばならぬ。

資本主が勞働者を生産管理から驅逐したるが如く、勞働者が資本主を追放するのである。

然し生産管理が單に國家又は、社會によりなされるとしても國家が大資本主として多數を依然掠奪するから、生産力の社會的性質を認識し生産方法と交易方法とを十分に調和せしむる樣にせねばならぬ。そのためには國家、社會は、あらゆる生産力を獨占せねばならぬ。

要するにマルクスの社會主義は、生産力と生産關係の矛盾、公的生産と私的分配との矛盾、この矛盾から現下の資本主義的社會組織は必ず崩壞すべきものである。といふのがその信念であり見解である。

然し乍ら、マルクスの所論は、資本主義組織に於ては、資本家が勞働力を搾取するから、直ちに之を道德上不當であるとしてその倒壞を期しやうとするのではない。マルキシズムに於ては、道德論の要求にもとづいて社會主義の理論を建設して居らぬのである。マルクスは、如何なる制度組織も絶對的永久的に是が可否を論ずべきではない。從つて資本制度を以てつねに惡しきものであるとするのではなく、又資本家を惡人とするのでもない。資本主義も過去に於ては存在すべき理由があつたのである。

即ちマルキシズムに於てはあくまで、科學上の運命に基礎をおいてゐるのである。

――(A 生)――

刑務所の勞働

（二）

ヘンリー セオドール・ジャックソン……△
法學士 佐藤辰郎譯……△

▽……△
▽……△
▽……△
▽……△

第二章　受刑者勞働に關する異なる制度の觀察

受刑者を使役するに六個の方法がある。公算制（Public Account）契約制（The Contract）切實制（Piece-price）賃借制（The Lease）國用制（The State use）及勞働指導制（The Work and ways System）是である。是等は細密の點に於て各々相異るが、共最も重要なる相異點は、個人の利益が受刑者、其勞働及其製品に關係する範圍如何に存する。是等の制度を檢查するに當りては、吾人は、其特質如何のみならず、其利害、例へば、管理の難易、國家の財政上の利害、受刑者勞働と自由勞働との關係、刑罰の目的、修養の機會、事業組合の態度及國家と受刑者の双方に及ぼす國有農業の價値如何等を考へねばならない。

公算制は私的利益と何等の關係を有しない。請負人を全然刑務所から除去し、刑務所吏員を代表者として國家が生產者の地位に據り、原料を買入れ、受刑者を働かしめ、其生產品を市場に賣出す。國家は買入、製造及販賣に對し一切の責任を負ふものである。其成功すると失敗するとは凡て危險を國家にて負ふものである。受刑者は、勞働と云ひ、敎育と云ひ、全然國家の指揮の下にあるものである。

此公算制は、我國に於ける刑務所主義の最初より行はれたる產業は、撚糸、袋、靴（長、短）等、「ブラッシ」、家具其他機械費の巨額に達せさる製造をなすものである。ミネソタ、及ウイスコンシンに於ては、撚糸及農業器製造に從はしめ大に成功した。是等の製品は、凡て、公開市場に販賣された。

ミネソタのスチルウオターに於ける刑務所は、大に觀るべき事業を爲した。一八九一年には、先づ、撚糸事業を以て初め、一九〇七年に農業器製造を加へ、一九〇九年以來全然公算制に則つた。最初の七ケ年間は、其製造業の損失に惱んだ。然し其以後は、一九二一年に、九万三千弗の損失ありし外、年々利益を生むだ。一九一九年に於ける全利益は、四十五万五千百五十四弗であつた。刑務所は、其產業より生する利益を、生產の目的の爲めに積立てたが、今や大約四百万弗に達して居る。

此制度の長所を概括すれば左の通りである。

(1) 凡ての利益は國家に歸する。
(2) 何等特別の便益を、他の製造業者を凌駕する製造業者としての個人に與へない。
(3) 國家に對する受刑者勞働なるか故に、個人の收益に對する以上の精神がある。
(4) 受刑者に對して、完全に不斷の國家の管理と威權を行ふ。

但し此制度にも不利益を伴ふ所がある。適當なる善良の刑務管理人と、善良なる事業支配人とを獲るの困難がある。俸給は低廉であり、地位は不安固であるから、是に對し正當なる人物を得るは困難である。又國家は、家賃も賃銀も支拂はないから、刑務所製品は、他の工場製品よりも、遙かに低廉に販賣することか出來るが、此くするときは、百年前の勞働者の如く、自由勞働者の賃銀を下落せしむる。故に法律によりて、市場價格にて是を賣る樣强制された。是か中々難事である。何となれば、通常刑務所の製品は、品質劣等であるから、國家にして、其賣價を落さしめさる限りは、賣れないからである。

又、不景氣の時に當りては、製造品の需要杜絶し、刑務所工場は閉鎖し、受刑者は職を失ふに至つた。其結果は怠情となり、刑務所敎練を墮落せしむるに至つた。是は、刑罰上、經濟上、敎訓上又は改革上孰れより見るも、受刑者使用の根本論を破壞するものである。

刑務所勞働の第二制度は契約制である。此制度は工業失敗の結果、刑務所の財政の管理上、英國及合衆國に大に採用さるゝに至つた。特に機械の發明と共に、低廉なる勞働を希望する結果、契約者は其供給を刑務所に仰くに至つた。刑務所の官吏も是を歡迎した。契約者は此勞働を有利に使用することが出來、刑務所も、其勞働に利益あらしむることが出來る。

國家は受刑者の衣食住を供し且つ是を監守する。契約の相手方は彼等を使用する。國家は刑務所を建て、工場

を設け其中に機械と動力とを供する。契約者は燈火、器具及原材を提供する。刑務所の官吏は、法規に從ひ、受刑者の使用を入札に附することを廣告し、其最高入札者に契約を爲す。契約者は、契約の條項に從ひ、各受刑者の勞働に對し、日數に應じて是を支拂ふ。此制度は勞働は是を契約者の手に委し、訓育は刑務所官吏の手に任すものである。

契約制は公算制に優る左の長所がある。

(1) 會計帳簿係を八ケ間敷する必要なし。
(2) 受刑者を一層規則正しく使用するを得。
(3) 國家は一切の事務管理の勞を省くを得。
(4) 工場經營と刑務所管理との兩資格を兼併する人を望む能はさるも、刑務所長に據る人を得ること容易なること。
(5) 契約制は一層多くの利益金を生する。此制度によると、受刑者改良を爲さんとする國家としては、公明正大と云ふことの上に逢するは稀であつた。最もミネソタの場合は例外である。公算制にては三割二分以

契約制にも、是に伴ふ種々の弊害がある。

(1) 契約者と相約して是等の人々の勞働から搾取することは、受刑者は、眞實の材料の代りに何物かを用ひねばならぬ事があは出來ない。
(2) 此制によれば自由勞働者との競爭を最高潮に逢せしむる。
3) 勞働改革の希望が利益を得ることの爲めに埋沒される。

例へば刑務所内で物品が竊まれ又は隱匿されることがあれば、受刑者は、契約者と共に働くものにあらさるやの念を持つことを禁じ得ない。る。斯かる場合には、受刑者の維持及訓育に就ては、ヤ、滿足することが出來るが、時として、賃借制と同樣の惡弊がある。

契約制は、受刑者は自分等と共に働くものにあらさるやの念を持つことを禁じ得ない。監督は、名義上は刑務所吏員の手にあるも、多くの場所に於ては、刑務所吏員は、契約者の代理人であつた。吏員が區別さるゝ結果は爭論を惹起し、其爭ひは、多くは仕事の種類又は其仕上りの速度に就いて起つた。其實例はメリーランドに見る事が出來るが、是は多くの場所に繰返される。一九〇九年三千六十七名の受刑者の中七百三十六名が Cutting up の懲罰に附された。（手を頭の上に延ばして、鉄の「カフス」に結附ける。かく

て踵か足全体を括り擧ける）是等の懲罰を課したる原因は「仕事を完了すること出來ず」又は「仕事に不熱心」であるとされた。要するに、受刑者は契約者を滿足せしめなかつたから罰せられたのである。此刑務所を調査したる委員は、同所か非衛生的にして、醫師の注意洽からず、好ましからざる契約か締結され、且つ、刑務所長が契約制を廢止せんとする法律の議會を通過するを拒く爲め、種々の陰險手段を講じたることを發見した。

米國勞働聯合會長たりしサムエル・ゴムパース (Samuel Gompers) は契約制は、輿論の反抗を招き是が廢止を迫るべき惡制度なることを主張した。ゴムパース氏は勞働組合は、此制度の廢棄と自由勞働に對する刑務所の競爭に對して鬪ふべきを主張した。

嘗てシング、シング刑務所長にして、其後ケンタツキー刑務所長たりしモイヤー (Moyer) 氏はケンタツキーの刑務委員局とホーグモントゴメリー (Hogue-montgomery) 會社との間に爲されたる契約を例示した。此契約により二百人の受刑者は、一日九時間七十五「センツ」の割合にて、箒、靴、及箱製造に從事することゝなつた。此契約は右の製造會社の任意に年々更新せられ、刑務所は是に依りて、一ケ年に八万四千弗の損失を招けるに拘はらず會社は契約期間に渉りて更新することを繼續した。

マサチユセツツ州に於ても契約制を承認し、一八〇七年頃既に是を實行したるが、其一千八百二十年代に至る迄好成績を得なかつた。約半世紀の間は、此制度は、刑務所勞働の重なる方法であつたが、是に對する反抗あり遂に永久に採用されさることとなつた。

第三の制度は 切賣制 (Piece price) にして契約制を多少變化したものである。此制によれば、國家は受刑者の勞働を支配し、完成品を單價幾何として契約者に引渡すものである。契約制と同じく、國家は受刑者に衣食住を供し且つ是を看守する。又國家は工場を供する。併し是と契約制と異る點は、契約者は人頭幾何として受刑者を使用せず、唯、原料を供給し、其仕上りに對し單價何程として國家に支拂ふ點に存する。時としては契約者は人を刑務所に派して仕事を視察するも、是等は生産に對して責任ある職工長と認むることは出來ない。

此制度は、第十九世紀の初めにペンシルバニヤに用ひられ、一七八九年より一八三八年迄公算制と共にニューヂヤシーに施行された。然し僅少の一時的試みは是を除き、契約制に對する反抗運動の起りしとき、八九十年の

交に大々的發展を遂げた。

此制度は、契約人と刑務吏員との間に生ずる爭議、例へば、契約人よりする仕事の催促の如きを除去することが出來る。切賣制は刑務吏員をして、各受刑者の時間を最も善く活用するの機會を與ふるものである。

然れども、此制度にも全然紛議なしと云ふことは出來ない。刑務所に來れる視察人が、看守と受刑者との間に幾度の紛議を生ぜしめた實例がある。切賣制は、要するに審査を逃れる一手段に過ぎずして、其實は契約制の眼先を變へたるものである。

第四の制度は賃借制である。此制にありては、國家は受刑者を、賃借人に引渡し、賃借人は受刑者に衣食住を供し且つ看守することを約する。賃借人は又各受刑者一人に付幾何の金額を國家に支拂ふ。是に對し賃借人は、受刑者を働かしむ、且つ其生産を獲得するの權を得。是れ實に各當事者双方出來る丈の利を得んとする純然たる營利契約である。

賃借制は一七九八年にマサチユセツツに用ひられ、一八二五年にはケンタツキー、一八三九年其刑務所が賃借人に引渡されたるときミゾリー州にも採用された。イリノイズ州にては一八三九年より一八六七年迄行はれた。此等の諸州は刑務所を有せず、又是を建設することが出來なかつた。南北戰爭前には、奴隷は多く其主人によりて處分された。而して犯罪人の多くは黒人であつたから、南部にては刑務所制を必要としなかつた。故に南北戰爭後は、受刑者は是を一私人に委し、其賃借人は荒れはてたる僻地に、丸太小屋、其他の「キヤンプ」に是を宿泊せしめて、使役看守した。

一八六七年ミスシツピー州に於ては鐵道及招待會に受刑者を使用する事を許した。ルイジヤナ州は一八六八年に此契約を軍事知事大將ハンコツクが承認した。ジョルジヤに於ては、同年、軍事知事大將リユーガーが一ケ年三千五百弗にて黒人受刑者の二團体を賃貸した。一八六九年には又新たに五百人の受刑者を賃貸した。是は正當の權限なき仮知事たりし大將ブルロツクの行爲なりしも、政府は二ケ年後其行爲を承認した。

賃貸制を採用したる諸州に於ては、到る處戰慄すべき殘忍行爲が行はれた。此事實は、遂に、凡ての州立刑務所から此制を驅逐するに至らしめたる反抗を生じた。アラバマ州の如きは、是を廢棄したる前後のものにして、

實に一九二四年一月一日である。

實際には行はれさるも、尚ほ其法律を有するものは、アラバマ、ルイジアナ、ミシシツピー、北カロリナ、及南カロリナ州の各地方の刑務所に於ては一九二二年同國の地方の「キヤンプ」に於けるマーチン、タルバート虐殺事件曝露と、北ダコタ議會の抗議により全然是を廢止した。

賃借制は人道問題及改革問題の動機を有する爭議の中に金錢上の利害を置くものである。愁訴の最も大なるものはフロリダより最近惹起した。玆には、受刑者の多くは、黒人にして丸太小屋に働き。獰猛なる番犬をして、脱走せんとする黒人を張番せしむる。彼等は泥水が腰を沒する沼澤の中に勞役した。是の如く瘴氣に曝される爲め、「リウマチス」を煩ひ、肺炎に罹り、多くは死亡した。一九一二年一月一日に一四二一名の受刑者の中五百十六名は其前年に賃貸されたが、其中、九十六名は逃亡し四十七名は再ひ捕はれ、七名は其年に死亡した、會社は逃亡及死亡により一名宛四百弗を損失した。然し會社は是等の逃亡及死亡の損矢に拘はらず、純益二万四千弗を得、國家は一人に付四百弗を一ケ年にて獲得した。

受刑者は病氣であつても仕事を强ひられた。是を拒むときは會社より罰せられた。其罰の重なるは拇指を以て括して背を笞打つことゝ、仰臥せしめて、漏斗を以て水を呑ましめることである。此等の「キヤンプ」に於ける番人は、一人の黒人を射殺せんとしたが、心を醜して、鐵銃の臺尻を以て三度打撃して彼を倒したと云つて居る。國家は受刑者の爲めに、藥料又は病院の設備を爲さず、受刑者は賃借人の供するを俟つて居た。要するに、此制度は唯財政的利益のみを眼目として、受刑者の改革には何等盡す所がない。

チヤーレス、エドワード、ラスセル(Charles Edward Russell)は其 A Burglar in the Making と題する書中にジョルジヤに於ける、此種の「キヤンプ」生活の狀態を活寫して居る。罰則の多くは、笞刑にして、犧牲者の衣を奪ひて裸體となし、桶の上に横へ、四人の男足を支へ、鮮血四肢に流れ、號泣して、遂に憐愍を乞ふに至る迄是を鞭撻する。時としては、背より肉を露出する迄是を擊ち、斯くして是を其小屋に運び去る。鞭笞の結果、夜間遂に死するもの往々であつた。

夜間彼等の臥寢する所は、不潔にして、汚穢物を以て被はれ、毒虫に滿ちて居た。壁の間隙からは、寒風の吹き曝すに任かされた。寢床は被ふに布なく、裸體を包むにも尚ほ不充分であつた。食物は虫の湧きたる豚豚を煮たのと、脂の多き小麥の「パン」

とであつた。時々は政府派遣の監視官あるも、賃借人等は隠め是を探知し、其到着前に派遣官の巡視する處丈を清潔にし、巡視中は、常に其圍りに番人又は代理人を伴はしめ、愁訴するものあるを拒ぎ、是あれば答を加ふべきを暗示した。

賃借制を廢止する爲め幾多の企てか爲された。ジョルジヤに於て人民党(Populists)の盛大なるや、彼等は賃借制の廢止を熱叫した。人民は是に感應した爲め、賃借を契約と變更した。然し實体の變更なき爲め何等變る所はなかつた。賃借制は、實に、其一切の弊害と共に最近まで傳はつた。アラバマ州は賃借制を廢して、契約制を採用した。此新制度によりて、契約者は、受刑者を刑務所の外にて使用することとなつた。受刑者は國家の任ずる番人及所長の看守の下にあるも、其番人は賃借人から俸給を支拂つた。國家は醫術上の監視人を置くも、衣食住及看護人は賃借人の供給するものである。凡ては國家の嚴格なる監督を俟つものとするも、其實情は以前と相去る遠からざるものである。

一九〇六年に聯邦政府は賃借制に注意をなすこととなつた。議會は借金の爲めに人身を使役するを禁ずる法律を議決した。司法省に於て調査を開始した。地方官吏が中央の國家權力と獨立して、勝手に犯罪人を賃貸したることと且つ、其或者は重罪犯人以上に虐待したることを發見した。木挽き、鑛堀等の爲め會社に勞働者を供給するに巧みの方法を用ひて居た。檢察官が外出するや、健康なる黒人の一隊を泥酔等の微罪を以て是を捉へて裁判所へ送る。裁判所は凡そ六ケ月間は此等を召喚しない。すると將來の雇主となるべきものが、其拘禁したる處に出懸けることとなる。黒人等は此雇主と共に行くか、或は裁判所の一括宣告によりて珠數繋ぎの囚人となる。

南部諸州は賃借制を廢止するに就ては、多くの困難と戰つた。其適例は民主黨が其廢止を要求した時、ジョルジヤの場合に現はれた。行政府は是を實行し難きものと宣した。立法府は一八九七年に五ケ年の賃借制の猶豫を許した。此法律によれば、勞働時間を增加し、且つ、轉貸しを許可した。爲めに、受刑者の價値騰貴し、國家は益々利得する所があつた。「キャンプ」の醜聞及慘事と防禦柵か價値と共に生じた。一九〇五年政治家等は、再び何事か爲さんことを約し、幾多の眞劍味を假裝したが、再び其改革の實行し難きを宣し、議會は更に五ケ年の賃借制の延期を許可した。當時受刑者一人の代價が一ケ年二百二十弗であつたが、是が轉貸は、一ケ年六百三十弗

であつた。

南部諸州は實に非常に困難であつた。奴隷制の記憶、政府の失政、黒人の運命に對する南部諸國人の無頓着、是等の原因は相集り相依りて、輿論を喚起するを困難ならしめる。加ふるに、政治家及國家の官吏は、此制度の爲めに國庫は利益し、又其制度により大なる利益を得る賃借人の寄附等の爲めに、常に滿悦して居たのである。是等の困難に拘はらず、進歩は著々として爲されて居る。一九〇〇年以來は個人の支配は消滅することとなつた。ミシシツピー州は大に賃借制を採用したる第一の州であつたが、是を國家として廢止することも第一であつた。即ち一八九〇年の憲法改正によりて是を爲した。該法の地方に於ける廢止は、國家經營の設置後十八ケ年、一九〇八年行はれなかつた。

一九〇七年及一九〇八年は南部諸國に於ける刑務學上特筆すべき年である。是等の年は聯邦政府の活動の頂點を示した。多數の者捕縛されて、罪を宣せられた。著名なる材木會社の爲めに、「キャンプ」を守りたる五人の男は黒人の人權を蹂躙したるものとして、五ケ年の懲役に處せられた。是等の手續に干與したる檢察官及判事も又處罰された。アラバマ州の借金にする人身使役法は合衆國大審院に於て、憲法違反なりと宣告された。改革の運動は、社會の良心が公平となる迄熱心に進んだ。

然し乍ら、元來國家は全体の制度に就て責任がある。蓋し法律を以て、國家は、苦役を以て犯罪人を罰するの權限を個人又は會社に委任する。故に南部諸國は、是等の受刑者を不法に取扱ふたる者を、單に、罰したる丈には救ふことは出來ない。必ずや、受刑者をして、人たるべく助けらるゝ勞働に從ひ、且つ、國家も其黨類より脫し得べき完全なる制度を案出せねばならぬ。

元來改革方法として、制度が全然惡法である。檢察官及判事は、賃借人に低廉の勞働を供する爲め、不正手段を講じて、賄賂を得る。此法は國家をして、受刑者の健康を問ふの遑なからしむるものである。此法により國家は其義務及責任上より云へば、最も法外の搾取と、最も恥づべき無頓着に陷れしむるものである。改革の機會は絶對に是なしと云ふべしである。

主任制を論ず（六）

有馬四郎助

醫務主任

刑務所に於ける醫務の立場は、鼎足の一つの如く、所長と云へる足の外に、二つの足として教務と共に並び稱せられてあるは、今に始まらぬ事柄である、而して今や世の進歩につれ其重要さは更に大に強調されて來た。と云つて敢て職制上の分立を意味するのではない、それは何處迄も所長統轄の下に動くものたるは勿論として、單に其職能よりして何處迄も獨立的なるを云ふのである。斯くてこそ始めて行刑衛生の眞面目を發揮し、其處に鼎足たるべき權威をも有し得る、而して學問と經驗の教ゆる所に依り行刑原理は段々闡明せられつゝある今日、醫務と行刑との關係は着々微妙なる交渉の存することが判かり、所謂不離不即則ち醫務なければ行刑なしと云ふ程に相成つて來た、その爲めに位地の重要さが曩一層高まつて來たことも今更言を俟たぬ所である。

玆に於て醫員を厚遇し位置を高められるに至つたこと、未だ十分とはいへないが、之れを昔日に比して其差又た驚くべしと云はねばならぬ。單に待遇に於て然るのみならず、意識的に其職能に向つて大なる尊敬と信用を拂はれ來つたことも、頗る嘱目に價する。切言すれば醫師の意見を尊重し、之れに由つて行刑の手段方法をも變更せらるることになつた。殊に診療設備の如き費用を惜まずして、其要求を充たさねばならぬことに相成つた。要するに醫師の意見に對しては可及的の尊敬を拂ひ、これに聽從せなければ行刑の本義にも叶はぬと認むるに至つたことは、行刑事務の大進歩と見て差支はない。往事を以て之れを顧れば、醫言に從ふことを以て、動もすれば行

刑の眞意を害ふものとしたる其幼稚さ加減は哄ふに堪へたるものではあるが、當時の一般智識としては又已むを得ざることとも云へる。又た他の一面よりすれば、一般智識が進まざる丈、それ丈醫師の智識も今日の如しと云ひ難きものあつて、詰り醫言だと云ふ唱へは美なれども、其技倆と見識に於ては甚だ低劣極まるものあるが爲めに、如何に聽從せんとするも能はぬ場合なしとも云へまい、最早今日に於ては斯かる馬鹿げたことあるべきでないが、唯だ既往を鑑みて聊か參考と爲す位の必要はあるかも知れぬ。

◇

刑は刑なきを期すとは、昔も今も變らぬ眞理である。その如く醫務も醫務なきを期すと云ふを以て其根本義となすこと、何人も異議はあるまい。然るに是は又古き時代のことなれど、刑務所の醫師であり乍ら單に病人を診察し、これに藥を與へる丈けを以て殆んど其總てとなしたるが如きは、掩ふべからざる實況であつた。又時代の進むに伴ふて、廣く行刑衛生といへる豫防事務も認められぬではなかつたが、實際に於て行刑全般に亘り豫防衛生の點に迄注意する者は殆んどなかつたと云つても差支はない。適々食事の獻立、食物の檢査に携はる位には進んだけれども、これとても如何に此一事が衛生上重大なる關係あるやを熱心實意に視ることをせず、只だ形式に流れて一瞥する位のものであつた、今から考へれば現任の人々は意外として驚く所であらうかなれども、併し乍ら余り遠からざる前迄は、必ずしも絶無の事ではなかつた。右樣の次第であるから、被服、臥具の給與洗濯日乾又は入浴度數方法若くは舍房工場の換氣洒掃等より、運動作業果ては下水便所の汚物の始末に至る迄悉く醫事衛生を離れて可なる所以のものが無いのに、是等の點に對しては殆んど門外漢の如き態度なしとも云へず、況んや職員の衛生狀態が直接行刑衛生のそれに關係するにも拘はらず。之を己が職務と見ることをもせず、全く度外視して顧みないのみか、若しも多少なりとも之れに關係せば、是れ餘分の勞苦として忽ち苦情の種子とならないことも無かつた。が義務觀念に眼覺め道義心に堅き人々を以て其位置に充てたる今日に至りては、只だ舊時の一笑話として殘る耳なるこそ邦家の慶事なれ。以上述ぶる所を以てすれば、刑務醫員の職責や大にして又甚だ尊貴なるを思はしめざるはない。

◇

醫務主任は刑務所内に於ける醫事行政を掌る大抱負がなければならぬ、醫事行政とは何ぞや、即ち衛生事務の執行進捗、並に醫務の整理整頓是れである。勿論其統轄は刑務の全責任者たる所長の職域内にあるは言を俟たぬ、

而かも醫務主任の夫れは先つ當面の醫務に係る處理上の指導監督、書類の調査報告等より器具の整理保存、藥品の取締其他病室内の清潔法整理法、看護夫の指導監督等に至る迄數へ來れば枚擧に遑がない、是等の職掌は小なるに似て、其實は決して爾うでなく其處には所謂醫術の外に可なり大きな頭腦と手腕を要する。更に申せば眼界濶大に思慮周密に、而して縱横の才がなければならぬ、斯くて始めて共行政の實が擧がり且つ秩序整然たる理想的病院も成立し、以て行刑の一部を飾ることも出來得るゝのみならず之に由つて醫療の効果は必ず奏せられ、多く患者の恢復を見るが故に、徒らに死亡者の數を增すが如き、失態なきを得るのである。

刑務所の醫務は、之を端的にいへば收容者の健康を保全し、疾病より救濟する爲めのものである。故に此目的に向つて一意專心に猛進すべきは勿論である。重ねていへば唯た夫れ受刑者たる彼等同胞をば、愛護救濟するを第一義と心得ねばならぬ。猶又切に申せば罪と病に惱める彼等に對する眞の同情と熱誠を以て之れに臨まねばならぬ。斯くして始めて彼等を苦惱の究境より救ひ得るのである。斯の尊き精神を以てして始めて行刑官たる本義を全ふし、同時に仁術たる醫業の本旨にも適ひ得るのであるまいか、若し夫れ行刑上の肇として讃美すべきものありとせば、斯かる仁術の行はれる所こそ當さにそれなるを斷言せざるを得ぬ、宜なる哉、醫務が行刑上の三大鼎足の一つに加へられたることや、寔に道理ある事と謂はねばならぬ。

◇

從來往々にして耳にせることは、刑務所は醫術研究の爲めに好適の場所だと。これ何の意か詳かならすと雖、若し單に研究材料として收容者を診察し、以て他の用に供せんとの意に出るものであつたらば、是れ程迷惑千萬なことはあるまい。此の如きはテンデ行刑上の寸法には合はない話であつて、若し聊かにても今日尚斯樣の見解が何れにか行はれるとせば、是れは行刑上の一大妨害として嚴に排斥すべき暴論である。或は又言をなして斯くするも是れ公益のためである。若し一歩を讓り夫れを不可なりとしても、矢張收容者其者のためにも研究せねば

利益を與へられぬ、と云ふかも知れない、けれども實際家は之を聞いて安受けに直ちに之を肯定することは出來ぬを遺憾とする、實際家は責任があるから理窟のみに滿足することが出來ぬ。即ち此場合の如きも斯かる見解の下に行はれる結果として、弊害多くして不良の成績を見る處れなしとせないからである、議論其物は決して否認せない、而かも之を好まぬ所以のものは、只だ理窟のみ美にして實際には弊害の方却て多きを見るからである。他事は兎に角第一に病人に對し單に研究材料として取扱ふのと、人として取扱ふのと、其熱誠と熱愛の程度に於て大なる徑庭がある。例へば我子の病氣を治せんとする場合に、單に研究材料として取扱ひ得る乎、其處には非常な緊張味が加はり、其取扱ふ所に眞心と熱愛とが籠り、從つて粗漏粗暑の落度から免かれることも出來る、此意味からして研究材料とするを敢て呑氣とも慰み半分とも云ふではないけれども、餘り我子に對する樣にも行かない弊なきを得ない故に、責任ある實際家としては如何にしても、之れを排除せなければならぬ、尙玆に有体に吾人の憂ふる所を語らしめよ、之れも假定に過ぎぬけれども。

研究々々其名は結構、否其事實も甚だ可である、併し乍ら古諺にも戰見て矢を矧くと云ふがある樣に、目前に多くの病人を控へ若くは衞生施設の急焦眉なるにも拘はらず、先づ根本の學理からと云ふので病理科學の研究や病菌試驗や飮食物試驗や恰かも大學の研究室にでも籠るが如く、何時迄も腰落付てやられては、目前の實務の方が埒明かず、困る者は現在の病者と實務家である、現在の救治を忘れて研究のみに沒頭せられては、早い話が刑務所の衞生事務は進捗せぬ、從つて何時迄經ても恐らく死亡率は減ずる時なく、或は研究が盛になればなる程反比例に死亡率は增加するの奇現象を呈せざらんとも限らぬ。吾人日本人は每日米飯にて生命をつないでゐる、然るに生來米を喰つて活きて居乍ら、先づ米の研究から始め何故米が吾人を養ひ得るか、其根本の原理が判からねば喰はぬと云ふ者あらば如何に、其迂を笑はぬ者があらうか、吾人は兎も角喰はねば死ぬる、生命は物種先づ喰ふて活きねばならぬ、研究などは然る後の事、然るに流行の樣に三も權も研究を口にして喰ふことを後にするとせば、其結果や知るべしである、是と彼とは事違ひはすれど併乍ら目前の急務を打捨て遠く原理研究に固着する所聊か相通ふものがないでない。

但し望むらくは又研究的態度である、彼の因循姑息只だ從來の型にはまり、小成に安んし其職責上に何等進歩

の跡もなく、何時迄も吳下の舊阿蒙としてカビの生へた考や態度では、今日の行刑醫務に携はる資格は無い、研究的態度の必要なるは何事も同樣なれど、殊に行刑官には必要である。中にも醫務主任に然りである、云ふ迄もなく學術研究の事は醫學の生命であつて、若し此一事を度外視し尠くも冷淡視するに於ては、同時に其人は醫師たるの生命をも失ふであらう、故を以て其主任たる者は此見地から總ての事務に該り總ての部員を指導すべきである。而かも吾人の所謂研究的態度は獨り學術のみならず、總ての職分に對し小心翼々謙遜と熱誠を以て改良進歩を計るを云ふのである、强ち研究室に立籠るを指して云ふのではない。

◇

醫務主任としては、刑務所内に於ける衞生官たる職務を行ふものとも云へる、然かもより多く實地の執行務に多量の力を注く衞生官たるを要するのである。其心は前にも述ぶる如く刑務所と云へる一小社會なれども、是は所謂普通社會の縮圖であつて、世間の凡有る狀態を具備した別天地である。而かも夫れが行刑と云ふ威壓の空氣に掩はれた世界であるために、衞生上特に重大の關係あること、普通の夫れと同一に視る譯に行かない、兎もあれ一歩を誤り一手を拔けば、忽ち影響して復た取り返しのつかぬ場合も少くない、故に衞生上一寸の油斷も隙もならぬ場所なるに鑑みて、衞生官の醫務主任は常に周密なる思ひを玆に致し、各所を巡察し諸般の事情に通曉し、以て適切なる衞生法を徹底的に實行し、遺憾なからしむるの大責任に眼覺むべきである。この職務たるや當然にして何人も疑はぬ所ではある、が婆心を以ていへば、時に或は此事度外視せられて顧みられない風はないであらうか、無いとせば又た何をか云はんである。願ふ所は今後層一層重要味と實行率の增加せんことである。而して尙假りに具体的に所見を述ぶれば、例へば炊所の料理場若くは各居房の寢臥狀態又は盛夏や極寒時の生活狀態等の如き、是等は是非共衞生官格の醫務主任が、親しく常にその實狀に觸目熟知せねばならぬ事項に屬する、故に如何なる勞苦をも忍びて今後は此重要務を果すの覺悟がありたいのである。

何の事務にも人手を要する、而して今や醫師の數十分ならずして此の爲めに自ら主任の要務たる此職務も、思ひ乍ら果し兼ねると云ふ事情も無いであるまい、然り此事情は吾人亦大に諒とする所。然りと雖之を以て慚然放置し得る理由とも爲し難いから、先以て醫務主任共人に於ては其捨置かれぬ重要務なるに深く目覺めるを前提とする、さすれば志の在る所必ず道ありで、其處に何等かの可能性あるを發見せられるに違ひない。何れにしても結局は犧牲的精神に待つ外はないことになる。

◇

醫務主任の地位や此の如く重且大であり、而して可及的に其職能を發揮せしむべきも、又た再び論ずるの要もない、が玆に尙一事の存するは、醫務の重要味と其發展策をば今更の如く、高調し又聲言し乍ら、實務の成績を擧げることにおろそかになり、而して徒らに聲のみを大にする結果として、內容充實の方はお留守勝ちになる處はないであらうか、聊か懸念なきを得ぬ、尙脚下に充實せしむべき餘地あるにも頓着なく、無暗に設備や器具類の供へられんことのみを主張し、而して醫療の不成績を總て此處に負はさんとする傾向に陷らぬであらうか、斯くて又醫務の重要を自ら信ずるの厚きため、或は唯我獨尊的に振舞ひ、他の立場をも顧みすして無理にも醫務のみを重要視せしめんとする弊は生せぬであらうか、其樣の事は智者の爲す所で無いと云ふかも知れぬが、併し其處には豫しめ考慮を廻らし置く位の必要はないであらうか、吾人と雖此邊の事に氣付ない位の醫務主任なきを信ずるのみならず、尙彼等の賢明に信賴して彼の人格を實務上に具現し即ち精勵恪勤以て具体的に能力を示し、而して他をして其權威と熱誠に服せしめ求めざるに先立ちて人の尊重と信服とを贏ち得らるゝを疑はぬ者である。

然し乍ら一般風潮動もすれば人を誘ふて其流に乘せしめねば止まず、故を以て豫戒的一事實として之を擧げたに過ぎぬ、然而して玆に吾人の想到する一事は何事にも德力を度外視しては、成績の擧げ得らるゝもので無きを、强く感得せしめざるはない事である、即ち行刑の重要務たる醫務を發展せしめるにも矢張結局は何物にも優りて德力に待つもの多きを見るのである。

改正ドイツ行刑法と累進的刑罰執行

これは一九二七年の行刑法実理由書の一節ですが、刑政研究資料第四輯として刊行に決定して居る『改正獨逸行刑法規』はこの問題の外最新の行刑問題に指導的解決を與へた種々の參考資料を充してゐます刊行の節は直接同書によつて知られたし。

比較的長期ノ自由刑ハ自然受刑者ノ意力ヲ鎖沈セシムル危險ヲ伴フモノトス。惟フニ受刑者ハ刑務所ノ紀律ニ從フコトヲ要シ又之ヲ以テ足ル從テ其ノ一般社會ニアル當時ニ於テハ日々其ノ生活ノ資ヲ得ムカ爲ニ其ノ意思ヲ緊張セシムル必要アレトモ今ヤ生活上ノ戰鬪ハ受刑者ニ對シテハ休戰狀態ニアルヲ以テ受刑者ニシテ自ラ判斷處置ニ窮スル程度ノ困難ニ遭遇スルコトハ絶無ト云フモ過言ニ非サレハナリ。殊ニ受刑者ノ內ニハ既ニエネルギーニ乏シク且意思弛緩ノ結果墮落セル者少カラサルヲ以テ其ノ危險ハ益々大ナルモノト謂ハサルヘカラス。

累進的刑罰執行ノ目的ハ實ニ此ノ危險ヲ防止セントスルニアリ。累進的刑罰執行ノ制度ハ只單ニ受刑者ノ意力鎖沈ヲ防止シ、弛緩シタル意力ヲ鞏固ナラシムルニ止マラス、受刑者ヲシテ其ノ意力ヲ適當ノ方法ニ依リ活用セシムル樣習慣ヲ付クルヲ第一ノ目的トス。從テ受刑者ニ對シ刑務所內ニ於テ其自身ノ努力及善良ナル行狀ニ依リ其ノ位置ヲ改善セシムルノ機會ヲ與フルノ必要アルモノトス然リ而シテ受刑者ノ地位改善ハ單ニ種々ナル點ニ於テ行刑上ノ痛苦ヲ減スルニ止マラスシテ之ヲシテ累進的ニ責任ヲ負擔セシメ受刑者自身ヲシテ從來ノ刑ノ執行カ效顯アリシコトヲ證明スル機會ヲ得セシムル樣之ヲ爲ササルヘカラス。

受刑者ニ對シテ別異ノ累進的刑罰執行ヲ爲スコトニ依リテ前記ノ目的ヲ達成シ得ルヤノ問題ニ關シテハ最近ニ至ル迄ドイツニ於テ盛ニ論議セラレタルトコロナリ。消極論者ノ第一ニ主張スルトコロニヨレハ、本來刑罰ノ執行ハ箇々ノ受刑者ニ對シテ箇別的處遇ヲ爲スヘキモノナルニ拘ハラス累進的刑罰執行ノ制度ヲ採用スルニ於テハ必然的ニ受刑者ヲ千遍一律的ニ處遇スルノ結果ヲ生スヘシト做ス。若シ刑罰執行ニシテ各受刑者ノ箇性ニ恰當セシメ得ルモノトセハ此ノ批難ヲ首肯シ得ヘシト雖斯ノ如キ箇性別處遇法ハ幾百ノ受刑者ヲ收容シ且比較的長期ノ刑罰執行ニ充テラルル刑務所ニ於テ事實上極メテ僅少ノ範圍ニ行ハルルニ過キス。加之、他面ニ於テ累進的刑罰執行ハ階級ヲ同フスル受刑者ニ付幾分格一的ニ處遇スルノ結果ヲ生スト雖之カ爲却テ各受刑者ノ箇性ヲ克ク了解スルコトヲ得ルモノトス。例ヘハ特定ノ受刑者ニ對シテ累進的刑罰執行ヲ行フヘキヤ否ノ問題ノ解決ニハ其ノ受刑者ノ箇性ヲ研究スルノ必要ヲ生スルモノトス。更ニ特定ノ受刑者ノ階級ヲ昇進セシメ、原級ニ復歸セシメ又ハ累進的刑罰執行ヨリ之ヲ除外スル場合ニ於テ此等ノ決定ハ受刑者ノ箇性ヲ熟知シテ始メテ爲シ得ルモノナレハ自然繼續シテ受刑者ノ箇性ヲ研究スルニ至ルモノトス。累進的刑罰執行ニ對スル消極論ノ第二ニ主張スルトコロニ依レハ此ノ制度ニ於テハ氣嫌取リニ巧ミナルカ又ハ場所馴レタル受刑人ハ却テ無邪氣ニシテ世才ニ乏シキ受刑者ニ比シ有利ノ地位ニ立ツモノニシテ結局便佞ヲ庇護スル制度ニ外ナラスト做ス。惟フニ此ノ論旨モ徹底セルモノニ非ス。便佞ニヨリテ優遇ヲ得クヘキ機會ハ各種ノ刑ノ執行ニ共通セルモノニシテ、此ノ優遇ナル制度ノ存續スル限リ絶滅セシムルコト能ハス而カモ累進的刑罰執行ノ場合ニ於テ賞遇ヲ受クル可能性ハ各受刑者ノ箇性ヲ基礎トシテ處遇スル制度ニ比シ決シテ大ナルモノニ非ス。

累進的刑罰執行ノ觀念ニ付テハ既ニ久シキニ亘リ我國ニ於テ論議セラレタレトモ之ヲ實際ニ試シタルハ極メテ稀ナリトス。之ニ反シテ外國殊ニイギリス及アメリカニ於テハ大規模ノ累進的刑罰執行行ハレタリ。而シテ彼ノ少年裁判所運動ト共ニドイツニ傳來シタルカ最近ニ至リ一九一二年設立セラレタルプロイセンノヴ

イツトリツヒ少年刑務所ニ於テ先ツ比較的大規模ノ試ヲ爲シ之ニ引續キ其ノ他ノ各聯邦、殊ニバイエルン、ザクセン、チユーリンゲン及ハンブルクニ於テ一般ニ累進的刑罰執行ヲ行フニ至レリ。

一九二三年ノ自由刑ノ執行ニ關スル原則ヲ協定シタル當時ニ於テハ尙累進的刑罰執行ノ價値ニ關シテ甚シキ意見ノ相違アリタル爲兎ニ角此ノ觀念ヲ原則的ニ承認スルニ至ルマテニハ異常ノ困難ヲ經、之カ實施ニ關スル準則ハ後ニ至リ各聯邦間ノ協定ニ依リ之ヲ決定スルコトニ留保セラレタリ（原則第百三十條、第百三十一條）。而シテ此ノ累進的刑罰執行ノ承認ノ結果ドイツ全般ニ亙リテ之ヲ試ムルニ至リ、此ノ制度承認後僅少ノ日時ヲ經過セルニ拘ハラス今ヤ實施上特定ノ統一的準則ノ制定カ可能ニシテ且必要ナル機運ヲ醸成スルニ至レリ。本草案ノ根本的趣旨ハ此ノ準則ヲ基礎トシタルモノニシテ、箇々ニ關スル細則ノ制定ハ施行規則ニ之ヲ讓レリ。固ヨリ今日ニ於テ之等ノ細則ヲ定ムルハ妥當ナラス。蓋シ累進的刑罰執行ノ範圍ニ於テハ向後ノ經驗ニ徴スヘキモノアルヲ以テ試驗的實行ニ相當ノ餘地ヲ存シ置クコトヲ必要トスレハナリ。

第百六十三條第一項ニ依レハ、累進的刑罰執行ハ受刑者ニ對シ其ノ意思ヲ緊張シ且之ヲ克服スルコトカ自己ニ利益ヲ招來スルモノナリト思惟セシムルノ目的ヲ確立シ之ニ由リ適法ニシテ秩序アル生活ヘノ成育ヲ助長スヘシ又累進的ニ執行ノ輕減ヲ確保シ之ニ因リ一般社會生活ヘノ漸進的移行ヲ爲サシムヘキ旨規定シ、同條第二項ニハ、執行ノ輕減ハ受刑者ニ對シ單ニ愉悦ヲ與フルニ留マラス之ヲシテ累進的ニ責任ヲ負擔セシメ以テ其ノ責任觀念ヲ喚起シ且之ヲ鞏固ナラシラルニアルヲ要スル旨規定ス。

累進的刑罰執行ヲ受クル者ハ比較的長期刑ニ服スヘキ受刑者ナリトス。第百六十二條第一切ニ依レハ刑ノ最短期ハ重懲役ニ付テハ一年、輕懲役ニ付テハ六月、少年ニ付テハ三月以上ノ受刑者ニ對シテノミ累進的刑罰執行ノ適用アル旨ヲ規定ス。尤モ刑ノ長期カ右ノ要件ヲ具備スル場合ニ於テモ心身ノ缺陷ニ因リ累進的刑罰執行ヲ爲スコトヲ得ス、若ハ其ノ見込ナク又ハ曩ニ爲シタル累進的刑罰執行ノ經過ニ照シ累進的刑罰執行ノ目的ヲ達成スルコト能ハサルモノト豫測セラルル受刑者ニ對シテハ最初ヨリ累進的刑罰執行ヲ行フヘキモノニ非ス（第百六十二條第二切）。

短期ヲ常トスル拘留又ハ軍事屏禁ノ場合ニ於テハ累

進的刑罰執行ヲ行フヘキモノニ非ス。又禁錮ニ服スル受刑者ニ對シテハ此種ノ自由刑ノ特質ニ鑑シテ累進的刑罰執行ヲ行フヘキモノニ非ス。

累進的刑罰執行ハ之ヲ分チテ三階級トス。（第百六十四條第一項）。先ツ各受刑者ヲ第一階級ニ編入シ、順次第二階級及第三階級ニ昇進セシムヘキモノトス（第百六十四條乃至百六十七條）、受刑者ニシテ一定期間或階級ニ在リタルトキハ職權ヲ以テ上層階級ニ昇進セシメ得ルヤ否ヲ審査スヘク、右ノ期間ハ施行細則ニ於テ之ヲ完ムヘキモノトス（第百六十五條）。受刑者、行狀可良ニシテ其ノ全般ノ擧動ニ徴シ教養的結果ヲ得ヘキ見込アリト思料セラルルトキハ第一階級ヨリ第二階級ニ昇進セシムヘク、更ニ受刑者ノ全般ノ擧動ニ徴シ教養的結果ヲ得タルモノト確認セラルルトキハ第三階級ニ之ヲ昇進セシムヘキモノトス（第百六十六條）。此等ノ要件ハ「自由刑ノ執行ニ關スル原則」ニ於テ受刑者ノ內心的進歩改善ヲ要求セル趣旨ニ合致スルモノトス。第百六十八條以下ニ於テハ受刑者ヲ累進的刑罰執行ヨリ除外シ、原級ニ復歸セシメ又ハ再度昇進又ハ再度採擇セシムルコトヲ規定ス（第百六十八條乃至第百七十條）。而シテ此等ノ決定ハ昇進ニ關スル決定ノ場合ト同シク、特別規定ニ依ルモノナルモ、第一ニ官吏評議會又ハ特別委員會ノ討議ニ付スヘク、又受刑者ヲ熟知セル官吏ノ意見ヲ聽クヘク、刑務助手ニ對シテモ其ノ意見ヲ陳述セシメ得ル旨ヲ規定ス（第百六十七條及第百七十一條）。受刑者ノ處遇ニ關シテハ第百七十二條乃至第百七十七條ニ於テ若干ノ原則的規定ヲ設ケタルニ止マリ其ノ微細ノ點ニ至リテハ執行細則ニ之ヲ讓リタルモノトス。尙各階級所屬者ヲ一見シテ識別スルコトヲ得ル樣ニナスハ絕對ニ必要ナリトス（第百七十三條）。蓋シ刑務官吏ニ於テ各受刑者カ何レノ階級ニ屬スルヤヲ直ニ識別スルノ必要アレハナリ。各受刑者カ上級ニ昇進スルト共ニ當然所定ノ優遇ヲ受クヘキヤ否ニ付テハ實際上特ニ重要ナル問題ニシテ從來議論ノ岐レタルトコロナリシカ草案第百七十六條ハ之ヲ肯定シ優遇ヲ受クルニ付別段ニ刑務所長ノ決定ヲ要セサルコトトセリ。其他殊ニ各階級ニ於ケル執行ヲ如何ニ行フヘキカニ付テハ施行規則ニ於テ之ヲ決定スルコトトシ、第百七十五條ハ單ニ一般的準則ヲ示セルニ過キス。固ヨリ右ノ決定ニ當リテハ各階級ノ間ニ明確ナル差別ヲ設クルコトニ留意スヘキハ勿論、第一階級ニ於ケル執行ヲ必要ノ程度ヲ超ヘテ苛酷ナラシムルコトナク又

第三階級ニ於ケル執行ヲ不當ニ寛大ナラシルコトナキ樣細心ノ注意ヲ拂ハサルヘカラス。之等ノ微細ノ點ニ付今日法律ヲ以テ規定スルノ策ヲ得タルモノニ非サルハ論ヲ俟タス。尙第三階級ニ在ル受刑者ニ對シテ特定ノ自治ヲ付與スヘキモノナルヤ否、之ニ對ス優ル遇ヲ刑務所ヨリノ一時的外出ニマテ擴張スヘキモノナルヤ否、更ニ中間刑務所ヲ設置スヘキモノナルヤ否ノ問題ノ取扱ニ付テハ施行細則ニ之ヲ規定スヘキモノトス。

累進的刑罰執行カ犯罪防止ノ鬪爭ニ於テ其ノ效果アリヤ。アリトセハ其ノ程度如何ノ問題ニ關シテハ今日ニ於テ斷定シ難キトコロニ屬ス。只從來ドイツ各聯邦ニ於ケル試驗的經驗ニ之ヲ徵スルニ此ノ制度カ受刑者全般ノ態度ニ對シ良好ナル影響ヲ及ホシタルコトハ之ヲ看取スルニ難カラス。即テ微罰ヲ科スル必要ハ各所ニ於テ著シク減退シ受刑者ノ情願モ亦割合ニ減少シタルヲ見ル。尤モ犯罪統計的數字ニ依リ累進的刑罰執行カ受刑者ノ改善ニ實績ヲ奏シタルコトヲ的確ニ斷定セムカ爲ニハ今後相當ノ時日ヲ要スルモノトス。只此ノ教養的事業ハ特ニ成人ニ對シテハ效果少キコト明カナルヲ以テ此ノ制度ニ對シ多大ノ期待ヲ繫クコトハ却テ弊害アルヲ免レス。其ノ他ニ累進的刑罰執行制度ハ至ルトコロニ此ノ規定ヲ正當ニ理解シテ運用スル官吏ヲ養成シタル後ニ於テ始メテ其ノ充分ナル效果ヲ發揮スルモノナルコトヲ閑却スヘカラス。

一九二七年度の改正獨逸行刑法案は舊法案に比して根本的の改造を行ひ、條文を增すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に嶄新適切なる規定を設けてゐる點は我國の草案を研究する上に參考となる處多大であると云ふことです。

先に「刑政研究資料第二輯」として刊行したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので、刊行後最近に至つて改正法案が到着したので本省の調査會でも之を參考として草案を大改訂されたやうな譯です。第二輯と併せて研究して貰ふために第四輯として發刊致しました、御購讀をおすゝめします。

海外時報

死刑是非

—The Death Penalty: Pro and Con—

アメリカに於ける死刑存廢の問題も隨分古いものであるが、この一月十二日にニューヨークのルース・スナイダーなる女とその情夫のヂャツド・グレーとがルースの本夫殺しの一件で例のシン・シン・プリズンで死刑を執行せられて以來、各新聞紙の社說欄は急に緊張し出して、「死刑はその目的を達してゐるだらうか」「死刑は殺人の大罪を防止するを得るだらうか」「若し得ないとしたならば、毎年合衆國に於て數へらるゝ二萬五千の殺人罪をどうしたものだらう」等、死刑の價値について論陣を張つて是非の議頗るかまびすしいのである。中には一步突つ込んで、「この數多き殺人犯の逮捕處罰せらるゝもの甚少きは如何」と皮肉な疑問を投げかけてゐるものもある。

「スナイダー・グレー事件を忘却するのは、國家が二人の人間の生命を奪ふの最後手段に出でたその目的を微弱ならしむるものであらう」、とはサン・フランシスカのクロニクル紙の曰ふ所である。

この度の死刑がニューヨーク州に於ける死刑廢止運動を促したことは、州の首府アルバニーに於ける各新聞社の通信員の齊しく報ずる所で、聯合通信社（コンソリデーテッドプレス）のパートン氏は、

「死刑廢止運動は、疑ひもなくスナイダー及びグレー兩人の死刑執行に伴つて起つた厭ふべき現象に對する反動といつて可いのである。死刑廢止論者は、諸新聞紙がクライム・ウエーブを奇貨として煽動的の記事で發行部數の擴張を計つた以來、漸くその主張が世間に容れらるゝに至つた、と曰つてゐるのである。過去二年間には、未だ嘗つて東部諸州に見られなかつたような引きつゞき大評判の殺人事件があつたので、各新聞紙は新聞紙の守るべき謹愼な態度は更らに顧みず、爭つて右に關する煽情的な記事を掲げたのである。これが死刑反對の運動の因とな

つたのである、最近シン・シン・刑務所に起つたような死刑執行に對する新聞社の不謹愼な態度から生ずる有害な影響は別として、現在の法律の下では正當な刑の宣告を得ることは困難だ、といふ意見が漸く增加して來たのである。死刑はその審理の際に於ける判決の遲延と不必要な感傷氣分のために非難されてゐるのである。で、若し終身拘禁が極刑であつたならば、裁判は情に動かされることなく迅速に行はれるに違ひないといふ主張が出て來たのである。」

ニューヨークの「ウオールド」紙は、スナイダー・グレー事件につき平靜に評論し、不偏不黨の態度で、死刑に對する贊否兩派の意見を揭げ、而して曰く

「此度のスナイダー・グレー兩人の死刑執行に伴つて起つた現象は、遺憾なく死刑に關する我が刑事裁判組織の弱點を暴露したものである。ルースの本夫たるアルバート・スナイダーの殺害以上に殘忍な犯罪はたんとはないのである。兩人の殺人犯者の罪は疑を挾む餘地のないまでに證據立てられたのである。彼等は我が刑事裁判所に於ける最も博識な最も人情のある裁判官の前で公平な審理を受けたのである。彼等はこのアメリカで最も優秀な聞へのある控訴裁判所の一つで、あらゆる證據、あらゆる法律の檢討せられた後、判決を下されたのである。彼等の情願は、その權限內に在る自由裁量を行ふに當つて特に寬裕なりとの評あるガバーナー(州知事)によつて聽き取られたのである。兩人の死刑の執行については何の間然する所のものはなかつたのである。

にも拘らず、我社ではこの事件に關して多くの投書を受取つたので、その中には死刑を保留するの意見もあつたが、大部分は死刑の廢止を主張して止まないものである。吾人は此等の投書がこの問題に關する一般公衆の感情を反映したものと信ずるから、下にこの重要な問題に關して公衆の思ふてゐる所を摘要して見る。

死刑の存置を是とする主張は次の三つのクラスに別かつことができる。

(一) 死刑は機會的の殺人犯を防止するといふこと。
(二) 死刑は殺人の大罪に相當した報復であるといふこと。
(三) 殺人犯をしてその罪を悔ひしむるものは唯一の死刑あるのみであるといふこと。

等である。

死刑反對論は之を次の五のクラスに入れられるのである。

(一) 人の生命を奪ふは道德に反するものであるといふこと。
(二) 歷史に照し、事實上より檢討して、死刑は私人の手より之を奪つて、國家によつて科せらるゝ報復たるに外ならぬといふこと。
(三) 社會が出來得る限り死刑の慘虐な點を除くことを餘儀なくされ、公衆一般の眼より之を隱くそうとするのを見ると。死刑が他の見せしめになるといふことも甚だ薄弱らしいといふこと。
(四) 死刑の懲戒の効力といふのも、有用である處か實際はむしろ有害で、これは或る場所で行はれた死刑執行が屢〻殺人犯を誘發するといふ事實によつて示されてゐるといふこと。
(五) 低級新聞紙の活動する死刑執行場の記事は善良の風俗を害するもので、之のみにて立派に死刑廢止の理由となるといふこと。

尙ほ此等の公衆一般の意見の外に、シン・シン・プリズンのワーデン(所長)リュウイズ・イー・ローズ氏は專門家としての意見を吐いてゐるが、その要を摘むと下の如くである。

(一) 若し死刑が正當であるがためには、機會的犯人の上に及ぼす防止的効力を基礎として初めて是とせらるべきである。

(二) 合州國の諸州及び諸外國にして、死刑を用ひるもの、用ひざるもの、昔つて之を用ひ今は之を用ひざるもの、之を用ひざりしものにして今日之を用ひるに至れるもの等の比較統計から察しても、殺人犯者が普通死刑を自分の犯した罪の刑罰だとは思つてゐないといふローズ氏自身の觀察からしても、尙ほ、防止力のある場合に之を實際に効果あらしむるものは刑罰の性質の怖るべきものであるよりも、むしろその執行の遲遠にして確實なるにあるといふ數多くの事實から見ても、死刑には防止的効力はないものである。

(三) 且つ已に社會一般には死刑を厭ふ傾向が現はれてゐるのであつて、現在は、普通に貧困にして緣の依るべきなく、單に不幸にして免かるゝ能はざりし少數のものに對して用ひらるゝに過ぎないが故に、死刑は不正である。

此等の死刑反對說は悉く依る所の固いもので傾聽するに足るものである。之に對して顧慮しなければならない一主張は、死刑が防止力として役立つといふことである。役立つか、それとも役立たないか、これが早晩我等の決定しなければならない問題なのである。」

とローズ氏は說いてゐるのである。

死刑に反對する諸新聞紙の社說は數多いのであるが、ニューヘブンのレヂスター紙は、直截に、「死刑執行は殺人を防止しない」と喝破してゐる。「合衆國の中で、死刑を用ひてゐる州に於てより之を用ひない州に於て殺人が余計に行れるといふ事實はないのである」とトペカのキヤピタル紙は曰ひ、フヒラデルフヒヤのレコード紙は次のように說いてゐる。

「死刑を是とするものゝ唯一の强固な論據は、その妥當性が統計上證據立てられるといふ場合にのみ存するのである。手取り早く言へば、死刑が殺人を防止するの力があるかどうかといふ

ことである。これが一つの確たる事實であるかどうか吾人の甚だ疑ふ所である。之に反して、刑の宣告が死刑である場合に、陪審官が二の足を踏むために、多くの有罪者が刑を逃れてしまうのは事實であるのである。」

ニューヨークのアメリカン紙其他のハースト系の新聞紙は、齊しく「死刑には人をして顏を背けしめ、墮落の感を抱かしめるような惡魔的のものがある」と信じ、更らに進んで、インディアナポリスのスター紙は次の如く說いてゐる。

「統計上から見ると、死刑はそれの科せられてゐる州の犯罪記錄に、若しあつたとすれば、極めて少かな影響しか及ぼしてゐないといふことを示してゐるのである。ミシガン、ウイスコンシン、ミネソタ、メーン、カンサス、及び南ダコタの六州では死刑は科せられてゐない。が然し、此等の州の大都市に在つてはアメリカの他の何處とも同じように生命は安全で、絞首臺や電流椅子の屢〻用ひらるゝ都市よりも却つて一層安全なのである。

完全な統計の擧がつてゐる一九二五年は、當市（インディアナポリス）の殺人數は十萬人について一一・一の割合であつた。ミネアポリスは七・一、ミルオーキーは三・三、セントポールは四・五である。デトロイトは前に擧げた死刑のない六州中の最も惡い比率を有つた市で一九・六である。それも右の六州以外の他の州の都市と比べると名譽を諦つてもいゝのである。例へば、メムフヒスの五六、バーミンカムの五七、アトランタの三〇、ロチエスターの一九・八、ニューヨーク・シテイさへ十萬人の人口について一七の割合である。

以上のレコードは、死刑が殺人犯に對して記するに足る効力を有つてゐるといふことを示してはゐないのである。このアメリカの當面の急は死刑の適用といふことではなく、迅速にして確實なる拘禁より生ずる法の尊重である。」

然しながら、他方では、之に對して、殺人犯者のハンギング（絞殺）及びエレクトロキユウシヨン（電殺）を信ずるものに味方してゐる新聞紙は更らに一層多數なのである。「余りに大ざつぱに憐憫をふりまくのは却て仁恕の道を害するものである」、とロスアンゼルスのタイムス紙は曰ひ、且つニューヨーク州首府アルバニーからの新しい特信は、死刑を廢止した六州即ちバーモント、オレゴン、ワシントン、ミソーリ、テンネシー及びアリゾナ等が殺人罪增加のため死刑を復興したことを報じてゐるのである。「キヤナダに於ては殺人犯者は大概死刑を科せられる。恐らくはこれがキヤナダに殺人犯の少い所以である」、とグランド・ラピツヅ市のヘラルド紙は曰ひ、シカゴのトリビユウン紙は、「死刑以外の刑罰は、たとへそれが終身拘禁であつても、殺人罪にとつては刑罰とも防止力ともなるのではない」、と信じてゐる。サン・フランシスコのクロンクル紙は說いて曰く、

「近代のピノロヂー（行刑論）に於ては、キヤピタル・パニシユメント（死刑）は報復のために科せらるゝのではないのである。刑罰は犯罪の結果に對する嚴肅的確な反動で、他をして犯罪的衝動によつて行動せしめざらんとするものである。

かゝる意味で法律で定められた死刑といふ刑罰を適用するに失敗したのは、一年間二萬五千件といふ多大の殺人罪が行はれるといふこのアメリカの犯罪狀態によるのである。アメリカでは、刑事被告人の有罪無罪とは毫も關係のない辯護上の專門技術のために常に法律は敗られてゐるのであつて、且つ其の上にこの技巧は猛烈ないこぢなセンテイメンタリテイー（感傷）で助けられるのである。今度のスナイダー・グレー事件でもルース・スナイダーが女であつたために、センテイメンタリスイーが大分まぢつて來たのである。

然しながら、この感傷は女の事件ばかりには限らないのであつて、屢〻法廷の罪人席に在る男子の殺人犯者にまで及ぶのである。しかも、この感傷はいつも勝利を得るので、終に社會は法律を强制して殺人犯を阻む必要に迫まれるのである。ルース・スナイダーの控訴の場合にもかういふ結果になつたのであるが、彼女は終に敗れたのである。死刑といふ恐ろしい運命は彼女に墮ちて來たのであるが、それは人を殺したものには前から定まつた運命なのである。若し彼女にして法律が言ふ通りに行はれるものと信してゐたならば、彼女は決して殺人罪を犯さなかつたに違ひないのである。法律がその言ふ所を行ふものであることは、此女を救はんとする努力が失敗したために一層明かになつたわけである。然しながら、殺人に對する法律が有効であるためには、今度のような一般に知れ渡つた特別な事件にのみ安してゐてはならないのである。犯罪の大きさと釣合つた迅速確實最嚴な刑罰こそ、アメリカがその驚くべき件數に上つた殺人犯を減殺すべき唯一の規矩である。

(Literary Digest, February 4, 1928)

◇

二月一日發行の「アウトルツク」誌はそのエデイトリアル（社說）でニューヨークのスナイダー・グレー事件に關して死刑について論じてゐるが、その要を摘むと、

「只だ玆に一つ死刑存在の理由として殘つてゐるのは、死刑が社會に對して危險なることを自分自身で證據立てた人を永久に葬り去るといふことである。社會の發達の或る程度に於ては、その社會に在つて一箇の脅威となつた人々を除去すべき唯一の方法は死によるばかりである。文明のあらゆる階級に於て、社會には己の同類の間に生活する權利を放棄した人々が常に存在してゐたことはたしかである。國家はそのシテイズン（國民）の

生命を防衛するの必要があれば、何事なりとも之を爲す權利を有つてゐると同時に、また爲さなければならない義務を有つてゐるのである。國家が往來の人の生命を防衛すべき唯一の方法と知れば、街頭を暴れ廻る狂人を殺す權利と義務とを有つてゐるのである。若し、死刑が人の生命に對する犯罪を再びせしめざる確實な唯一の方法であるならば、國家は殺人犯者の生命を奪ふの權利と義務とを有つてゐるのである。

死刑が必要避くべからざるものであり、かるが故に權利であるかどうかを決定するに當りて、第一に考慮すべきは、罪を犯したるものゝ感情では固よりなく、また法律を執行する苦しい義務を有つてゐるものゝ感情でもなく、社會の安全福利が脅かされはしないかどうかといふことである。

死刑に處せなければ或る一人の社會に對して一箇の危險たることを防止するを得ないといふのは、我等の弱點を自白することになるのであるが、然し、アメリカに於ける現在の文明の程度ではこの弱點のまだ除かれてゐないのは疑ふまでもないことである。これまで、殺人犯者が政治上の勢力とか、金力とか、社會上の位地とか、又はモッブや官吏のセンテイメンタリテイーによつて刑罰を逃がれてゐたのは何人も疑ひはしないのである。然し、我等が刑罰を迅速に確實に行はれしむるようになれば、死刑の必要はなくなるだらうと思ふのである。

今日、ニューヨーク州で行はれてゐる死刑の如きは昔時のパブリック・エキセキユウシヨン（公開の死刑執行）にも等しいものである。大多數の文明國に於ては、その結果が人心を濫化せしむるの虞あるの故を以て、死刑を公開にすることを廢めたのである。公開にしたについては、一般公衆をして少くも自分達が何をしてゐるのかといふことを知らしむることができる、といふ理由もつけられたのであるが、不謹愼な新聞社の病的な申請で可能になつた一種のパブリック・エキセキユウシヨンとも云ふべきものについては其のために何んと言ふこともできないのである。若しニューヨーク州にして死刑にまつはる諸の事情を取締ることができなければ、公衆の利益のために制定せられてゐる刑罰といふものを社會の害毒に變せしむるものである。

以下掲くる所の如きは、吾人は自明の眞理として信じて疑はないものである。

（一）犯罪に對する社會の憤激は無關心たるに勝ること萬々である。

（二）社會には自由に其内に生くるの權利を放棄した人々がゐる。

（三）社會は自ら防衛するに必要ならんには爲さゞるなきの權利を有つてゐるのである。

尙ほ、次に掲くる所のものも經驗上已に確證せられたるものゝ如くである。

（一）刑罰にして一箇の防止方を具備せんがためには迅速にして且つ確實でなければならない。

（二）死其者は犯罪に對して有効な防止力を有つてゐないことが分明かつたのである。

（三）死刑執行は犯罪を防止せずして却て之を增加するの傾向を有つてゐたのである。

（Outlook, February 1, 1928）

＊　＊　＊

このスナイダー・グレー事件は審理中から大評判で、群集が裁判所へ押し寄せるので、非番巡査を招集してその整理に當らしめる騒ぎて、ニューヨーク市で最も大きな裁判所の一つなる控訴院の法廷の傍聽席は始んど立錐の地もなく、押合ひへし合ひで女ばかりでなく男子さへ卒倒する始末だつたのである。新聞紙の犯罪記事で煽り立てたばかりでなく、ニューヨーク州で女が死刑に處せられるのは十八年振りだといふので、執行日の一月十二日のオツシニング（ニューヨーク州の死刑執行場なるシン・シン・プリズンの所在地で、ニューヨーク市の北方ハドソン洋を溯る三十哩にして共東岸に在り）はえらい人出で、祝日か、サーカス・デーのような有樣であつた。大群の新聞記者團はプリズンや村を駈け廻り、ウエスターン・テレグラフ及びポスタル・テレグラフの兩電信會社はプリズン近處のサロンの別室へ幾十本もの電線をとりつけて熟練技師の一隊を送つたのである。新聞社の高馬力の自動車は秘密の使命を帶びて、そこゝを馳せめぐつてゐる。ニューヨーク市の小新聞社の二つはわざ〳〵市内版の幹部記者を派して特派員を指揮せしめた程で、プリズンに最も近い私人の家々の電話は、死刑執行時と定められた午後の十一時前の二十分間二十五弗の相場で各社に賃貸せられたのである。コートネー・ターレット氏は皮肉な筆で當日の現場のモッブに似た群集の狀を同じアウトルツク誌上に報じてゐる。

「夜は近いた。親しく男女の被告を辯護した辯護士、のみならず、辯護と何等かの關係を有つてゐたものは、いつれも爭つてこれから死なうとする二人に最後の慰問をするためにやつて來た。が、またこれが自分達の名を新聞に載せてもらう最後の機會でもあつたのである。

プリズンの監視塔（ウォッチ・タワー）からひらめき出るサーチ・ライト（探照燈）は闇を破つて、プリズンの正面の、一世紀も時代のついた陰氣な石造の監棟も、白い光に幾らか物凄い輪廓の調子が和らげられて見えた。

プリズンの門の外の一エーカーか二エーカーの明地は人で埋まつて、おしやべりな青年、神經的にかん高な高等女學校の娘達、安葉巻をくわへた親父と言ふことをきかない腕白を伴れた母親、ウイスキー臭い息氣を吐く男

共、濃い口紅をつけた女共、その騒ぎはまるでカーニバル(謝肉祭)の群集よろしくである。

一月のちぎれるやうに冷い夜で　群集の觀るものとてはブリズンとあたりをうろつく新聞社の寫眞班との外には何もないのであるが、しかも人數はふえるばかりで、定めの時間が近づくに從つてだん〳〵賑やかになつて行くのである。

ニューヨーク州法で定められてゐる通り、死刑に立合ふべく、死刑執行場たるシン・シンのワーデン(所長)によつて指命された新聞記者の幾人がやつて來たが、この群集に驚いて一旦は村の方へ引き返したが、いよ〳〵決心をして門を入りかけると、群集は自分達は新聞で讀むだけのものを實際看に行く人達を羨むような熱心さで、自動車のまわりにたかつて來だ。「マック、私の代りに彼の女に別れのキッスをしてくれ」と當惑してゐる記者の一人に叫んだものがある。群集は聲を揚げて笑つた。

半時間の中にはルース・スナイダーとヂャッド・グレーは死ぬのである。彼等は活動寫眞のスクリーンの上にちら〳〵するスターの顏よりも、今夜は更らに一層群集の注意を集めてゐるのである。女の死刑は十八年間行はれたことはなかつたのであるが、しかも今後幾年も再び行はれることはなさそうである。モビース(活動寫眞)は毎晩看られるのである。

指定立會人の最後の一人が門を入つて、高い塀の傍をワーデンのオフイスへ眞直ぐに下つて行つた。

時間は經つて行つた。シン・シンの死刑執行の定めの時間の十一時が鳴り出した。と、急に、群集の中から罵り合ふ聲が聞えたかと思ふと、頰をはる音がして、女の叫び聲がする。見ると、安いヂンで醉ばらつたらしい二人の若い勞働者が取つ組み合つてゐて、傍にはけんかの問題となつてるらしい眞赤な唇をしたガールが頻りに誰れか仲裁してくれと賴んでゐるのである。

半哩を距てゝ、ハドソン河の河岸に近い死刑場(Death house)今や彼の女は二人の女看守(matron)の間によろめきながら、伴れ込まれてゐたのである。

レポーターなりとの虚僞の申立てゞ巧みに死刑室に入り込むだ或る新聞社の寫眞班の一人は、死刑室へは密かに寫眞機を持ち込むことのないように紳士として立合人に要求したいとの所長の語を聞きながら、此男は特にこの場合のために作られた極めて小さいキヤメラを床の上に置いたのである。看守達が大きな樫の椅子に、疲れ切つた女を革紐で巧みにくゝりつけ、刑手が

彼女の素肌の右脚と後頭部にエレクトロード(電極)を置き、靜かに重い皮のマスクの中に彼女のはれ上つた顏をかくしてゐる間に、寫眞班は密かにキヤメラの焦點を合せ得たのである。

かくして、ブリズンの門の前の群集が二人のよつぱらいをばやし立て、寫眞班が禁制の寫眞をスナップ(早取り)した間に、二千二百ボルトと十五アンペアの電流は、殺人を行つた女の生命を鎔かし去り、二分と經たない内に科學の力で、祈りを口すさむでゐる彼女を一箇の屍體に變化さして了つたのである。

グレーも同じ一二分で終つたのである。立合人のレポーターは死刑室から出て凍るような夜氣の中でほつとした。と、直ぐと門の外の群集は赤い光りが一二分ブリズン・オフイスに近い路の角で燃え上るのを見た。新聞社のシグナル(信號)である。

待ち構へてゐたレポーターの一人は直ぐに自動車に飛び乘つて、路を開けろと群集に叫びながら、興奮したように、「死刑はすんだな」("They are dead")とつぶやきながら馳せ去つてしまつた。」

(備考)

アメリカ合衆國に於ける死刑の現狀を見るに、四十八州中、殺人罪に對する死刑を廢止したもの八州あり。死刑を存するものにして、其内、縊刑(Hanging)を用ひるもの十九州、電刑(Electrocuting)を用ひるもの十九州、一州はガス(Lethal gas)を用ひ、他の一州は銃刑(Shooting)又は縊刑の内死刑の言渡を受けたるものをして其一を選ばしめつゝあり。

◇刑務所寶物に出る◇

早合點してはいけない日本でない、最近英國各所の監獄が未決監、監房、絞首臺埋葬場まで一切付で寶物に出てゐる。が買手は一向にない。

そこで內務省では『堅牢廣大な監獄所、舊知事別館の寶物格安』と新聞廣告を出して宣傳してゐる。

ダウンパトリックのは二百圓で、サエールスの山間風光明眉の地にある別莊向きだそうだ。

この外最低五十圓から最高二十萬圓まで種々とあつて、選り取り勝手である。投寶りにされる原因は歐州大戰後刑罪人がぐつと減つたからだそうである。

矯正図書館

新しき試みその五

試驗問題と印刷作業

小山博

毎年春期に於ける高等學校及專門學校等の入學試驗問題印刷に關しては當事者間に常に相當考慮を用ゐつゝあり。殊に昨春高等學校試驗問題が其最も安全として信賴せられ居る內閣印刷局より漏洩事件起りたる以來、社會問題として一大シヨックを與へたるより共反響する處大にして、本年度に於ては各高等學校各自、個々の試驗問題を定め其印刷の如きも各學校區々の方法に依り委托せんとし居り、特に此の印刷に關しては一方ならぬ憂慮し居る事明なり、現に過般第三高等學校に至り此の印刷に關して問ひ合せたる處、全く途方に暮れ校內に印刷機を据付け其印刷をなさんかとの協議中なりとか、又第八高等學校教頭河村敎授に就き問ひ合せたる處、同じく此の問題に就て當惑し居りたるを以て、刑務所印刷作業が此の種の秘密を要する印刷物に對し、夙禁せる行刑區域內に働く受刑者と外界との交涉絕對不可能なる點より見て、最も適當せる印刷所なる事を說きたる結果、最適の場所なる事了解し、會議に呈出せんと迄共鳴せられたり。

以上は單に高等學校を目標としての一二の交涉に過ぎざれ共、官立專門學校を初め各府縣立中等學校入學試驗時期に於て、刑務所印刷作業を利用さるを得ば（一二三適當なる方法を講ずるに於て）絕對漏洩の恐れなく且つ危險なく平易に引受け得る事、過去二ケ年名古屋、京都に於ける醫科大學豫科を初め藥學專門學校、府縣立中等學校、市私立高等女學校等十數校に於ける入學試驗問題を刑務所印刷に於て引受けし經驗上、既得の方法を以てせば安全第一なるを以て參考に資せられ、每年各地方に於ける高等、中學、學校試驗問題を其地方に於ける印刷作業を有する刑務所に於て各學校に勸誘の上同印刷を引受けるに於ては、社會的に裨益する處大なりと信ず（下略）

【編者註】

入學試驗は現內閣の方針として試驗制度全廢の傾向にあり、本問題の唱道は稍その價値を時代的に損したとは云へ、試驗問題に限らず現に東京のある刑務所では海軍の秘密文書を印刷せる經驗數度あり、秘密文書の印刷に刑務作業を利用するの當を得たることはその道の人には既に十分認められてゐることである、試驗問題の印刷につき詳細御承知ありたき人は直接筆者たる京都刑務所小山技師へ問合されたし。

資料

自由刑執行に於ける階級處遇に關する規定

（伯林少年裁判及少年保護協會ニ依リ任命セラレタル委員會ノ草案）

辻敬助

世界の行刑制度の大勢は、少くとも長期受刑者及少年受刑者に對しては、階級累進制度を採用せむとするの傾向に在り、獨逸普國刑務法草案（一九二七年）に於ても本制度の採用を見るに至つた。左に揭くる『自由刑執行に於ける階級處遇に關する規程』は前記普國刑務法草案に對し有力なる參考資料たりしと云ふことである。依て玆に、同僚東法學士と協力して之を譯出することにした。本原則は伯林少年裁判及少年保護協會に依り任命せられたる、五委員即ち、實際家フレーデ博士（司法省上級書記官）を委員長として外に實際家として、伯林刑罰執行官廳長官（伯林控訴院管內の刑務所の中級監督官廳の長官なり）フインケンブルヒ博士、リープマン敎授、フロイデンタール敎授及ボンデー講師の三學者より成る委員會の決議にして、一九二五年十一月伯林に於て、開催せられたる專門家會議の提案を基礎として立案されたものである。依て該提案をも最後の丁編として之に附加へることにした。

甲編　自由刑執行ニ於ケル階級處遇ニ關スル規定

第一章　總　則

第一條　六月以上ノ懲役又ハ禁錮ノ受刑者（少年禁錮受刑者ニ在リテハ三月以上）ハ階級的ニ之ヲ處遇ス

第二條　一、階級處遇ハ收容者ヲシテ其ノ意思ヲ緊張シ且支配スルコトカ自己ニ利益ナリトノ念ヲ起サシムヘキ目標ヲ設ケ之ニ依リ彼等ヲシテ適法ナル生活ヲ營マシムル樣敎育スルコトヲ要ス即チ善良ナル行狀ヲ條件トシテ階級的ニ累進スルノ方法ニヨリ輕減（Erleichterung）ト自由（Freiheiten）トヲ與ヘ以テ刑務所ニ於ケル刑ノ執行ヨリ自由ノ生活ヘノ推移ヲ漸進的ナラシムル

コトヲ要ス

二、自由及輕減ハ收容者ニ對シ單ニ愉快ナラシムルモノタルヘカラス寧ロ漸次責任ヲ負擔セシメ以テ實任觀念ヲ養成シ且强固ナラシムルモノタラサルヘカラス

第三條　收容者ヲシテ生產的ニシテ感化上有效ナル作業ヲ爲サシメムカ爲ニハ所長ヨリ看守ニ至ル總テノ官吏カ統一的ニシテ敎育的ナル精神ヲ抱持スルコトヲ要ス

第二章　階級分別

第四條　刑ノ執行ハ三階級（第一乃至第三）ニ依リ之ヲ爲ス外ニ懲罰級（Strafstufe）ヲ設ク

第五條　（新入級）（Eingangsstufe）ニ於テハ收容者ノ肉體上及精神上ノ狀態ヲ精査シ各收容者ニ付キ處遇案（プラン）及敎育案殊ニ作業及職業訓練ニ關スルモノヲ作成ス

此ノ場合ニ於テハ收容者ノ個性、經歷ノ外尙ホ犯罪ノ原因ヲモ出來得ル限リ精査スヘシ此ノ目的ノ爲メ及收容者ノ信賴ヲ開拓スル爲所長ハ收容者ト時々懇談スルヲ要ス

裁判記錄並前科身分帳モ亦之ヲ參酌スヘシ

第六條　犯罪行爲ノ性質ノミニ因リ收容者ヲ豫メ階級處遇ヨリ除外スルコトヲ得ス

第七條　一、保健技師ノ命ニヨリ病舍ニ入リタル者ハ病舍ニ在ル間其ノ階級ヨリ別異ス

二、前項ノ規定ハ精神病學上精神異常者ニシテ特設刑務所若ハ刑務所內ニ於テ分界セラレタル場所ニ收容スルヲ適當ト認ムル

モノニ付キ之ヲ準用ス

前項ノ特設刑務所及ヒ特別區ニ於テモ成ルヘク階級的ニ刑ヲ執行スルコトヲ要ス

第八條　一、懲罰級ニアル收容者ニ對シテハ常ニ且ツ特ニ敎育的感化ヲ及ホスコトニ注意スヘシ

二、收容者ハ永續的ニ懲罰級ニ留ムルコトヲ得ス

第三章　階級順序

第九條　各收容者ハ最初先ツ第一階級ニ之ヲ編入ス

第一階級ニ留マルヘキ期間ハ通常六月トス但刑期ノ四分ノ一ヲ超ユルコトナシ

第一〇條　一、判決確定後裁判所拘置所（Gerichtsgefängnis）ニ於テ執行ヲ受ケタル期間ハ新入級ノ期間ニ通算ス　判決アリタル後ニ於ケル未決拘禁モ亦同樣ニ其ノ全部又ハ一部ヲ通算スルコトヲ得

二、既ニ他ノ刑務所ニ於テ最下級ヨリ上級ノ階級ニ在リタル收容者ノ移送ヲ受ケタルトキハ直チニ之ヲ相當階級ニ編入スルコトヲ得

三、病舍又ハ特設刑務所若ハ特別區ニ在リタル期間モ亦其ノ全部又ハ一部ヲ通算スルコトヲ妨ケス

第一一條　第九條所定期間ヲ經過シタルトキハ第二階級ニ進級ス所長ハ刑務官會議ノ意見ヲ聽キ其ノ期間ヲ短縮シ行狀不良ナルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第一二條　一、第二階級ニハ原則トシテ少クトモ殘刑期ノ二分ノ

一留マルコトヲ要ス

二、收容者其ノ行狀ニ依リ第二階級ニ於ケル取扱カ充分效果アリシコトヲ示シタルトキニ限リ之ヲ第三階級ニ進級セシムルコトヲ得

第一三條　第三階級ヘノ進級ハ刑ノ目的ヲ顧慮シテ收容者ヲ愼重ニ審査觀察シ刑務官會議ノ意見ヲ聽キ所長之ヲ命ス所長ハ豫メ第三階級ノ組長ノ意見ヲ聽クコトヲ得該收容者カ既ニ幾度ヒ第三階級ニ屬シタリシカハ進級ニ關シ何等影響スル所ナシ（Ne bis in eadem clausus ノ禁止）

第一四條　無期懲役ノ執行ヲ受クヘキ者ノ第一階級ニ留マルヘキ期間ハ各場合ニ付キ刑務官會議ノ意見ヲ聽キ所長之ヲ定ム、原則トシテハ三年ヲ以テ其ノ最短期間トス

第一五條　一、執行規則（我國施行規則ニ當ル）若ハ所內規程（各刑務所細則）ニ違背シタル場合ニハ一定期間第一及ヒ第二階級ノ滯級期間ヲ延長スルコトヲ得、違背ノ情狀重キトキハ收容者ヲ第二階級ヨリ第一階級ヘ第三階級ヨリ第二階級ヘ若ハ直ニ第一階級ヘ、降級セシムルコトヲ得、情狀特ニ重大ナルトキハ之ヲ懲罰級ニ編入スルコトヲ得

二、第一階級ニ降級セシムル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ嚴正獨居拘禁若ハ獨居拘禁ニ付ササルコトヲ得

三、行狀特ニ善良ナル場合ニハ再ヒ進級スルコトヲ得

第四章　拘禁ノ種類

第一六條　一、第一階級ニ於テハ收容者ハ原則トシテ之ヲ獨居拘禁ニ付ス、其ノ期間ハ原則トシテ六月トス、懲罰級ニ於テハ收容者ハ之ヲ繼續シテ獨居拘禁ニ付ス

二、所長ハ第一階級若ハ懲罰級ニ在ル收容者ヲ嚴正獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第一七條　一、第二階級及第三階級ニ於テハ收容者ハ其ノ作業ニ付キ支障ナキ限リ原則トシテ日中閉所時（Einschluß）ニ至ルマテ之ヲ雜居セシム閉所後ハ特別ノ訓練ヲ必要トセサルトキニ限リ之ヲ分離セシム

二、第三階級ニ在ル收容者ニシテ獨居拘禁ニ付セラレムコトヲ請フトキハ拘禁上支障ナク且敎育上之ヲ禁止スヘキ何等ノ理由存セサルトキニ限リ之ヲ許可スルコトヲ要ス

第五章　居房

第一八條　一、第二階級及ヒ第三階級ノ雜居房ハ階級ニ依リ其ノ設備ヲ異ニス

二、獨居房ノ設備モ亦階級ニ依リ之ヲ異ニス

第一九條　一、第一階級及ヒ懲罰級ニ在ル收容者ニ對シテハ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハス其ノ獨居房ヲ裝飾スルコトヲ許サス

二、第二階級ニ在ル收容者ハ其ノ近親（兩親、妻、子供）ノ肖像ヲ獨居房內ニ揭クルコトヲ許サル、所長ハ敎育上ノ理由ニ基キ花卉ヲ以テ房內ヲ飾ルコトヲ例外トシテ許スコトヲ得

三、第三階級ニ在ル收容者ハ其ノ獨居房ヲ肖像、花卉其ノ他ノ物ヲ以テ適當ニ裝飾スルコトヲ得、趣味的繪畫ハ之ヲ奬勵スヘレ

矯正図書館

第六章　衣類

第二〇條　一、第一階級及ヒ懲罰級ニ在ル收容者ハ通常ノ獄衣ヲ着用ス

二、第二階級及第三階級ニ在ル收容者ノ衣類ハ累進的ニ一般社會ノ衣類ニ相應セシメ若ハ徽章ニ依リ（例ヘハ襟ノ紐ノ類）何レノ階級ニ屬スルヤヲ明ニスヘシ

第二一條　第三階級ニ在ル收容者ニ對シテハ所長ハ競技及ヒ遊戯ノ爲メ獄衣以外ノ衣類ノ着用ヲ許スコトヲ得

接見ノ爲ニモ亦自衣ノ着用ヲ許スコトヲ得

第七章　食物

第二二條　一、刑務所ノ食物ハ各階級ヲ通シ同一トス但高級ノ收容者ニハ累進的ニ增加食ヲ給スルコトヲ得

二、各階級ノ收容者作業賞與金ヲ以テスル附加食購入ノ範圍ハ階級ノ進ムニ從ヒ漸次擴張スルモノトス

第八章　作業及ヒ作業賞與金

第二三條　收容者ハ出來得ル限リ之ヲ手工業其ノ他ノ職業ヲ訓練若ハ熟達セシムヘシ、此ノ場合ニ於テハ階級所屬ハ何等ノ關係ヲ有セス

第二四條　信用的地位ヲ占ムル所內用夫（我國掃除夫、雜役夫等ニ當ル）ハ成ルヘク第三階級ノ收容者ヲ以テ之ニ該ルコトヲ要ス

第二五條　一、作業賞與金ノ中ヨリ次ノ如キ割合ヲ以テ豫備金（拂ヲ繰戻後ノ準備ニ當ツルモノ Fuchlage）ノ留置セシム

（イ）第一階級及懲罰級ニ在リテハ作業賞與金ノ全額

（ロ）第二階級ニ在リテハ作業賞與金ノ三分ノ二

（ハ）第三階級ニ在リテハ作業賞與金ノ二分ノ一

二、請願作業（Selbstbeschäftigung）ニ依ル收得金中ヨリ豫備金トシテ控除スヘキ割合ニ關シテハ所長之ヲ定ム

第二六條　收容者ハ小遣金（作業賞與金中前條ノ豫備金ヲ除キタル額）（Hausgeld）ヲ以テ各週ニ一回許可セラレタル嗜好品ヲ購入スルコトヲ得但懲罰級ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス、第二及第三階級ニ在ル收容者ハ尙ホ行刑規則ヲ以テ明示的ニ認メラレ若ハ所長ノ認許シタル物品ヲ購入スルコトヲ得

第二七條　收容者小遣金ヲ以テ自己ノ必要ナル家族ヲ規律的ニ扶助スルコトヲ請フトキハ繼續的ニ之ヲ許スコトヲ得

第九章　作業時間以外ニ於ケル刑ノ執行ノ形成

第二八條　一、三十歲ニ達セサル收容者ニ對シテハ總テ敎育ヲ施ス、所長ハ三十歲以上ノ收容者ニ對シ之ニ關與スルコトヲ許シ若ハ命スルコトヲ得、三十歲以上ノ收容者ハ申請ニ依リ敎育ヲ受クルコトヲ免セラルルコトヲ得

二、懲罰級ニ在ル收容者ハ獨居房ニ於テ敎育ヲ施ス

三、第二及第三階級ニ在ル收容者ハ原則トシテ階級ニ依リ區別セラレ共同授業ヲ受ク、所長ハ又收容者ノ精神的能力若ハ職業訓練ニ依リ學級ヲ組織スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

四、第二階級ニ對シテハ各週少クトモ二時間、第三階級ニ對シテハ少クトモ三時間ノ敎育ヲ施スヘシ

五、敎育ニ際シテハ收容者ニ對シ階級處遇ノ意義及ヒ組織ヲモ敎フルコトヲ要ス

第二九條　一、收容者ハ作業ニ從事セサル時間ハ閉所ニ至ルマテ書籍ノ看讀ヲ許サル

二、如何ナル種類ノ書籍ヲ欲スルヤニ付各階級ノ收容者ヨリ聽取スルコトヲ要ス趣味ノ向上ニ付テハ及フ限リ盡力スヘシ

第三〇條　娛樂的看讀書籍ノ範圍ハ階級ニ應シテ之ヲ定ム、敎訓ニ關スル書籍ハ總テノ階級ノ收容者ニ之ヲ許ス

第三一條　第一階級及懲罰級——新聞ノ看讀ハ之ヲ許サス、第一階級ノ收容者ニ對シテハ保護官（Fursorger）ヨリ適當ナル方法ニ依リ口頭ヲ以テ日々ノ重要ナル事件ニ付通曉セシム

第二階級——收容者ハ每日曜日ニ第二階級ノ共同室ニ備付ケタル新聞紙ヲ看讀スルコトヲ得、所長ハ又或收容者ヲ指定シテ讀ミ聞カサシムルコトヲ得

第三階級——收容者ハ平日ニ於テモ亦第三階級ノ共同室ニ備付ケタル新聞ヲ看讀スルコトヲ得、收容者カ自ラ新聞ヲ購讀スルコトモ亦之ヲ許ス、該新聞紙ハ適當ナル期間ヲ經過シタル後ニハ返納スルコトヲ要ス、收容者ハ釋放ノ際ニ之カ返還ヲ請求スルノ權利ヲ有セス

第三二條　一、現在ノ國家秩序ヲ暴力ヲ以テ崩壞スルコトヲ煽動シ若ハ收容者ニ陰謀、刑務官吏ニ對スル反抗又ハ反逆其他ノ所內規則ノ違背ヲ挑發スルカ如キ新聞紙ハ之ヲ除外ス

二、所長ハ新聞紙ノ各號若ハ一部ニシテ秩序ヲ紊リ安全ヲ害スルカ如キ內容ヲ有スルモノヲ收容者ニ交付セサルノ權限ヲ有ス

三、刑務所カ收容者ノ爲ニ購入スル新聞紙ハ所長カ刑務官會議ノ意見ヲ聽キテ之ヲ定ム

第三三條　一、講演會、音樂會等ハ相當ナル敎誨ヲ附加シテ之ヲ行フヘシ

二、所長ハ各個ノ場合ニ如何ナル範圍ニ於テ第三階級ノ收容者以外ニ第二階級ノ收容者ヲ之ニ參加セシムルヤヲ定ム

三、懲罰級ニ在ル收容者ハ常ニ參加ヲ許サレス第一階級ノ收容者ハ大祭日ニ於テノミ之ヲ許サル

第三四條　第二階級及ヒ第三階級ニ在ル收容者ハ收容者禮拜、樂隊及收容者合唱ニ加入スルコトヲ得

第三五條　一、第二階級ニ在ル收容者ハ日曜日ニ共同室ニ滯留スルコトヲ得、共同室ニ於テハ讀書及筆記ヲ許サレ又將棋ヲ爲スコトヲ得、行狀特ニ善良ナルトキハ所長ハ收容者ニ平日ニ於テ作業後獨居房ニ於テ閉所ニ至ル迄ノ間若ハ日ノアル間自營作業ニ付ク事ヲ許スコトヲ得、之ニ要スル材料ハ小遣金（Hausgeld）ヲ以テ調達スルコトヲ許サル、手工ノ熟練ハ之ヲ奬勵スルコトヲ要ス何等ノ興味ナク又不必要ナル仕事ニハ就業セシメサル樣努ムヘシ、嗜好上價値多キ仕事ニ付キ常ニ心掛クルヲ要ス

二、第三階級ニ在ル收容者ハ此ノ外尙ホ每日作業終了後獨居房若ハ共同室ニ於テ一般ノ閉所時間以後所長ノ定メタル時間迄自營作業ニ付クコトヲ許サル、共同室ニ於テハ四人迄共同ニ遊フコトヲ許サル

三、貨幣若ハ貨幣價値ヲ賭ケタル賭戯及ヒ骨戯ハ總テノ收容者ニ之ヲ禁ス

四、第三階級ニ在ル收容者ハ任意ニ自己ノ費用ヲ以テ園藝(Beete)ヲ爲スコトヲ得

第三六條　敎育程度若ハ精神的才能又ハ行狀ニ依リ特別ナル顧慮ヲ拂フノ價値アル收容者ニ對シテハ作業時間以外ニ於テ精神的勞作ニ從事スル爲特別ノ自由時間ヲ與フルコトヲ得

第三七條　一、總テノ收容者ニ對シテハ每日少クトモ一時間戶外ニ於テ雨天ノ際ニハ屋內ニ於テ運動セシムルコトヲ要ス、戶外ニ於テ作業スル收容者ニ對シテハ就業日ニハ戶外運動ヲ課セサルコトヲ得

二、第三階級ニ在ル收容者ハ場所ノ關係ノ許ス限リ日曜日及ヒ祭日ニ於テ所長及保護官(Fürsorger)引率ノ下ニ武器携帶看守ニ戒護セラルヽコトナク刑務所ノ外部ヲ散步スルコトヲ得但懲役囚ニ在リテハ第三階級ニ進級後進級時ヨリ起算シ尙ホ此ノ階級ニ於テ執行ヲ受クヘキ殘刑期ノ少クトモ三分ノ一ヲ經過シタルコトヲ要ス

第三八條　一、少クトモ各週二回第一階級ニ在ル收容者ニハ普通體操訓練(Freiübung)第二階級ニ在ル收容者ニハ器械體操(Geräteturnen)ヲ施ス第三級ニ在ル收容者ニハ此ノ外尙體操遊戯(Turnspiel)ヲモ許ス

二、保健技師ノ意見ニ依リ又ハ年齡ノ關係其ノ他ノ事由ヨリシテ體操ヲ免セラレタル者ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第三九條　第三階級ニ在ル收容者ハ作業後及日曜日ニ所長ノ詳細ナル命令ニ基キ體操及ヒ競技ヲ爲スコトヲ許サル

第四〇條　所長ハ第三階級ニ在ル收容者ニ對シ休暇(Urlaub)ヲ與フルコトヲ得

第四一條　第二及第三階級ニ於テハ敎育的見地ニ基キ收容者カ漸次自動的ニ共同交談スルコトヲ許サルヘシ

第十章　自治

第四二條　第三階級ニ在ル收容者ハ免業時間ノ間自治ヲ許サル此ノ場合ニ於テハ武器携帶看守ノ常時監視ハ能フ限リ之ヲ差控フ此ノ目的ノ爲收容者ヲシテ文談、講話ノ爲ニ共同室ニ留マリ又ハ遊戯及競技ヲ爲スカ爲ニ組長(obmann)ヲ選擧スルコトヲ得セシム

選擧ハ所長ノ同意ヲ要ス

組長ハ收容者カ其ノ階級ニ於テ與ヘラレタル自由ト輕減トヲ濫用セサルヤウ注意シ且收容者間ノ意見ノ相違ヲ調停スルニ努ムヘシ組長ハ作業時間以外ニ於ケル共同室內ノ秩序ニ關スル提案ヲ作成シ之カ嚴守ニ努ムルコトヲ要ス所長ハ何時ニテモ組長ヲ免シ改選ヲ命スルコトヲ得

小遣金ヲ以テ調達シタル物品ノ管理及ヒ交付ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ第三階級ニ在ル收容者ヲシテ之ヲ司ドラシムル樣努ムルコトヲ要

第十一章　外界トノ交通

第四三條　一、收容者ハ次ノ如キ割合ヲ以テ接見ヲ許サル

第一階級ニ在リテハ二ケ月每ニ一回三十分間

第二階級ニ在リテハ六週每ニ一回三十分間

第三階級ニ在リテハ一ケ月每ニ一回四分ノ三時間

二、緊要ナル場合殊ニ收容者ノ法律若ハ營業ニ關スル用件又ハ出所後ノ生計ニ關スルモノナルトキハ所長ハ接見時間ノ延長ヲ許スコトヲ得

第四四條　懲罰級ニ在ル收容者ハ原則トシテ六週間每ニ、第一階級ニ在ル者ハ四週間每ニ、第二階級ニ在ル者ハ三週間每ニ、第三階級ニ在ル者ハ二週間每ニ一回書信ヲ發シ及ヒ受クルコトヲ得

乙編　幼年者及ヒ其他ノ未成年者ニ對スル特別規定

第四五條　一、一年以上ノ自由刑ハ未成年者ニ付キテハ特別ノ少年刑務所(少年禁錮刑務所、少年懲役刑務所)ニ於テ之ヲ執行シ三ケ月以上ノ未成年者ニ對スル自由刑ハ建物ノ獨立シタル特別區(Abteilungen)ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ要ス

二、各個ノ州ニ斯クノ如キ特別刑務所若ハ特別區ノ設ケラレサルトキハ關係各官廳ノ合意ニ依リ數州ノ爲ニ共同ナル刑務所及特別區ヲ設クルコトヲ要ス

第四六條　未成年者ハ之ヲ肉體的ニ懲戒スルコトヲ得ス

第四七條　未成年者ニハ出來得ル限リ戶外ノ作業殊ニ農園勞動ニ就カシムルコトヲ要ス、戶外ノ作業ハ原則トシテ假令各週中ノ多クノ日ニ於テ之ニ從事セシムル場合ニ於テモ合計每週少クトモ全一日間之ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四八條　每日ノ作業時間ハ八時間以上タルコトヲ得ス少クトモ二回比較的長キ休憩時間ヲ設クルコトヲ要ス

第四九條　作業科程ハ少年(Jugendliche)ニ對シテハ之ヲ青年(Jungmänner)ニ對シテヨリモ僅少ナラシムヘシ

第五〇條　刑期一月未滿ノ未成年者ハ原則トシテ其ノ作業賞與金ノ全部ヲ豫備金(Rücklage)トシテ記入スルヲ要ス

第五一條　一、少年ニ對スル每日ノ休憩時間ハ少クトモ四時間ヲ下ラス內二時間ヲ以テ戶外運動ニ充ツヘシ

二、戶外運動ノ時間ニ於テハ總テノ收容者ハ能フ限リ身體ノ練磨(普通體操敎練及體操遊戯)ニ努ムルコトヲ要ス

三、體操訓練ハ總テノ未成年者ニ之ヲ施スヘシ

第五二條　一、每日敎育ヲ施スヘシ敎育ハ職業學校ニ於ケル敎育ト同樣ニ形成スルコトヲ要ス、天候好適ナル場合ニハ戶外ニ於テ之ヲ行フヘシ

唱歌及手藝モ亦之ヲ練習セシムルコトヲ要ス

二、精神薄弱ナル未成年者ノ爲ニハ特別ナル學級ヲ設クルコトヲ要ス

第五三條　未成年者ハ原則トシテ四週間每ニ一回接見スルコトヲ得、所長ハソレ以上ノ接見ヲ許スコトヲ得

第五四條　一、未成年者ハ原則トシテ二週間每ニ一回書信ヲ發受スルコトヲ得所長ハソレ以上ノ書信ノ交通ヲ許スコトヲ得

二、信書ノ發受ハ敎育ノ目的ニ背馳スルカ如キ場合ニハ之ヲ差

止ムルコトヲ得

第五五條　感化院生（Fürsorgezögling）又ハ釋放後強制保護教育（Fürsorgeerzi hung）又ハ保護監視（Schutzaufsicht）ヲ命スルノ要アリト認メラルヽ未成年者ヲ釋放スヘキ場合ニハ釋放前適當ナル時ニ於テ其ノ方法ヲ命令實行スヘキ當該官廳ニ報告スルコトヲ要ス

第五六條　少年者ノ釋放前ニハ家族ニ對シ其ノ引取ヲヲ催促スルコトヲ要ス引取ルコト能ハサル場合ニハ原則トシテ同伴者（Begleiter）ヲシテ之ヲ歸住地ニ携同セシムルコトヲ要ス

丙編　附　則

一、階級處遇ノ實行ニ付テハ官吏ニ對シ特ニ大ナル期待ト要求トヲ有スルモノナリ。當該官吏ハ收容者ノ個性ヲ了解スルノ能力ヲ有シ且教育的感化ノ才能ヲ有セサルヘカラス。官吏ヲ選任スルニ際シテハ持ニ此ノ點ヲ重視スルハ勿論採用後ト雖モ充分ナル職務上ノ訓練ヲ授クルコトヲ要ス此ノ點ニ付テハ須ク法令ノ上ニ明定スルコトヲ要ス。而シテ官吏ノ昇進ハ之ヲ試驗ニ依リ決定セサルヘカラス。此ノ試驗ハ訓練ヲ經タル後ニ於テノミ之ニ應試スルコトヲ許サルヘキモノナリ

二、階級處遇ヲ效果アルガ如ク形成センニハ更ニ各刑務所ニ充分ナル員數ノ保護官（Fürsorger）ノ設置セラルルコトヲ要ス。而シテ該保護官ハ教育學、心理學並ニ社會事業ノ實際的活動ノ領域ニ於テ充分ナル經驗アル者タルコトヲ要ス

三、階級處遇ハタヽ原則トシテ單ニ最上級ノ收容者ニシテ既ニ其ノ階級ニ於テ一定期間試驗ヲ經タルモノノミヲ特赦ノ恩惠殊ニ條件付特赦ノ恩惠ヲ與フルトキニ於テノミ效果アルモノナルガ故ニ國家ヨリ此ノ原則カ總テノ地方ニ行ハルヘキヤウ適當ナル形式ヲ以テ奬勵サルヘキモノナリ。此ノ目的ノ爲ニハ恰モ一九一四年獨逸國及一聯邦ノ裁判所若ハ多數聯邦ノ裁判所ノ關與シタル總テノ刑ニ付テノ恩赦ニ關シテ行ハレタルト同樣ニ獨逸國ノ提唱ニ基キ獨逸國及各聯邦ハ此ノ點ニ關シ根本原則ヲ協定一致スルコトヲ考慮スヘキモノナリ。尚一九二五年ノ一般獨逸刑法典草案第三七條第二項ニ『且最上級ニ在ル』トノ言葉ヲ附加スルコトモ必要ナリト信ス（『最上級ニ於テ一定期間試練ヲ經タル』ト爲スモ可ナラン）

四、教育ヲ主眼トセル行刑ヲ合理的ニ遂行センガ爲ニハ勢ヒ不定期刑宣告制度ヲ必要トスルニ至ルモノナリ。コハ特ニ未成年者ノ爲ニ緊切ニ要求セラルル所ナリ

五、將來三月未滿ノ自由刑ハ最早ヤ之ヲ執行セサルニ至ルコトヲ切望スルモノナリ

六、階級處遇ヲ受ケサル收容者ハ階級處遇ヲ受クル收容者ト完全ニ之ヲ分離スヘキモノナリ。然リト雖此ノ場合ニ於テモ行刑ニ於テ教育思想ヲ根底ト爲スヘキコト勿論ナリ

七、尚終ニアタリ一言附加スヘキハ階級處遇ノ完キ實行ハ總則第一條ニ所謂最短期間ヨリヨリ長キ刑期ヲ前提トスルモノナルコトヲ是ナリ

丁編　一九二五〇十一月二十八日專門家會議ノ提案

一、刑ノ執行ニ際シテハ收容者ノ教育ヲ促進スヘシ

未成年者ニ付テハ此ノ目的ハ特ニ强調スルコトヲ要ス

二、未成年者ト成年收容者トハ刑ノ執行ニ際シ完全ニ分離スヘシ

移送（Transport）ニ付キ亦同シ

未成年者ヲ雜居セシムルニハ年齡及發育ノ狀態ヲ顧慮スルコトヲ要ス

三、三月未滿ノ自由刑ハ成年者ニ對シテハ別區劃（Abteilung）ニ於テ之ヲ執行スヘシ。此ノ場合ニハ三月未滿ノ自由刑ハ未成年者ニ對シテハ之ヲ執行セサルコトヲ前提トス

四、收容者ハ教育上ノ理由ニ依リ必要アリト認ムル場合ハ二十一歲ヲ了ヘタル後ト雖モ二十五歲ヲ了フル迄ハ未成年者ノ爲ニ定メラレタル刑務所若ハ別區劃ニ收容スルコトヲ得

五、二十五人以上ノ未成年者ヲ平均的ニ收容スル總テノ少年刑務所及少年區ニハ一人ノ官吏ヲ設ケ之ヲシテ全體ノ教育保護ノ責ニ任セシムヘシ

尚二十五人ノ未成年者ノ爲ニ一人ノ保護官カ任命セラルヘキナリ

必要ニ應シ外勤（Aussendienst）ノ爲一人ノ特別ノ保護官ヲ任命スヘキナリ

六、少年刑務所ノ官吏ハ未成年收容者ノ取扱ノ爲ニ特ニ適當シタル者タラサルヘカラス

少年刑務所長ハ心理學的及教育學的教養ノ深キ者タラサルヘカラス

七、一九二三年七月七日ノ自由刑執行ノ根本原則第三九條ノ嚴正獨居拘禁ハ未成年者ニ付テハ之ヲ除外ス

八、根本原則第四〇條ノ獨居拘禁ニ付スヘキヤ否ヤ若シ付スルトセハ其ノ期間ヲ如何ニスヘキヤハ所長之ヲ定ム

九、晝間雜居セル未成年者ト雜モ夜間ハ之ヲ獨居セシム但シ身體並ニ精神ノ狀況ヨリシテ雜居ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

一〇、少年區（Jugendabteilunger）ニ在ル女性未成年收容者ハ成ルヘク女醫師ヲシテ取扱ハシムヘシ

一一、總テノ刑務所ニ於テハ未成年者ニ對シテモ亦アラユル身體上ノ懲罰ハ之ヲ行フヘキニアラス

一二、自由刑執行ノ根本原則第二〇三條乃至第二〇六條ハ之ヲ承認スヘク且作業ノ選擇及實行ニ當リテハ未成年者ノ教育ヲ他ノ如何ナル目的ヨリモ先ツ第一ニ顧慮スヘキナリトノ原則ハ更ニ之ヲ强調スヘキナリ

一三、刑務所ヨリ未成年者ヲ釋放スルニ際リテハ保護官ハ未成年者ヲ其ノ者カ適當ナル場所ニ落付ク迄引受タヘキモノトス但シ家族、保護會及官廳ノ努力ヲ妨クルコトナシ

一四、監督官廳ハ規定ヲ設ケテ少年刑務所ト幼年保護官廳（Jugendwohlfahrtsbehörden）幼年審判官及後見裁判官トノ密接ナル協働ヲ確保スヘシ

御大禮五講

《壹》

第一講　由來

御大禮は御即位禮と大嘗祭との二つから成るのである。順序として御即位禮から說く。

御即位式とは、御位に卽かせらるゝことゝすれば至極簡單であるが、我國の天皇が御位を御繼承になるといふのは、單に下々の者が家督を繼いだといふと大に異なるのである、御位に卽かせらるゝことは、天皇が重き天職、卽ち天つ神よりお授かりになつた所の重大な職務に就て責任を御負荷遊ばされるのであつて、外國に於ける戴冠式とか、昔の支那に於ける皇帝の卽位とは、根本から相違して居るのである。我國は高天原に於て天祖天照大神が皇孫瓊々杵尊を日本の國土に降し玉ふてこれを統一し、國民を撫育せしめられるといふ御趣意で以て三種の神寶をお授けになり、さうして「この葦原の千五百秋の瑞穗國は我子孫の王たるべき地なり、汝皇孫尊卽いて治らせ寶祚の隆え增さむこと天壤と共に窮りなかるべし」といふ神勅を降され、更に天照大神と高御產日神の二神は天神籬（あまつひもろぎ）をお授けになつてその神勅に「我は天神籬、天磐境（あまついはさか）を起し樹てゝ我子孫のために祀らるべし」と。この神籬とは常盤木で青々と葉の茂つた木である、今日では主に榊を用るけれども、これは松でも、杉でも落葉しない樹を神明の宿る所として昔は拜んだ、今日のやうに社を造てゐ時分はさうしたので此の風習は太古から奈良朝まで續いた、尙ほ今日でも神社の境內に注連を張つた神木といふのが殘つて居るのは神籬の習俗が自然と傳はつたものである。さて天孫に從ふ天兒屋命、天太玉命はこの天神籬を捧持して此國へ降られた。遂に神武天皇の御代に至つて九州から中國へかけて土人を或は誅伐し、或は服從せしめて大和に都を定められ。こゝに御卽位式を擧げさせられた、この御卽位式の狀況は日本書紀や古事記には載せてないが、天太玉命の子孫にして神祭のことを司つた忌部廣成が「古語拾遺」に書いて居る、それでこの御卽位式は由來を述べると、天つ神の御依託を受けられて天孫が降臨され、天つ神の御依託を果させられた、卽ち御成功なつたによつて天つ神を御祭りをした、それで根源に遡つて考へると御卽位式は「祝」よりも「祭」といふが至當である。

◇

さて、この御祭の狀況は「古語拾遺」に依ると、先づ中臣、忌部の二氏をして正殿を造らせられた、これには齋鍬、齋斧（いみすき、いみおの）を以て木を伐つて正殿を建て、それから神籬を立てられ、天皇の御前に御机を置かせられて、神武天皇が所謂高御座につかせられると、その前へ天富命が三種の神寶を恭しく捧げ、ついで神籬の前に立つて殿祭祝詞を申上げた、この殿祭とは所謂（みとのまつり）のことで、これは御殿を祝ふといふことである。祝ふと喜ぶとは今日一つに混同されて居るが、祝ふとは昔は祭る意味であり、漢字では祈る意味に當る。さうしてこの神籬を立てられたのは天照大神と高御產日神の神勅による「子孫のために祭られん」とのことを實行されたのである、又御机に置かれた三種の神寶は天位御繼承の上の二つとない御證であるから、かく正統に御受けになつたといふことを萬民にお示しになる御趣意に外ならない。次に天富命が讀んだ天神壽詞、これは今日に傳はつて居るのであるが、これは天つ神が眼前にまします心持を以て祝詞を申上げる、卽ち神樣を祭るので、この時代はかく簡素質朴であつたのが後世に至つて種々神樂を奏したりなどすることになつた。この祭場の門外には物部氏が數多の同族を率ゐて楯を立て天威の尊嚴を諸民に拜觀させた。この楯を立てることは單に威嚴を張るとか、或は御卽位式を立派にするといふばかりで

◇昭和二年十二月三日大禮使官制公布さる

◇大禮使職員

昭和二年十二月三十日付（昭和三年一月四日官報）

大禮使總裁　載仁親王
大禮使長官　公爵　近衞文麿
大禮使御用掛　男爵　平沼騏一郎
　伯爵　伊東巳代治
大禮使次官
　內閣書記官長　鳩山一郎
　宮內次官　關屋貞三郎
大禮使參與官
　法制局長官　前田米藏
　式部長官公爵　伊東博邦
　侍從次長　河井彌八
　宗秩寮總裁子爵　仙石政敬

御大禮まで

主馬頭　西園寺八郎
圖書頭　杉榮三郎
內藏頭　杉　孫麿
內匠頭男爵　東久世秀雄
大膳頭　上野季三郎
掌典長公爵　九條道實
宮內省參事官　大谷正男
帝室林野局長　三矢宮松
帝室會計審查局長　入江貫一
樞密院書記官長　二上兵治
京都府知事　大海原重義
警視總監　宮田光雄
外務次官　出淵勝次
內務次官　杉山四五郎
大藏次官　黑田英雄
陸軍次官　畑英太郎
司法次官　小原　直
文部次官　粟屋　謙
農林次官　阿部壽準
商工次官　四條隆英
遞信次官　桑山鐵男
鐵道次官　八田嘉明
外に大禮使事務官　九十五名

なく、昔はかくする風習があつた、昔は戰爭をして相手の者を征服すると勝者の威光を示すために根を立てた、三韓征伐のとき神功皇后は新羅の都に入り、城門の外に根を立てられたといふ事實もある。この神武天皇の際は全く、天つ神に天位をしろしめしたことを御報告になつた御祭であつて、後世のものはこれに基いたものであり、天皇親ら祝ひ遊ばしたとか、又臣下から賀詞を奉つたのでなく只御祭典と申す丈であつた、故に由來から申せば天つ神に對する御奉告である、これが我國卽位式の御趣意である。

◇

のち此の御儀式は行はれたのであるが史上には載せてない、只持統天皇の御卽位式が簡單に書かれて居る、三種の神寶は忌部氏が捧げ、中臣氏が祝詞を申した、かくの如くこれまでは神武天皇の御時と同じであつた。持統天皇より以前の天智天皇は唐風を好まれたが御卽位式は舊來の通りであつたと拜察する、けれども天智天皇以前からも三韓及隋唐との交通があつたので自然と唐風が入り、その一つづゝが次第と改まつて奈良朝の末から平安朝の初にかけて唐風の儀式が整頓せられた、これも外國との交際上かくなつたので推古天皇の頃から唐風の御制度が採用なつた、それから皇極天皇の御代に大極殿が出來た、これは朝廷の正殿ともいふべきもので、これが唐風の建築であつて、宮中を唐風にせられた始めである、現在京都の平安神宮にその俤を殘して居るが昔の三分の一に過ぎない、この外に朝堂院、八省院といふ立派な宮殿が左右に四棟づゝあつてその規模は大なるものであつた。

第二講　唐・風

最初唐風はどういふところから初まつたかといふと、支那では瑞祥を賀んで何でも珍らしい事があればお目出たいといつて喜ぶ風が流行し、その度毎に瑞祥を賀する式が行はれた、これが日本へ這入つて來た、天武天皇の朝には赤い雀が出たと云つて「朱鳥元年」とし、皇德天皇の朝には白い雉が出たからとて「白雉元年」と年號まで改めなどした、これを每年の元日朝賀の日奏聞した、年の首めの式に、その前年中各地でめでたいことのあつた事を奏聞し御賀びを申上げる、それで奏瑞使といふ役迄あつて大納言が勤めた、最初の內は瑞祥毎に奏聞し群臣が賀する式が行はれ、後ちにこれが每年元日に定まつた式となつた、御卽位式を改められる迄は盛に大極殿で行はれ、これが天智天皇朝以前、推古天皇時代から元日の朝賀式に瑞祥を奏する唐風の式が行れて居たのである。

◇

大極殿といふと、先づ大極殿があつて、この左右に廻廊があり、樓があり廻廊造りになつて居る、さうしてこれ等の中央に龍尾壇がある、庭中であるから雨曝しである、三段づゝの石階があつて此の左右に八省院、朝堂院ともいふ御殿があつた、以上が大極殿としての總体である。それから龍尾壇の龍尾道の中心の所に「銅烏幢」を立てた、その東に「日像纛」と立てた、次に上が矛の形でその下が旗であつてその旗の縁縁に、青き龍、白き虎、赤き雀、黑い龜子のついた四本の旗が左右に立ち、更に何々纛幡と云つた旗が澤山立つ、纛（とう）といふのは大頭（だいがしら）と日本ではいつて旗竿の先についたものを指すのである、尙ほその前後に又旗が四本立つ、かく澤山の旗が左右にずらりつと並ぶのであるから隨分と賑かである、この御殿の上の裝飾は「南榮」と云ひ、軒を下から見上げると軒下に一の水引やうのものが掛かる、これを「帽額」（もかう）といふ。さうして御殿の上に「高御座」唐風の御座所が設けられた、天皇がそれに出御なると群臣は龍尾壇から遙か下座に居流れる。この時代門外の指揮は右大臣がした、これがすつかり唐風になつた朝賀式の次第であつて、又この朝賀式に一つ唐風の御祭りがあつた、香を薰いて煙を上げる「煙祀」といふのが行はれた、然しこれは日本の天神を祭る式とは全然異なつた意味のもので これは誤解してはいけない。このやうな式が元日の朝賀に行はれたから自然と御卽位式もこれに變るやうになつて來た。

◇

唐風の御卽位式は大体元日の朝賀式と變りはない、只朝賀式に加へた一つの大事なことがある、それに御卽位に就ての勅語がある、この勅語を「宣命」（せんみやう）と申した、天

◇昭和三年一月四日　大禮使初會議を宮中に開かる

◇大禮期日御治定

◇一月十七日　御大禮期日御治定　聖上親しく宮中三殿に奉告の儀　勅使發遣の儀を行はせ給ふ

◇一月十九日神宮、畝傍山陵、仁孝、孝明、明治三帝山陵、大正天皇山陵に勅使奉幣の儀を行はせ給ふ

◇齋田點定

◇二月五日　宮中神殿の大前に於て齋田點定の儀を行はさせ給ふ

悠紀地方　滋賀縣
主基地方　福岡縣

×

神代をそのまゝ傳ばすといふ龜卜の儀に使はれるのは小笠原產綠龜の甲羅で、長さ八寸幅五寸、厚さ一寸といふ將碁の駒を象どつたものだ、先づ灼手が檜造りの圓錐で檜の臺を掠めること暫し、やがてプスプスと煙は上つて火が日光產の

波々迦木（上溝樫）にうつると、めらめらのぼるその神の炎はその儘火爐の中に入れられて、そこに前記の龜甲がかざされるのだが、と見る間に焙られた甲の面には神の御告げによる神祕な龜裂は千二千といふ線の交錯する復雜な卜相となつて、悠紀、主紀兩齋田の位置を示すのだ

そこで卜者は直に卜相を案じて神意を伺ひその卜合の結果を以て京都以東以南、以西以北に齋田たる二地方を選び出すのだが、この灼手を務めるのが掌典菅野忠雄氏、卜者の役を拜したのが掌典八束清貫の兩氏で、俗界と隔絕した心身を淨めるべく、兩氏とも齋戒沐浴して、三日の午前十時から三日間賢所の賜所に參籠した、勿論參籠といふからは潔齋また潔齋、雪白の淨衣をまとうて肉食を絕ち、無我無想の行を積むのであるが、實は無我無想といふ文字以上で、所謂「心柱を立て他念を生ぜしめざ

智天皇朝から唐風を御採用なつた關係から天皇の詔は漢文で書かれ「詔勅」と稱へた、これに對して國文で書かれた詔を「宣命」と稱へたので詔に限らず山陵への「告文」（こうもん）などゝ國文で書かれたのでこれをも「宣命」と云つたのである。かく御卽位式には特別の宣命といふものが出た、これは群臣に御卽位を宣告された詔で、これを遵退、作法の閑雅なしかも音吐明瞭なものを大納言中から選拔して讀ましめた、讀むには天皇に向つて讀み、群臣は讀む者の背後に居て、一句毎に「應聲」をかけた。又讀み方にもちやんとその譜が定まつて居た。

◇

さてこの宣命の内容であるが、これは施政方針とか或は祝賀の意味を宣べられるのでなくて、御位に卽かせられるに就ては　天つ神から重大な責任を授かり負荷に堪へぬといふやうなことを群臣に御宣告になるのであつて、その一部を摘むとまづ『自分は天神の御依託を受けて國に君臨するに就ては　國家の統治、國民の撫育』――撫て育しむと宣べられて居る。『天神の依託を受けた重大なる所の責任、之れを果すには御自分は菲德にして中々一人の力では出來ぬ、依つて賢良の臣下の輔佐を要す……我大御心を体し此の國民に臨んで公平に治めたものは品々賞め給ひ上げ給ふ』とある「品々」とは階級のこと「賞め給ひ上げ給ふ」とは官位昇進のことである、又『若し大御心に背いて人民を虐待するやうなものは治め給ひ罰し給ふ』とある、この「治め給ひ」は治罪法の治に相當する、かゝる御宣告を拜すれば如何に我國體の外國に卓越したるかを思ひ、我等はその有難き國に生れ出たことを喜ばねばならぬ。今これを當時の言葉で云ふと一番初めが『集侍』「うこなはれる」とある、この「おほきみたち」は居るといふことで『親王等王臣』（みこたち、おほきみたち、おみたち）この「人達」親王の御子樣、「おみたち」は高位の官員である。『百官（もゝつかさ）の人達』これは百官群臣を指し。『天下公民』（あめのしたのおほみたから）とあるが「おほみたから」は一般臣民のことである、我國建國の古は武と農を以てした、「おほみ」は敬語で、天皇直屬の臣下であるから「おほみ」といはれる、昔は臣民が自分自身に「御民」（みたみ）と云つたのも天皇の臣民として我身を尊ぶこゝろから稱へたのである。次の「たから」とは「田力」（たちから）の「ち」を略したので農を尊ぶ處から出た名稱であつて、田に力業をして出來たものを貢獻したから田力といひ一面田租年貢のことをも意味する、臣民自ら天皇からは「公民」といふ敬語を使はれるのである。それから『もろ〳〵きこしめせ、宣る（のる）云々』とあつてこの「のる」と讀む處毎に群臣が『オウー』と答へた、唐風になつては位階が定められ、又場所の關係等もあり役人丈參列することになつたのであるがこれで以前は一般人民迄參列したのであらう、その時代の言葉がその儘殘つて居るのである。が、たとへ居らなくとも居るものとして詔を發せらるゝ有難い思召の程もこれで察せられる。又外觀は唐風になるとも古風を殘された點に上代の御趣意を繼承されて居ることが窺はれる。

◇

次に唐風になつて「衮龍の御衣」を召すことになつた、後世衮龍の御袖に隱れてふのはこれから出た言葉であつて、この御衣は御卽位式と朝賀式とだけ召され玉ふた、この時に「冕」といふ玉の御冠を用ゐさせられる、この衮衣は唐の舜王が發明したもので赤の綾地に刺繡をして左右の袖に龍がつき、左の肩に太陽、右の肩に月があり、脊中に七星をつけ、その他に山、火、雉、宗彝（酒を盛るコップ）がついて居る、又袴に藻、粉米、黼黻（ほ、はつ）の模樣がつくのである。冕冠は天冠、又玉が多くつくから玉冠と云ひ、山形の御冠で前に玉の瓔珞が垂れる、さうして額上の中央のところに日像を立てられるが、これは水晶を二枚合せて其中に三足の赤烏を挿入する、卽ち日像順光を象つたものであつてこれは日本の本であるから特に太陽を附けたのである。更に御衣の上には綬と二行の玉佩を附ける、而て烏皮舃（天皇の履）をうがたれる。從て群臣もこれに準して鳳凰麒麟の前立ついた玉冠を戴き唐風の裝束を着る。六位以下は天神樣のやうな姿をした日本の束帶で出仕したのである。かく唐風に御儀式はなつたが「宣命」は純日本風で、しかも其中に天皇の有難い思召が存した、これは明治天皇の朝迄改まらずに續行された、このことは深く國民として忘るべからざる一事である。

る」境に入るのである

そこでこの龜卜の行はれる場所はと言ふと賢所三殿の内なる神殿の前庭で、そこに東南三間、南北二間半の齋舍が建てられ、その中に灼手、卜者、掌典長とが參入するその前に掌典長以下の各關係諸員は神殿に參進して祝詞を奏し、神に神意の御示しを請ふのだ

◇御大禮大饗宴第一日に使用さるゝ悠紀主基の屏風揮毫者は悠紀は河合玉堂氏、主基は山元春擧氏に決定した

◇悠紀主基の歌の詠進者は御歌所長子爵入江爲守、宮中顧問官井上通泰兩氏に決定兩氏はいづれも悠紀主基の地名及び風俗を取りまぜ極めて目出度き風俗歌を詠進する筈

悠紀地方に勅定された滋賀縣では悠紀田の栽培品種の選定につき農林省及び安藤國立農事試驗場長等と協議の上同品種を二大場」と決定

二月十六日これを發表した、同品種は縣農事試驗場にあるものゝみでは不足なので町村農會採種圃に保管中のものを合せ中粒を一粒選りにし所用量を整へる筈「大場」は裏日本の優良米として知られ早稻中最もすぐれた品種だが滋賀縣へは明治四十三年頃鳥取早稻改良のため北陸から移入し改良に改良を加へたもので成熟も早く九月廿日頃收獲出來るのが特徴である

齋藤福岡縣知事は二月主基田の栽培品種ついにては農林省と審議の結果いよ〳〵「穀良都」に決定した

『穀良都』の粒種は山口縣農事試驗場の採種田で作つてゐる同縣產早稻種を御用種に當てることに決定したので二月廿四日水內福岡農事試驗場長は山口縣廳に村田農務課長を訪ひ打ち合せの上同種四斗を試驗場から精選して獻納することになり三月十日過ぎ福岡縣から受取りに行くことに決定した



◇・・・◇

◆少年受刑者に耕耘指導を試みて

北海少年　小山生

自分は農家に生れ小學校卒業後家業に從事してゐたが、其後或る事情に因つて看守を拜命した。當時は看守の經驗日尙淺く所內の模樣にも乏しく、從つて重要なる位置に勤務する事が出來なかつた。併し、上官の懇切なる御指導により、拜命後僅か三年余にして耕耘擔當の任に當つたのである。元來農業は自分の天職とも思ひ、耕耘に付いては多少とも自信もあり、經驗もあり抱負も以つてゐた關係上、自分の理想を那邊まで實現する事が出來るかと思へば、喜び勇んで此の大任を引受けたのである。

併し實際に突當つて見ると、自分の豫想は少からず裏切られた。何故ならば、少年受刑者の多數は感化院出身者か、若しくは耕耘などは夢にも見た事のない、例へば東京淺草邊の繁華な地に浮浪してゐた者であり、殊に春秋には廣漠たる石狩の曠原を渡る激風と藻岩颪に苛なまれて、制規の服裝より あてがわれぬ彼等は其の寒さに堪え兼て、勞働の自由をも亦束縛されるのである。其れは少年受刑者の大半は內地方面より渡道し收容されたものである關係にもよるのである。其の悲慘な樣子を見ると余り激しい勞働をも强制することが出來なかつたのである。斯して容易に指導訓練することが至難であつた。此處に於て到底自分は其の任を全ふするや否やを懸念したのである。

同顧すれば耕耘作業の擔當の任にあること四年有余、其の間作業指導竝に戒護の兩方面に於て體驗せし處を赤裸々に告白するならば或る時の如きは余り作業指導に熱心の余り戒護方面に充分意を注ぐこと能はざる如き感もあり、亦或る時の如きは戒護上に粗漏なきを期して、却つて作業方面に思ふ存分手を伸ばすことも出來なかつた憾もあつた。斯くして兩方面に成功を望むには却々至難の任であつた。

此處に於て、今後若し耕耘作業成績の實を擧げ尙戒護上にも不祥なきを期さんとせば、他の刑務所の如く授業手の設置を望まねばならない併して授業手には作業訓練指導の任に當らせ擔當者には戒護及督勵せしめなければならぬと思ふ。

◆自殺者に就て

豐多摩　藤井巴波

自殺者に就て、私は看守として實際上の經驗したことを少し述べて見やうと思ふのである。

死を見ること歸するが如しとか、命は鴻毛よりも輕しなどといふ事は口では云つても容易に其の通りに行へるものではない、どんな場合でも命は惜しい、生きて居たい、これは生物の本能であつて當然のことだ、勿論人間は死すべき時に死せざれば死に勝る恥のある場合もある、時には命を鴻毛の輕きに比して死生の問題なんかに囚はれずに進まなければならない時もあるが、多くは死なゝくてもよいのに死ぬ所謂犬死の場合が大方である。

吾々人間はワッと産ぶ聲を擧げると同時に死と云ふ決定的事實に囚はれて免れることの出來ないが、此の死も天壽を全ふして自然に死ぬは格別、苟且にも自分自ら手を下して死を早める即ち自殺などすべきものではない、此の場合には必ず死を實行するだけの志と覺悟を失はないで隱忍奮闘努力するのが本當で又人類の本務であることを忘れてはいけぬ。自殺の原因には生計困難による即ち生活問題のため、或は營業上の失敗のため、病氣のため、精神上の煩悶のため、失戀のため、責任感のため、等があるが受刑者は多く餘罪發覺して刑罰が重科せられたるため、色情關係、反則を發見せられたるため悔悟の結果等である。

自殺には自動的に自己の精神からするものと他人から求められてする心中の如きがあるが受刑者は多く自動的の死である。

自殺の方法は一般には種々あるが受刑者は多く縊死である。

自殺の時期、その最も多きは春櫻花の滿開する四月頃である、夏は自殺は極めて少ない、之れに反して喧嘩は多い、一日の中起床前多く又入梅時の曇つた日が最も多い。

發見後の取扱ひ方としては、監房を開く時には必ず二人以上の立會を必要とする、之れは不覺をとる虞があるからである。縊死者を靜かに抱き下して少くも一時間以上人口呼吸を行ふこと、人口呼吸するも蘇生せざる時は房內を精密に搜檢して遺書の發見に努め、現狀は其の儘に保存して置くべきである。

豫防方法は、獨居房より雜居房に移して他の受刑者に監視せしめ、又手錠を施すこと、搜檢を嚴重に行ひ、又書信の檢閱を細密にし、接見の際に言語動作に深甚の注意をなし運動時の動作に注意して、又房窓の鐵棒の中に金網を張りて巡回し易き場所に收容して、讀書と敎誨の力に依りて頭腦を冷靜にせしむること等である。

◇・・・◇

◆善男善女惡男惡女

京都　山朗

吾が住む京都は古都とて名刹古刹は枚擧に遑の無い程澤山市內外至る所に散在して居る之等寺社の祭典年忌等には近鄕近在は勿論遠く數百里よりも參拜する者も稀ではない爲に當日社寺は相當雜踏を極め時としては身動きならぬ人波を生ぜらるるのである此の狀況を表顯せしむる爲め新聞紙は必ず善男善女の群と書く此の場合此の形容詞は妥當であると思ふ然し私は敢て新聞紙の上げ脚を取るのではないが眞の善男善女が幾人あるだろう其の內面的心理狀態に就て考へるに個々別々隨分相違がある家內安全武運長久を禱るは上等の部拾圓債券で參千圓を祈る慾張りあり甚だ敷は嗔恚の果ての呪咀調伏賭博の贏迄神頼み尙人の袖まで狙ふ橫着者もある此れ皆一括して善男善女の群であるが斯く觀察してくれば善男善女も

隨分怪しくなつて來る之に引換て刑務所の門を潜れば惡男惡女と世人は云ふ之れ改過を意味せぬ應報刑時代の遺物である過去はともあれ現在は入るは惡でも出は善である彼等受刑者が釋放に際して堅い堅い決心で正道を辿るべく血を吐く樣な奮闘も其甲斐なく又も圄圄に逆戻りすることは余が裁判出廷專務の爲日日聞する處である然も其の奮闘者が累犯者に多いことは吾等刑務官吏の凝視を要することである其の逆遠玆に至りしは刑務官吏の罪か社會保護團体の罪か本人の意思薄弱の結果かは今糺す必要を認めない然し彼等に正義の意思萠芽あるからにはロンブロゾーの犯罪定型あるにせよ何人も改善可能を信ずべしの旗幟を押立て惡男惡女の侮名を滌いでやらねばならぬ其れには刑務官吏と保護團体の一段の努力を要し且刑務所の開放に依て社會人の覺醒と諒解に俟つより外はないと思ふ、

◆刹那の心

横濱　本吉生

寒いと云ふより寧ろ痛い感じの此の頃の寒氣にこれは亦何と云ふ馬鹿げた梅の散る三月頃の陽氣を思はせる宵だ。北風を眞面に受けて身も魂も凍て付く樣な夜勤者泣かせの正門も今宵許りは此の季節外れの暖かさに惠まれて常には戀しい外套も壁に懸つた儘屈托氣にぶら〳〵してゐる。

門の外には先刻から七八人の一團か何やら高い調子で頻りに笑ひさゞめいてゐる、保釋で出る者が有るので其の迎へに來て居る人々らしい……が彼等は恰も名譽を擔ふた凱旋將軍をでも迎へる樣な四邊無遠慮な高調子で腰を浮かして騷いで居る、でも時々片手に脊を撫でゝ、『おゝ秀雄』と只一言、後は涙、彼も何事をか言わんとして息詰つたらしく急にうつむいて唇を噛んだ、熱い涙が一滴。二滴、恩愛に泣いたか、悔悟の涙か、純眞其のものであらう、何たる劇的シーンである事よ、私は云ふ可からざる感激に思はず胸が迫つて、あゝ何時迄も此の刹那の尊き清き心で居て呉れよかしと心に念じて彼の後姿を見送つた。

字の間の其の明るさは見逃す事は出來ない、門の窓からは顏と顏が重り合つて覗く、無言、私は力強く勵まして門外へ送り出した……と…先刻の騷々しさとは全然別の意味の……から感傷的な眞情美の詞が人々の口を衝いた、今の今迄全く骨肉に顧みられず親友に棄てられたらう感に打たれそゞろ孤獨を悲觀して居た彼で有つたのであらう、が此の溫情に迎へられた其の瞬間の心の閃き、それは釋放者の誰もが瞬間に蹈するであらう其のもので有つたに違ひない、純眞あゝ彼も亦愛すべき我が同胞なるかな、中に母らしい人は片手に彼の手を握り

◆身口意の三業

神戸　關二谷

こんな文字を今更のやうに持出すと、笑ふ人があるかも知れない、否、必ず笑ふだらう、處が、之れが中々笑ふどころのものでなく、恰度白樂天と鳥窠禪師との問答のやうに、言ふことは易いが行ふことは出來難いものだ、吾輩は常に何人にも言ふ、意に正しいと思わぬことは、決して、口に出すものではない、一旦口に出した以上は、必ず之を身で行わなければならない、口でばかり說敎しても、身で說敎の出來ない者は駄目だ、就中刑務官吏の如きは、口よりも身で說敎することが出來ないやうでは、敎誨者を心服せしめて、彼等を敎化善導することは、百年河淸を待つと同樣だ、昔から至誠天に通ずと云ふて、何事を爲すにも、此の誠がなければならない、誠とは眞言即ち空言でないといふことだ、言と云ふ字の扁に成と書く、一度言ひ出したことは、必ずその通りに成就せしむるといふ意味であつて、出鱈目でないといふのが誠である。

吾れの言ふ如く爲せ、吾れの爲す如く爲せ（Do as I say, but not as I do）といふやうな遣り口で什麼して彼等を造り改へる（Reform）ことが出來やうか、甚だ失禮な言分だが、斯う云ふ手合が未だ世間に澤山ある、刑務界にも尠なくない、引例は憚りあるが、之れ迄の本誌のページを見て、心私かに頷づく人が必ずあると思ふ、繰返して言ふが、身口意三業の一致は、刑務官としては、是非實行して貰ひたい、世間では、不言實行者を禮讚して居るが、これは公言不實行者に對しての言で、葉元來不言實行は獨善主義且幾分か臆病主義であると、吾輩は思ふ、苟くも男子として、心に正しいと思惟したることは、遠慮會釋なく、公言して、自らも之を實行し、他人にも實行せしむべきである、刑務官諸氏は、モー少し褌を締め直して掛らなければ刑務の改善とか、收容者の善導など、前途遼遠のことだと斷言する。

◆騎銃と十年振の對面

岡山　章光生

所は御津郡橫井村大字富原の西射擊場（刑務所を去る約二里餘）時は如月の初旬……寒い冷い風が遠慮會釋もなく吹きつける、時々雪さへ混へてゐる、近藤堅太郎看守は昨夜々勤の疲勞をも厭はず今日の實彈射擊演習に參加した一人であつた。上は戒護主任より下は敎習生に至るまで熱心に懸命に射擊が續けられて行く、勿論經驗ある者も無い者も

近藤看守！　ハイ！　同看守は緊張した面色で進む、そして傍に置かれた騎銃を取り上げた、指導者（憲兵將校）は周章氣味で制止した『その銃は危險ですそれで特に印を付けてあるのです』『そうですか』その刹那であつた、近藤看守はアッ！と叫んだ、どうしたのか？戒護主任の聲―どうしたんだ採點係岡田部長の聲然し近藤看守は答へない暫時握つた騎銃の側面を穴のアク程ニラムでゐるではないか。『オイどうしたのか』再び主任の聲漸くにして同看守は初めて微笑した。『どうも主任殿不思議なことがあるものです此騎銃は私が大正七年騎兵第二十一聯隊に在營中三年間一日も離さず使

つた銃です御覽下さい此番號を……一三、五〇二です、いや全く不思議です私の使つて居た銃が私の率職した刑務所に排下げられ然も十年後の今日私の手に握られやうとは……』何時の間にか一同は圓陣を作つて近藤看守の感慨に同じてゐたのであつた、近藤看守は再び緊張した面色にかへつて明瞭に『イヤ此銃なら私がクセをよく知つて居りますから大丈夫ですこの銃でやつてみます』大丈夫かね、といふ將校の聲を聞き流して同看守は伏せの姿勢をとつた一同は心配相に眺めてゐる、やがてズドンと一發……一同の眼は信號旗の方に向く、十點！將校の大聲…十點！岡井部長の答聲…同時に擧る萬歳と相手の聲、次を擊テの號令に再びネライが定められる。一同は片唾を呑むで眺入る、ズドンと！二發目、信號旗は九點を報じてゐる、更に起る喚聲『此銃でよくこんな成績が得られましたね』と將校も他の兵隊さんも小首を傾けて感嘆激賞される、斯くて近藤看守は當日第一の殊勳者たるの榮譽を擔ふたのであつた、實に此の劇的シーンはいつまでも興味ある挿話（エピソード）の一として傳へ殘されるであらうのみならず近藤看守が十年前の銃の番號まで記憶してゐたといふことは同看守が常に物堅くして職務に忠實なといふことを物語つてゐるものであらふ。

因に我岡山刑務所では本月八日十日の兩日岡山第三十三旅團司令部及憲兵分隊の懇切なる斡旋により職員全部に對し拳銃五發（二十米）騎銃二發（百米）の實彈射擊演習を擧行したのであるが成績極めて良好であつた尙今後は毎年春秋二回是非共實行したい希望だといふ所長殿の御話である。了

（昭和三年紀元節の日）

◇　◇　◇

◆鍵の鑿の語

市ケ谷　J　T　生

私は鍵でありますそして毎日舍房の勤務をして居ります生れたのは大正十四年の四月赤い練瓦を以て圍まれた塀の中の工業場であります今は父も母も居ません生んですぐ小さい私を捨てゝ何處にか行きました隨分無情な親ではありませんか。

朝起きるのは月に依つて違ひます夏などは午前四時です、中々早いから眠たい時も度々ありますが私が行かねば多くの收容者が朝食も食へないと思へば私一人の眠い位は何んでもありません、起ると何時も机の上で私の主人の來るのを待つて居ります私の友達は全部で十二人居りますが皆勤務箇所は異るので只毎日一緒に働くのはKと二人です、一番樂しいのは夕點檢を終へて小さい宿直の手箱に歸り十二人の友と相語りて夜を更すのは吾々鑵の最大の樂でありますす夜休む外には吾々には一年中一日も休日がありません、それでも決して不平を云ふたことはありません、毎日の勤務はそれは目も廻るほどに忙しく裁判所に行く人運動に出る人筆記入浴接見診察と次から次へ一刻も休む暇はないのです、友のKはと見れば主人のポケットの中で心地よささうにぐう〳〵と高鼾で寢て居りますからあまり腹が立つて私も一寸なまけてやろう—とポケットの中にと潛り込みそつ首だけ出して外を眺めますと戻る人出すべき人で廊下の混雑はじつと見るに忍びません矢張私が働かねば……私が務めねば……すべてが整理しない……と思ふ時は自分ほど又偉いもの重要な位にあるものは他になしとすぐに飛出で又暗い穴へともぐり込みかちん〳〵と働きます、身分が低く地位は下でも其の職責は決してゆるがせに出來ぬを知らねばなりません、

終りに刑務官吏の皆々樣に申上げて置きたい事がありますが何卒御聞き下さい、御承知の通り吾々の壽命は全く果敢ないものでそれに一年中休む日もありませんから可成大切に可愛がつてやつて下さい、中には隨分亂暴な人もありまして暗い〳〵穴の中で働いて漸やく用事を濟して出るとすぐ又扉の引手に私の首を引掛け無理にも私に扉をあけさせます其の時の苦しさは息も絶へんばかり、あまりの苦しさに誰かと見れば何時もの主人とは違ひ知らない人が右手をハンドポケットの態です。即ち私のみを使ふのではありませんかそしてそれで滿足して得意さうな顏です私は其の時つく〳〵弱い者なら何處までも苦しめる人ほど無情なものはないと感じました、吾等の同僚間にも隨分此樣な人に惱まされて今では生れもつかぬ不具者となり入院してゐる友もあります、私も度々とそういふ人に出遇ふので今では首は曲り手足はねぢれて今にも入院しさうな身體となりました、是れ皆罪でせうか今后は必ず〳〵吾等を可愛がつてやつて下さい吾等も亦身體の續く限り鑿れて後已むの氣慨を持ちまして國の爲につとめますから何卒壽命永かれと愛されんことを……（終り）

◆雲雀

德島　倉淵枯泉

昨年の春、日に生れたばかりの子を捕獲してもらつたのが此頃にねつて少しづゝ啼き出て來た、毎日朝から軒端に暮色のかゝるまで囀囀して少しばかりではあるが世の春に遲れじと渾身の努力を現して啼いてゐる樣が自分にとつて、たまらなく嬉しい。

朝の淡い陽の光がこの籠の中へ差し込んで來た餌壺を見ると餌はそつくり無くなつてゐる、自分は直ぐに生餌をこしらへにかかつたすると心もち首を傾げて眺め入つてゐるかと思ふと勢ひのよい羽擊の音を立てゝ飛び上つたり飛び下つたりして見せて嬉しがつている樣に見える。

向の屋根の瓦に露がキラ〳〵光る朝日影が城山より現はれたる最初だ。

昨年の冬頃まで此小さい籠の中へ二羽入れてあつたのであるが、不圖した自分の不注意から一羽屍にしてしまつた思へば可愛想なことである、白雲はさほどにも見えないけれど暮色せまる時が來ると、ことさら淋しそうに見えてならない、そう思ふて見る自分の心に映るのでもあろう。

小さい世界にどんな運命が支配するかも知ぬげに已が精力のあるだけ絞てこの春を稱へようとする此小さい動物と自分の生活とが均しきように思はれてならない。

泥をぬり合ふ普選の春を何のかゝわりもないものだと言ぬばかりの顏をして可愛い口元から美しいメロデイーを流し初めてゐる、たしかに雲雀は幸福そうだ、それだけ人

間が憐れにみえる。

此可憐な雲雀の餌食むのを見つゝ私は今朝牕に取りかゝりつゝある、麗かな春の大陽は今日一日をも幸あれかしと吾家を一ばいに包んでくれてゐる。

チヽチクチク可愛い聲で雲雀が啼き初めた。

◈奔流を見つめて

大分　藤原自宙

大自然の法則として
悠遠の過去から永遠の未來へ
無限のタイムが奔流する
見よ！
渦巻くタイムの奔流の中に
生の歡喜が湧躍する
あらゆる運命が起伏する
生命と生命との格闘がある
有限の生命が消耗する
奔流！
彼こそ如何なる理由があろうと
如何なる事情が起ろうとも
絶對的不遡及である
向上の自殺者よ
過去の生活が
現在の生活が
零たす零の繼續
循環である事を發見する時
思わず嚴肅の感に直立する
勝利の凱歌を歌はんとする者よ
其の日其の日の計算を未來に報告せよ
今勝つ者が最後に勝つ

＊　＊　＊

◇その折々

刑務所の裏に働く囚人の
かなしき　豐多摩　巴波
刑務所の火の見の臺に鳶一羽ひたに啼き
さり雨降りしきる　德島　石泉
菜の花の頭うごかしそよ〳〵とここには
風の通ひゐるらし　仝　仝

＊　＊　＊

◈名古屋双葉會句稿

（兒鶴報）

白梅や窓にさし添ふ月明り　葛葉
梅が香や園の芝生に漲る日　角人
郊外に風の噂りや暮ゆとる　兒鶴
電線に風囂り居る裏通り　望洋
紅梅や見ぬ戀作る琴の音　曠月
日の山を背に暖し梅の村　喜芳
乳母の背に糸若きや風の主　旭濱
梅林の日にたゞよへり春の色　丁山
春の雪日かげの笹に消へ殘る　古樂
春雪やまたつくろいぬ藁園風外
日うけよき山懐や梅早し　鈴人
ぬかるみに降り消ゆ春の雪なりし　淡舟
春泥に棲からげて廓口　文水
寫生子や風の噂りを餘所心　一遊
日かげりて餘寒つのり來し夕風よ　三玉
板庇ぬるゝ程なり春の雪　秀峰
降よりも消足早し春の雪　白水
梅笑ふ日向に髪を洗けり　友靡
草の根も搖き初めけり春の泥　吐月
懸り凧時々風に動きけり　翠香
春泥や鳩群る寺の盜れ豆　曉星

灯を消して瓶梅の香に寢たりけり　召圭

◈豐多摩水無月會句稿

（廣陽報）

初春を壽く旗の陽に映えて　湖月
振袖を片手に羽子を下駄の音　雷山
初春や早や訪ずれし猿まはし　庭陽
外は羽子内は酒宴の舘哉　楠山
幼な子の襖破りし羽子遊び　廣陽
初春や惠方詣の老夫婦　東浪
門松や一際目立つ花むすび　果山
四海波靜かに明けて初の春　山風
門松や雪のかゝりし朝景色　ごん坊
初春の黎明を破る鐘の音　玉鳳
それし羽子馬の蹄にかゝりけり　可笑
初春や我が妻ながら若返り　金波
羽子板を抱く晴衣の袖長し　巴波
遺羽子の相手の母御與じけり　曉星
複雜な町門松に靜かなり　虹峯
門松や敷石ながき冠木門　堯秋
門松や廬一つなき幕あと　丹羽領
外れ羽子の人にあたりて笑み交す　晴風
門松の朝となりたる緣かな　雅房

募集　俳句

毎月募集

題・當季隨意

並ぶ巢箱に鳩群れて風光る　京都　三浦
摘草や向ふの岸は隣村　長野　裾花
つみ草や手招をする汽車の客　仝　旭山
傘さして見れば音あり春の雨　仝　仝
復習に眠うなりけり春の雨　晋州　初心
中空に唄面白ふ雲雀かな　秋田　堀松
雛飾る部屋や桃子の主人振　仝　淡海
妻は縫ひ我は書をよむ置炬燵　公州　雄心
魁て雪にかほりぬ梅の花　豐多摩　巴波
火事を見る寢巻姿の寒さかな　仝　仝
玄關や年賀の葉書下駄の上　金澤　金城
醫者待て木枯の夜を更しけり　宮城　つる
みな櫻及ばぬ筆に寫生かな　旭川　龜遊
若水や四角張つたる次男坊　仝　耕春
初夢を妻晴れ〳〵と語りけり　仝　水静
書初や父も及ばぬ筆くばり　仝　長笑子
羽子一つ松に殘つて暮れにけり　秋田　華白
吹雪毎笑顏を作る炭屋哉　豐多摩　涼風
芽柳にせゝらぐ水の溫み哉　仝　仝
摘草や抱かれて渡る丸木橋　仝　仝
冬籠炬燵に源平盛衰記　普州　あらた

◇本欄の投吟を望みます、も少し多く玉吟を得るやうにならば選句して見たいと思ひます……係



家庭の頁

春先の飲食物

買ひ食ひの注意

この春先きから初夏の頃は共に一年中で、一番飲食物に當られる時期であるから外で食べる時は餘程の注意が必要であり、少し是は變だと思ふ時は絶對に、飲食する事は避けて欲しいもので有る。是位はと思つて飲食したものが、因で生命を亡くしたり、生命を落さない迄も苦しい幾日かを過ごさねばならない樣にならない。

◇食物の注意◇

一、うで卵　先よく見かける場所に出て居る、うで卵で有るが、是はほこりがかゝつても殻をくだいて食べるから、ほこりの中に含んで居る色々の有害物は卵から直接に口には入らないが、問題は中味で有る。生卵の見し悪しはすかして見れば判別するが、うで卵になるとさうはゆかない。のみならず、生卵で腐敗して居ても一旦うでると腐敗して居るか、どうか判らなくなつて仕舞ふ。でうで卵は割つてみて黄味の崩れて居るのは腐敗して居る證據だからそんなものを食べてはいけない。又匂ひの方から見別けるのは、硫化水素臭即ち硫黄くさい匂ひがするものは同樣に腐つて居るので有るから食してはならない。

二、天丼　はてんぷらの古いのを用ゆることがあるから、先づ、てんぷらを一應匂つて見て油くさい匂ひ即ち變油臭が有る時は、そのてんぷらは腐敗して居ない迄も古いのだから食べない樣にせねばならない。親子丼も卵の腐敗したものを使用して居ないかどうかと、云ふ事を見てから箸をとる樣にせねばならない。

三、うどん、そば　で腐敗したものは、箸で撮むと細い絲をひくから詰まりねばり氣が有るから、一見して判別される。

四、豆腐　は其の表面がヌルヌルして居るから是れも判る。そして此のうどんとか、そばとか、豆腐とか、の腐敗したのは四五月に一番多いから充分に氣を付けねばならない。

五、巻すし　は干瓢とか、椎茸とか其の他色々のものを中の方に巻込んだ〻め方が、腐敗し易いから一應嗅いで見て食べる必要が有る。若し變な匂ひがするのは腐敗して居るから是亦食べてはならない。

六、蒲鉾　も魚の腐つた樣な匂ひのするのは腐敗して居るので食べない樣にせねばならない。

◇菓子類では◇

ビスケットの樣なものなら格別相當の時日を經ても何ともならないが、

一、餡物　さくらもちとか、かしわもち等總じて、あんの入つたものは腐敗し易いから食べる時あんに酸味のあるのは口に入れない樣にせねばならない。

二、羊羹　も腐敗したものは同樣に酢ゆ味があるから氣を付けねばならない。

◇中毒し易い物◇

食べてから中毒を起し易いのは、

一、着色物　色々の着色したものを食べた時に多いのだから、なる可く着色したものは

攝らない樣にしたがよい。着色したものでなくても中毒を起す事が有るが、夫れは腐敗したものを食べた時とか、又は其の食べ物を拵える時鍋等に有毒物が有つたりする時で、此の拵える時に有毒物が食べ物に混入して居るのを見わけるのは到底出來ない事だから之はその食べ物を拵える方を嚴重に取締らねばならない。が不幸にして斯くの如き事は屢々起り易い。

二、クリーム　シュー、クリームを初めクリームの入つた菓子類からもよく中毒騒ぎが起るが、是は中に入つたクリームの腐敗したものを食べる事から起るので、此の腐敗したクリームは變油臭が有るからこんな匂ひのするのは食べない樣にせねばならない。

◇飲料水の注意◇

是から段々と飲み物が欲しくなつて來るので、清涼飲料水等を使ふ場合には第一に沈澱物の有無を調べる事、夫れは瓶を逆しまにして見ればよく判る事で有る。それから着色飲料水をなる可く用ゐぬ事だ。横着な製造人が往々有害な色素を混入して居るのを屢々發見するから透明な飲料を用ゆる樣にする事が一番安全である。その外一通りの多い塵埃の立つ場所に店を出して居る飲食店には成る可く入らないで人通りの少い而も綺麗な店に、尚餘り人の出入りの少い店は應々古い材料を使用して客に出す事が有るから注意を要する。

安産十ケ條

お産は、妊娠中の攝生と注意が屆いて居れば、自然の現象でありますから難産するやうな事はありません。安産する心得として左の十項を掲げます。

▼妊娠分べんは婦人の天職であつて病氣でないのですから精神を安靜に不安をいだかぬようにします。

▼妊娠中の生活狀態及び食物は急變する必要は有ません、刺激性の食物を避けなさい。

▼妊娠中は病氣すると治ゆし難いから常に攝生に注意しなければなりません。

▼妊娠四ケ月までは極めて流産しやすいから過激な運動、長途の旅行、手を上にのばして高所の物を取つたり、重いたんすを引き出したりすることはつゝしむことです。

▼五ケ月になつたら産婆に相談して腹帶をつけること、その後の攝生について常に相談する。

▼乳頭がよく出てゐない人は六ケ月頃からアルコールでよくぬぐつてからしん長すると乳頭が發達します。

▼流産くせの人は血液檢査が必要です。

▼妊娠末期の浮しゆは危險がともなふことがあるから醫師に相談します。

▼局部を常に淸潔にし節制第一です。

▼分べん後の消毒その他の注意は肝要で、産婆のいふ通りに行ふこと、産じよく熱を起す人はそれを怠つた人に多いのです。

臭ひ消し

ペンキで部屋を塗立てると中々臭く、大抵の人はそのにほひをいやがります。そしてまた、そのにほひを消すのは大變むづかしいものです。このいやなにほひを消すには至つて簡單で、しかも非常に有効な結果が得られる方法があります。新しいタマネギを一つか二つを切り、これを皿の上にのつけてペンキを塗つた部屋の中へ入れておきます。するとペンキの臭味は不思議

な程消えてしまひます。

魚のたべ方

我邦の様な世界中で、最も食用魚類の多いところはその料理法も多様であるが、洋食では先づ、大體魚は、フライにして、喰べるのが最も普通である。それは料理上の熱度が沸騰點以上であり、その高熱により用ゐる油や、魚肉の一部が分解して、人々の嗜好に適する佳良なる香味を發生することが必要な原因で、そしてフライなどにする場合には表面には高熱が加つても内部の方は時として低温であること恰も、ビフテキの場合におけるが如くで、自から表面と内部との齒觸りや香味が異り、一つの料理でありながらその中で二樣、三樣の味があるといふやうな色々な味覺上の微妙な點が嗜好上良いからであると思はれる。

◇

わが邦の天麩羅、支那料理の油の用ひ方など何れも西洋料理のフライの如く適當なる高熱によつて、特有の香味を一層佳良に發揮させ料理上の價値が增大してゐる。魚類の喰べ方は嗜好によつて刺身、酢漬け、或ひは煮たりするのであるが、これを料理上、嗜好上、若くは榮養上から一般的に見ると、フライ、天麩羅、又は燒魚にして、一部或は全部に相當高熱を加へた方が良いといふべきである。

◇

燒魚は最も簡單で色々な點に利益がある。燒魚にも種々ある。鹽燒、テリ燒、蒸燒などがあるが、燒魚の表面がその燒く程度によつて多少共變色し、或は炭化して黒くなり、或は狐色になつたりした部分があるやうに、フライや、天麩羅などにした場合より一層高熱であるから、その部分の組織成分の分解變化がはげしいのである。かゝる變性は何れの點から考へても良質の變化で、煮たり生のまゝで喰べるよりも概して良い方法といはねばならぬ。燒魚の黒く炭化した部分は胃腸の機能を促進する効があるとさへいはれてゐる。

◇

魚の肉の厚い場合などは表面は多少黒く炭化してゐても内部の骨に接する部分は未だ生であつたり、或は蒸燒にした場合の如く特殊の良い香味が出たり、複雑な味が一つの燒肉に含まるゝといふ樣なことから食通家には燒肉が喜ばれるやうだ。

◇

かゝる炭化の層から生の層に至るまでの部分の肉は、それを同時に味ふことに依つて單に嗜好上ばかりでなく、消化上にもまた良いといはれてゐるやうに魚類は燒いたのがその喰べ方としては最良といへる。燒魚に用ゐる火は木炭火を最良とする。瓦斯や電熱は何れかといへば火力が激しきに過ぎ、火力の調節がむづかしく特に瓦斯火などで直接に魚を燒く場合には一種の好ましからざる臭氣さへ伴ふことがあるから何れにしても木炭火が最良である。また同じ木炭火でも炭質によつて良否があり、炭質はその材料たる木質によるといふやうなことがあるので、人々の眼覺の增進、料理法の進歩と共に注意すべき點であ。

子供の便秘

子供が非常に便秘するのを放任しておかれてはなりませぬ。馬鈴薯や緑菜を用ひさせますと追々便は出やすくなります。食後のビスケットもよろし、しかし最初は何れも少しをあたへ樣子を見ねばなりませぬ。便秘が治らぬと子供は丈夫に肥えてまゐりませぬ。

會報

第一回教師講習會

——その開所式——

二月二十二日午前十一時、協會第二講堂で教師講習會の開所式を擧げた、住江主事開式を告げると松井會長登壇一場の訓示をした。

本日第一回教師講習會の開所式を擧げることになつた、が協會が從來行つて居るのは刑務官練習所であつて、刑務行政に必要なる處の學科を授け、優秀なる刑務官を養成するといふ、在來は看守がその全部であつて看守長になり得る資格者を作る一事であつた。それが最近になつて作業に從事するものとか、衞生に千與する者とかを集めてそれ等に必要な智識を授ける特別機關を設けるやうになつたのであるが、敎化に從事する者に對しては特別の儘しは無かつたのである、それは敎誨師といふ者は東西兩本願寺に依て次席敎誨師の講習とか、或は敎誨師の會同などを行はれて居るので協會ではこれを行ふ必要は無かろうといふのであつた。偖てこの敎師の點であるが在來は余りにその數が少ない、三十數名に過ぎぬといふ次第であり、今一つは少數である關係上、假りにこれを二週間又は三週間の講習を開くにしても各刑務所の敎化事務に差支を生じはせないかといふ二點であつてこれが敢て衞生や作業の事務に劣るからではない、反て今日は敎務の方がより必要なのである、でこれ迄後れたのはこの理由の外には無いと存ずるのである。今日の行刑は從前の行刑と違ひ、感化敎養か中心となつて居る、殊に少年受刑者の敎養といふことは世界各國ともに重要視して居る實情であるから玆に敢々する要はない、然らばこれを如何に敎養するか、少年受刑者には小學校の課程によつて敎へよといふ規程はあるが、少年受刑者中には、精神異常者などもあり、果してこれのみで完全であるか否や、これは疑問とせねばならぬ、諸君も既にこれ等の點に就ては考究せられて居ることと考へるが、どうかすると形式的に流れ易い嫌ひがある、これは如何なる方針によつて進むべきか根本的研究を要することである、現政府に於ても來年度には敎師の增員と待遇改善を圖るためにそれ丈の豫算を計上してある、これが議會を通過するかどうかは不明であるけれども、これで以て現政府の方針を知ることは出來る、敎育の必要を認めて來たのである、兎に角この時期に當つて、この事に從事する諸君を招集することは實際上に損害であり實務上に欠陷が生ずることは明瞭である、諸君には之れを補ひ得る程の効果をこの講習によつて擧げて貰ひたい。講習は僅かの期間であるがその内容は少し無理な位豐富であつて講師の數も二十余名何れもこの方面の專門智識を所有する方で、しかもその研究を喜んで披瀝せられるとのことであるから、諸君もこの趣旨を了して十二分の研鑽を積まれ、その效果を擧げられるやう望みます。

と述べ、次で香川理事より講ぜ中に於ける注意事項を

語り、住江主事閉式を告げたのは正午前であつた。

當日この式には辻、岡部、大森の三書記官、瀧川保護課長、有馬、大野、根本、佐藤各刑務所長が參列した。

講習生竝講師と科目は左の通り

◇講習科目並講師

講習科目	講師職	講師
刑事政策	司法省行刑局長	松井和義
拘禁制度	司法書記官	辻敬助
教化	同	岡部常
刑務作業	同	正木亮
刑務衛生	司法省衛生官	芥川信
刑事手續	司法書記官	森山武市郎
思想犯人ニ就テ	同	池田克
少年法	司法省保護課長	瀧川秀雄
釋放者保護	輔成會理事	香川又二郎
教育學	東京帝國大學教授 文學博士	春山作樹
教育思潮	東京帝國大學助教授 文學士	入澤宗樹
教育測定		岡部彌太郎
成人教育	文部省社會教育課長	小尾範治
勤勞教育及實業教育	文部省實業學務局長	武部欽一
教育心理及青年心理		青木誠四郎
犯罪心理學	文學士	石井俊瑞

適性檢査	市谷刑務所醫務囑託 醫學士	吉益脩夫
科外	司法省刑事局長	泉二新熊
同	東京帝國大學教授 法學博士	牧野英一

◇講習生氏名

巢鴨	小室華雲	奈良
奈良	辻村勇五郎	金澤
小田原少年	井口喜治郎	小田原少年
越川	瀧野澤聖順	越川
姫路	小井田諦念	岡崎
岩國	富津田惠海	岩國
久留米	今井直吉	盛岡
北海	前橋吉次	金澤
廣島	石原重雄	松江
八王子少年	奥平學正	（以上十九名）

西城了譽	奈良	
泉平作	金澤	
書波和喜造	小田原少年	
山本彌四郎	川越	
神谷國鳥	岡崎	
小柳蜂松	久留米	
佐羽内留太郎	盛岡	
平本智遠	金澤	
德安義藏	松江	

○理事の交迭

故津路嘉十郎氏の後任として廣島刑務所長より市谷刑務所長に轉補された根本仙三郎氏に對し本會は先頃理事を囑託した

○茶話會

本會二月の例會茶話會は廿五日午後二時から第一講堂に開會、元巢鴨刑務所典獄藤澤正啓氏の「西南役の前後」といふ趣味深き講演あり同四時散會した。

叙任辭令

叙正六位

命西大門刑務所長事務取扱　朝鮮總督府保健技師　内田銓藏（西大門）

命木浦刑務所在勤　朝鮮總督府看守長　小丸源左衞門（同　）

命金泉少年刑務所在勤　朝鮮總督府看守　金星庚（金泉）

任朝鮮總督府監獄通譯生兼朝鮮總督府看守長。給十一級俸。

命新義州刑務所在勤　朝鮮總督府通譯生兼看守長　洪鍾翕（大田）

命大田刑務所在勤　朝鮮總督府通譯生兼看守長　李龍濟（清州）

命公州刑務所在勤　朝鮮總督府看守長兼通譯生　咸昌熙（新義州）

補市谷刑務所長　典獄　根本仙三郎（廣島）

補廣島刑務所長三級俸下賜　全　木寺享重（三池）

補三池刑務所長　全　引野信夫（高松）

補高松刑務所長　全　井上金次郎（宮崎）

依願免本官　看守長　泉顯彰（市谷）

牛島麟（退職）（檢事）

任典獄補宮崎刑務所長、高等官四等、三級俸下賜。

補下關支所長　看守長　堀正（三池）

命三池刑務所勤務免本職命靜岡刑務所勤務　全

命宇都宮刑務所勤務　全

命宮城全、給五級俸　全

命鹿兒島刑務所勤務月俸七十円給與　全

任作業技手、命川越少年刑務所勤務、十二級俸下賜　岸野春一（名古屋）

叙正七位　安原亮治（靜岡）

叙從七位　高橋松之助（下關支長）

全　石島興（宮城）

全　關直衞（宇都宮）

命鹿兒島刑務所勤務月俸七十円給與　山本八百藏（福岡）

任看守長、命福岡刑務所勤務、給十級俸　看守　山本正（岩國少年）

任作業技手、命川越少年刑務所勤務、十二級俸下賜　岸野春一（名古屋）

叙正七位　安原亮治（靜岡）

叙從七位　高橋松之助（下關支長）

全　石島興（宮城）

全　關直衞（宇都宮）

叙勳六等授瑞寶章　從七位勳七等　中島利吉（典獄）

全　從六位　藤居大威（敎誨師）

叙勳四等授瑞寶章　從五位勳五等　屋山朝太郎（典獄）

叙勳六等授瑞寶章　從七位勳七等　杉本虎吉（典獄補）

授青色桐葉章　從七位勳七等　上田清三郎（看守長）

叙勳七等授瑞寶章　勳八等　島村代四郎（看守）

全　森田信次郎（　全　）

叙勳六等授瑞寶章　從六位　川島義夫（保健技師）

全　高橋久丸（敎誨師）

刑務令規

○司法大臣訓令

（昭和三年二月六日 行甲第一八九號）

成年男子懲役二年以上ニシテ身體強健、行狀普通以上性質兇惡ナラサル者ノ內農業ノ經驗ヲ有シ又ハ將來農業ニ從事セムトスルモノハ自今左ノ通移送收容スヘシ

收容刑務所	移送刑務所
網走刑務所	小菅、豐多摩、集鴨、橫濱、千葉、水戶、宇都宮、前橋、靜岡、甲府、長野、新潟、金澤、宮城、福島、山形、秋田、青森、札幌、函館、釧路、小田原少年、川越少年、盛岡少年、北海少年

○行刑局長會計課長通牒

（昭和三年一月三十日 行甲第一三〇號）

受刑者ノ自辨ニ係ル經典及辭典ハ自今左記ニ依リ御取扱相成度尙累進處遇法ニ依リ上級ニ屬スル者ニ對シ看讀ヲ許スヘキ私本ハ豫メ本省ノ審査ヲ要スル義ニ候處其ノ私本（經典及辭典ヲ含ム）カ現ニ看讀セシメツツアル官本ト同種類ノモノナルトキハ特ニ審査ヲ經タルモノト見做シ御處理相成可然右私本ノ購入ニ付テハ左記第四項及第五項ニ準シ御取扱相成度候

記

一、自辨ヲ許スヘキ經典及辭典ノ種類ハ別紙指定ノモノニ限ルコト

二、指定外ノ經典及辭典ノ看讀ヲ請フ者アルトキハ成ルヘク官本ヲ貸與スルコトトシ特ニ必要ト認ムル場合ニ限リ本省ノ承認ヲ經テ自辨セシムルコト

三、從來自辨ヲ許セル經典及辭典ニシテ指定外ニ屬スルモノハ當分ノ間其ノ本人ニ限リ仍看讀セシムルコトヲ得

四、經典及辭典ハ成ルヘク刑務協會ヨリ購入セシメ其ノ時期ハ每年四月、八月及十二月ノ三回トシ各其ノ前月十日迄ニ書籍名、著者、發行所、價格、冊數等ヲ刑務協會宛通知スルコト（本年四月購入ノ分ハ之ヲ二月ニ繰上ケ此ノ際通知スルコト）

五、領置金ヲ有スル者ハ領置金ヲ以テ購入セシメ作業賞與金ヲ給與スル場合ハ監獄法施行規則第七十六條ノ制限ニ依ルヘキハ勿論成ルヘク多額ノ給與ヲ避クルコト

六、經典及辭典ノ購入、差入ハ通シテ一ケ年三冊以內ニ限リ之ヲ許スコト但シ特ニ必要ト認ムル場合ヲ除クノ外其ノ購入、差入ハ通シテ在所中五冊ヲ超ユルコトヲ得ス

七、常時供用スヘキ經典及辭典ノ冊數ハ刑務所長ニ於テ適當ニ之ヲ定ムルコトヲ得

（別紙）經典

眞宗聖典	諸陀羅尼
在家勤行集	御詠歌
日蓮宗聖典	淨土宗聖典
日蓮宗信行要規	天台宗聖典
法華經要品	各宗派經文
自我偈	舊新約全書（同聖書ヲ含ム）
曹洞宗聖典	新約聖書
在家日課要集	讃美歌
禪宗聖典	祈禱書
修證義	神道大祓大成（同大全ヲ含ム）
眞言宗聖典	神道中臣祓
眞言諸經要集	

◈會計實地檢查狀況報告ニ關スル件

（昭和三年二月十日 行甲第二〇四號）

標記ノ件ニ付テハ曩ニ明治三十七年五月司法省訓令第一〇七號ニ依リ檢查上提出スル書類ハ總テ本省ヲ經由スル義ニ有之候處審理書以外ノ照會等ニ對シテハ往々直接回答スル向アリ衷理上齟齬支障ヲ生スル事例不尠候條御留意相成度候

追テ檢查狀況報告ニ際シテハ大正十五年五月行甲第七一九號通牒ニ依リ更ニ其寫ヲ提出可相成筈ノ處彼是混同シ其ノ一方ヲ遺漏省略相成向有之候條是又御注意相成度候

○行刑局長通牒

◈收容者ノ作業時間伸縮ヲ要スル場合ノ取扱方

（昭和三年一月十九日 行甲第六九號）

收容者ノ作業時間伸縮ヲ要スル場合ノ取扱方ニ關シ別紙ノ通網走刑務所長ニ通牒致置候條御了知相成度候

行甲第六九號　昭和三年一月十九日

網走刑務所長宛　司法省行刑局長

收容者ノ作業時間伸縮ヲ要スル場合ノ取扱方ニ關シ通牒

曩ニ御提出ノ行刑事務改善ニ關スル意見書中農繁期ニ於テ農業就業者ノ作業時間ヲ伸縮スル必要アル場合ハ刑務所長限リ施行シ得ルコトニ改正方申出有之候處右ハ受刑者ノ處遇竝戒護上ニ至大ノ關係有之行刑上重要事項ニ屬スルヲ以テ今直ニ貴見採擇難相成候ヘ共貴所ノ如ク廣汎ナル耕地ヲ有スル刑務所ニ於テハ農作物ノ播種又ハ收穫時農業就業者ニ對シ一般ニ依ラス適宜ノ作業時間ヲ定ムルニ非サレハ農業經營上多大ノ不便可有之而シテ之ニ對シ其ノ都度事情ヲ具シ認可ヲ請フ如キモ亦取扱上煩ニ不堪コト被存候ニ付テハ爾今斯カル場合ハ豫メ事情ヲ具シ包括的ニ認可ヲ受ケ處理相成度候

◈受刑者ノ自辨ニ係ル書籍取扱方ノ件

著者　發行所　定價
詳解漢和大辭典　服部宇之吉　小柳司氣太　富山房　三・八〇〇円
模範國漢文辭典　三省堂編輯所　三省堂　一・五〇〇
廣辭林　金澤庄三郎　同　三・九〇〇
大槻文彥　大合館　一・八〇〇

書畫新字海　有馬祐政監修　富文館　一・三〇〇
兩引　畑由之助　井上辭書刊行會　六・五〇〇
井上英和大辭典　井上十吉　同　三・五〇〇
井上英和中辭典　同　同　二・八〇〇
三省堂英和英辭典　三省堂編輯所　三省堂　五・五〇〇
新獨和大辭典　登張信一郎　大倉書店　二・八〇〇
新獨和辭典　同　同　三・五〇〇
新註解和獨辭典　小田切良太郎　富山房　二・八〇〇
譯　ウオールファールト
井上和英中辭典　井上十吉　井上辭書刊行會

◆勾留更新決定ノ執行ニ關スル件

（昭和三年一月三十一日）
（行甲第一一二〇號）

勾留更新決定執行處理ノ形式各所區々ニ相成居ルヤニ思料セラレ候ニ付テハ爾今左記ニ依リ一定處理相成樣致度候

追テ決定書ハ處理濟ノ上ハ速ニ當該指揮檢事ニ差出サレ度

記

一、處理ノ形式

（昭和三年二月一日）
（行甲第一五三號）

記名	日午前後	時執行
執行者官氏名印		

二、不動文字ハ木版、護謨版若ハ活字ヲ用ヒ其ノ取扱ヲ簡便ニナスコト

三、處理ノ記載ハ決定書ノ上部欄外中央部ヨリ向テ左方ニ亘リ之ヲナスコト

四、右記載ノ文字ハ常ニ正確鮮明ナラシムルコト

◆鑑定ノ爲刑事被告人ヲ醫科大學ニ同行ノ件

（昭和三年二月一日）
（行甲第一五三號）

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通回答致候ニ付參考ノ爲及送付候

（甲號）

岡發第一五五號　昭和三年一月二十日
司法省行刑局長宛　岡山刑務所長

精神鑑定ノ爲メ刑事被告人ヲ岡山醫科大學ニ同行ノ件ニ付伺

當地方裁判所檢事局ニ於テハ精神鑑定ノ都合上時々刑事被告人ヲ岡山醫科大學ニ同行方交渉シ來リ候モ大正九年十月監內第一三八六號監獄局長回答、明治十五年六月內務省達乙第三五號及ヒ同年同月司法省丁第三三號達等ノ精神ニ準シ右ハ警察署ノ手ニテ護送セシムヘキモノニシテ檢事局ノ交渉ニ應スヘキモノニアラスト思料致シ候モ爲念御意見承知致シ度候

（乙號）

行丙第一一五號　昭和三年二月一日
岡山刑務所長宛　司法省行刑局長

鑑定ノ爲刑事被告人ヲ醫科大學ニ同行ノ件

一月二十日岡發第一五五號ヲ以テ問合相成候標記ノ件ハ貴見ノ通ト思考致候

◆看守點檢規則ニ依ル物品點檢ニ關シ依命通牒

（昭和三年二月六日）
（行甲第一四二號）

看守點檢規則第三十二條ニ依レハ看守ノ給與品及貸與品ノ點檢ハ每月一回之ヲ執行シ其ノ使用保存ノ當否ヨリ手帳ノ記載事項ニ至ル迄嚴密詳細ニ檢査スルコトニ相成居候ヘ共刑務所現時ノ狀況ニ於テハ事務ノ繁劇其ノ他ノ事情ニ依リ規定通實行スルハ實際上困難ナル場合モ可有之ト被存候ニ付テハ當分ノ間該點檢ハ年四回之ヲ執行スルコトニ取計差支無之候條之カ執行ニ際シテハ克ク規定ノ趣旨ニ則リ運用上遺算ナキヲ期セラレ度候

◆作業賃金有利變更ニ關スル件

（昭和三年二月六日）
（行甲第一六六號）

大正十一年十月司法省訓令第七號作業章程第二條ニ依ル作業賃金ノ變更ニ付テハ衡今有利ニ變更シタル場合ニ限リ其事由ヲ具シ事後申報相成差支無之候依命此段及通牒候

追テ作業賃金有利變更ニ關スル報告樣式ハ作業科程及賃金變更認可申請書式ニ準シ御取計相成度

記

一、保健技師技手、敎誨師、敎師、作業技師技手其他刑務所ノ長ニ於テ特ニ指定シタル者ノ同席、同行スル場合ニ於テハ直接戒護者ヲ付セサルコトヲ得ルコト但シ其ノ管掌スル職務執行上必要ナル範圍ニ限ルコト

二、直接戒護者ヲ付セサルコトヲ得ル區域、時間及人ニ關スル制限其ノ他必要ナル事項ハ豫メ規定シ置クコト

三、直接戒護者ヲ付セサル場合ニ於テハ常ニ戒護掛トノ連絡ニ留意シ若シ收容者刑務所ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サントスル虞アリト認メタルトキハ其ノ同席、同行ノ職員ハ直ニ其ノ旨ヲ戒護掛ニ通知スル等戒護上遺算ナキヲ期スルコト

◆戒護權ヲ有セサル職員ノ同席同行スル場合ノ戒護取締方ノ件依命通牒

（昭和三年二月十三日）
（行甲第二二三號）

四、戒護上ノ責任ハ戒護掛ニ之ヲ負ハシムルコト、シ常ニ之カ施行ノ適否ニ留意スルコト

昭和二年十月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of October 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	37,165	3,338	3,028	37,475	37,165	39,490	310	△ 2,015
刑事被告人	3,145	4,164	3,987	3,322	3,145	3,263	177	59
労役場留置者	295	456	411	340	295	275	45	65
乳兒	4	2	1	5	4	5	1	0
總計 男	39,804	7,740	7,204	40,340	39,804	42,126	536	△ 1,786
總計 女	805	220	223	802	805	907	△ 3	△ 105
總計 計	40,609	7,960	7,427	41,142	40,609	43,033	533	△ 1,891

備考　內朝鮮人受刑者 男743人、刑事被告人 男102人、女1人。支那人受刑者 男101人、刑事被告人 男23人。露西亞人受刑者 男1人。伊太利人受刑者 男1人、アリ。

昭和二年十月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of October. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳兒 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.099	—	1.099	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.099	—	1.099
市谷 Ichigaya	163	15	178	701	14	715	47	1	48	—	—	—	911	30	941
豊多摩 Toyotama	1.025	—	1.025	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1.026	—	1.026
巣鴨 Sugamo	2.078	—	2.078	—	—	—	2	—	2		—	—	2.080	—	2.080
横濱 Yokohama	550	3	553	109	2	111	19	—	19	—	—	—	678	5	683
千葉 Chiba	785	1	786	14	1	15	1	—	1	—	—	—	800	2	802
水戸 Mito	446	—	446	53	3	56	3	—	3	—	—	—	502	3	505
宇都宮 Utsunomiya	354	138	492	18	3	21	—	—	—	1	—	1	373	141	514
前橋 Maebashi	957	—	957	67	—	67	14	—	14	—	—	—	1.038	—	1.038
靜岡 Shzuokia	611	—	611	77	2	79	9	—	9	—	—	—	697	2	699

矯正図書館
刑政第41巻第4号

矯正図書館

甲府 Kōfu	635	1	636	19	—	19	5	—	5	—	—	—	659	1	660
長野 Nagano	637	9	646	31	1	32	3	—	3	—	—	—	671	10	681
新潟 Niigata	424	9	433	49	—	49	1	—	1	—	—	-	474	9	483
京都 Kyoto	825	140	965	27	—	27	11	1	12	1	—	1	864	141	1.005
大阪 Osaka	2.840	3	2.843	361	10	371	30	6	36	—	1	1	3.231	20	3.251
神戸 Kobe	1.404	1	1.405	113	4	117	23	—	23	—	—	—	1 540	5	1.545
奈良 Nara	545	—	545	29	—	29	2	—	2	—	—	—	576	—	576
滋賀 Shiga	393	—	393	10	—	10	1	—	1	—	—	—	404	—	404
徳島 Tokushima	460	9	469	12	—	12	10	—	10	—	—	—	482	9	491
高松 Takamatsu	753	4	757	21	—	21	2	—	2	—	—	—	776	4	780
高知 Kōchi	630	8	638	68	2	70	8	—	8	—	—	—	706	10	716
名古屋 Nagoya	1.537	76	1.613	133	—	133	17	—	17	—	—	—	1.687	76	1,763
三重 Mie	702	—	702	83	1	84	3	—	3	—	—	—	788	1	789
岐阜 Gifu	461	—	461	50	—	50	4	—	4	—	—	—	515	—	515
金澤 Kanazawa	673	20	693	56	—	56	2	—	2	-	—	—	731	20	751
廣島 Hiroshima	1.071	58	1,129	189	4	193	7	1	8	—	-	—	1.267	63	1.330
山口 Yamaguchi	554	—	554	46	1	47	3	—	3	—	—	—	603	1	604

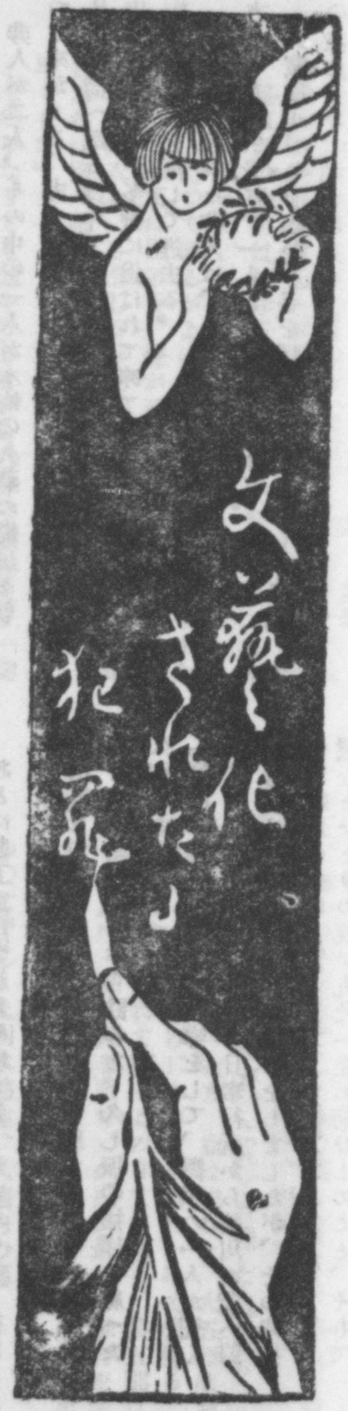
(96)

岡山 Okayama	772	2	774	125	6	131	17	1	18	—	—	—	914	9	923
松江 Matsue	561	1	562	28	—	28	4	—	4	—	—	—	593	1	594
松山 Matsuyama	490	2	492	34	1	35	16	1	17	—	—	—	540	4	544
長崎 Nagasaki	786	—	786	34	—	34	3	—	3	—	—	—	823	—	823
三池 Miike	1.297	—	1.297	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.297	—	1.297
福岡 Fukuoka	1.544	83	1.627	104	1	105	16	—	16	1	—	1	1.665	84	1.749
大分 Oita	322	—	322	42	2	44	1	—	1	—	—	—	365	2	367
熊本 Kumamoto	920	—	920	77	1	78	3	1	4	—	—	—	1,000	2	1.002
鹿兒島 Kagoshima	433	15	448	36	3	39	2	—	2	—	—	—	471	18	489
宮崎 Miyazaki	310	—	310	26	1	27	3	—	3	—	—	—	339	1	340
沖繩 Okinawa	330	7	343	2	1	3	6	—	6	—	—	—	344	8	352
宮城 Miyagi	757	55	812	45	1	46	3	—	3	—	—	—	805	56	861
福島 Fukushima	321	—	321	45	2	46	3	—	3	—	—	—	369	2	371
山形 Yamagata	251	—	251	11	—	11	3	—	3	—	—	—	265	—	265
秋田 Akita	429	—	429	13	2	15	2	—	2	—	—	—	444	2	446
青森 Aomori	247	—	247	19	3	22	—	—	—	—	—	—	266	3	269
札幌 Sapporo	1.031	48	1.079	73	2	75	5	—	5	1	—	1	1.110	50	1.160

(97)

刑政第41巻第4号

函館 Hakodate	374	—	374	52	—	52	1	—	1	—	—	—	427	—	427
網走 Abashiri	505	1	506	4	—	4	—	—	—	—	—	—	509	1	510
釧路 Kushiro	279	—	279	15	1	16	2	—	2	—	—	—	296	1	297
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	225	—	225	14	—	14	—	—	—	—	—	—	239	—	239
川越 (同) Kawagoe (ditto)	257	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
姫路 (同) Himeji (ditto)	442	—	442	12	—	12	4	—	4	—	—	—	458	—	458
岡崎 (同) Okazaki (ditto)	223	—	223	56	2	58	—	—	—	—	—	—	281	2	283
岩国 (同) Iwakuni (ditto)	298	—	298	7	1	8	5	—	5	—	—	—	305	1	306
久留米 (同) Kurume (ditto)	359	—	359	19	—	19	—	—	—	—	—	—	383	—	383
盛岡 (同) Morioka (ditto)	175	—	175	13	1	14	—	—	—	—	—	—	188	1	189
北海 (同) Hokkai (ditto)	130	—	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130	—	130
八王子 (同) Hachioji (ditto)	80	—	80	1	1	1	1	—	1	—	—	—	81	1	82
総計 Sam Total	36.766	709	37.475	3.242	80	3.322	328	12	340	4	1	5	40.340	802	41.142



「金看板侠客本店」

―◇記のゝまた觀◇―

これは河内默阿彌作で、これを昨年十月東京歌舞伎座で演じたとき、私は觀いて、木崎の久藏と、金看板甚五郎、これに紫紐大五郎を加へてのその經緯に興味を感じたのである、この劇中には房次郎とお花の戀、お花の養母の强慾などを綴込んで筋は可成複雜して居るが、私は態とそれはぬいて書いて見た、その心で讀んで戴きたい

（惠　生）

◇（序　幕）本町三丁目圖店の場

本町の藥種屋三臟圖店は、こんど新規に金看板甚五郎の彫つた、金看板をあげたので大評判となり見物は多い、その中から突然

「泥棒々々……」

の聲があがる、人々は驚ぎ出した、巾着切は逃げた、その方へ野次馬は雪崩れて行く、掏られた男は、

木崎の百姓與次兵衛とて旅裝、國へ歸る途中、こゝでこの災難にかゝつたのでうろ〳〵して居る、聞く者は氣の毒がる、本人は當惑する、これを見兼ねた通り合せの女房が、掏られたといふ三兩の金を惠んでやり、與次兵衛が嬉し涙に暮れて居るうちに、さつさと行つて仕舞ふ、あとで氣付いた與次兵衛は思案の末、三藏圓店に立寄つて、今お金を惠んで下さつたお方はと尋ね、

「あれは金看板甚五郎親分のおかみさんで御座います」

と敎へて貰つて、ヤレ〳〵と安心して去る。この事件の前に、この店先で、箱屋の宗吉が口入婆お百に出遇つて、加納屋のお花が樂種間屋堺屋の悴房次郎と一緒に逃げたらしい、それで搜して居ると話すと、お百がそれは堺屋に懇意な甚五郎の家に隱れて居るであろうと當りをつけ宗吉をその方へやるところがある。

◇おなじく　**鰻密屋河岸外の場**

非人が二人、その中の一人が木崎の久藏の繩尻を執つて來かゝる、非人は兩人共大分醉つて居るらしい、品川の溜へ送る途中である、ところへ與次兵衛の金を掏つた巾着切が多勢に追はれて來て非人につき當り、掏つた紙入を落して逃去る。

あとを見送つた非人は、これは金儲けぢやと久藏の方は一人が引受け、一人が後を追つて行く。

久藏は小づめを願ひ小手を緩めさせ、さらして非人の隙を窺ひ、堀へ蹴込む、繩を切らうとしたが、竹矢來にすりつけても切れぬそのまゝ行き蒐ける、と紫紐の大五郎が、これを呼留めて、

「そのまゝでも行けまい」

と繩を切つて遣る、久藏一禮を述べて去るその足先にかゝつた紙入、これは巾着切が落して行つた與次兵衛のものだ、手に取つて中を改める、金があつた、大五郎は認めて、

「金がなくてはなるまい、その儘持つて行きな」

といふので、それではと懷に收めて逃げる。

◇おなじく　**新橋甚五郎宅の場**

箱屋の宗吉が表へ來り房次郎お花の居る樣子を突留めて引返す。

金看板甚五郎、一本差で戻る花道七三のところで紫紐大五郎の乾分助藏に喧嘩をふきかけられ、あべこべに相手の眉間を割つて走らす。

塵打拂つて歸宅すると、女房お蝶は子分の十吉を供に金比羅詣りに出て行く。

あとに甚五郎は紫紐が喧嘩を賣りたがるのも、御濱の衆と汐留の若衆が仲直りの抔の遣取りから縺れたを遺恨にもつてゞあろうと獨り言。そこへ木崎の久藏があたりに氣を配り乍ら訪れた、久し振の挨拶を終へた久藏はあらたまつて、

「實は、熊谷の賭場で喧嘩をして、對手の一人が死んだ爲に江戸送りとなり、今日奉行所から品川の溜へ歸る途中、數寄屋河岸で繩抜けをしましたが、その時拾つた紙入の中に、叔父の與次兵衛に宛てた手紙があり、讀むとひとりの親が九死一生の病ひとのこと、それで

息ある內に逢つて不孝も詫び、又親子の別れをしたい、その一心から厚皮しいが、親分にお縋りに出ました」

甚五郎の俠氣は親孝行の爲めといふので一も二もなく承諾を與へた、

「よし、行つて來るがよい、しかしそれには追手がかゝりなどしては困ろう、俺が五日の間、おまへの代りに溜へ這入る、さうしてお上に猶豫をお願ひする、五日あれば國へ歸つて母親に別れを告げて來られやう、早くしな」

そのみなりでも道中なるまいと自分の旅裝束を一切貸與へ、なほ旅銀も紙にひねつて無理に渡す、久藏は勇み喜んで身繕ひつゝ「父は元高崎藩の賄役富田久之進と名乘つた者」といふと、甚五郎は「その方は俺の親父を救つて下された恩人ぢや、すれば恩人の御子息であつたのか、妙な緣で一分の恩返しがなると云ふもの」と元氣よく送り出す。

入れ代つてお花の養母お爪、宗吉、お花身請の客といふのも來て掛合を始めたが、五日間待てと甚五郎は言ひ延べる、こゝへ又、紫紐大五郎もやつて來て、

「乾分の助藏が世話になつた、それでその禮を述べに來た、金看板甚五郎の挨拶が聞きたい」

と喧嘩を賣る、甚五郎は久藏との約束があるのでその歸るまでは自分の身体が自由に出來ない、義理に搦まれ男を下げて

「その出入りを五日間是非待つて貰ひたい、五日たちさへすれば、キツト俺の方から出掛けて行く、それまでは止むを得ない事情があるからそこは此の頭を下げて頼む」

と無念を堪へる、大五郎は得意になり「よし待つてやる、待つ代りには、この俺の顏も立てゝ、俺の自由になるであらう」と因緣を付け、煙管を逆手に、

「辛抱出來ない處ぢやが、これで我慢してやらう」

と甚五郎の眉間を一打ち、血は流れた、大五郎はお爪等もろとも心地よげにこれを尻目にかけて立歸る。

お蝶が十吉を連れて歸りこのさまに驚く、甚五郎はことも容易に、疵の譯を語り、久藏に最後の孝行を遂げさせたいと、愁ひに沈む女房、乾分を後に殘して出て行く。

◇（二幕目）　**上州木崎在、久藏內の場**

あばら家に貧しい暮し、久藏の妹お米、甲斐々々しく病母に仕へてる、無賴漢山かゝしの多九郎が山女衒の金八を語らつて訪づれ、多九郎が

「熊谷の賭場で、こちらの久藏に金を貸したが、その場で久藏は人をあやめ江戸送り、それでもう命はあるまい、命の無い人間に金の催促は出來ず、御氣の毒だがこちらへ貰ひに來ました、返して下され」

無い處を見込んでの無理難題、母と妹は久藏の身の上を知つて悲しみ、

「久藏は家出したきり、內へ寄りつかず、金は借りたであろうが、お見掛けの通りの始末、暫く待つて下さるやう」

「待つたとて、久藏が歸るでなし、すぐ拂つて貰ひませう」

と多九郎は金八と目に物を言はせて強談、金八が話を引とつて、

「待つたとて出來る金でなし、それには幸ひよい話がある、私の知つた先に、女手が欲しいと豫て賴まれて居る、それへこの娘つ子が行けば、金は要る丈

けすぐと借りられる、さうすれば、双方ともよう御座んせう」

「いやそれは唯ぢや、娘を勤め奉公などには出せません、その儀は御斷り申します」

といなむと、「そんなら金を」「ゑい面倒な連れて行かう」と多九郎と金八はお米に立かゝる。ところへ與次兵衛歸り來り、この体を眺め、

「山かゞしの多九郎、それに山女街の金八、馬鹿なことをすると承知しないぞ」

と叱り飛ばされ兩人捨臺詞を殘して引取る、あとで與次兵衛は、病氣の容体を尋ね、又聞き込んだ久藏の噂も語り、又歸國の途中で紙入を掏られ、金を惠まれて歸つたことなども話して、自分の家へ一先づ歸つて行つた。

母は久藏の事を思ひ惱み病が募り苦しみ出す、お米が介抱する。

時の鐘。——

久藏が旅姿で門邊に立つ、あたりに氣を配り、そつと妹を呼ぶ、とお米は嬉しく走出でて縋る、母はその聲を聞付けて久藏を家へ呼入れる、久藏はしきりに不孝を詫び、歸つたまでの事情を話す、それで甚五郎には叔父與次兵衛までが愚になつた事が知れる、母と子の三人は互に盡きぬ話の中にも、母は夫の位牌を取出し、久藏の改心を告げて詫びをしてやると、後ろから久藏も詫言を述べるのであつた。

鐘＝久藏は、立上つた、甚五郎の恩義を仇にしてはならぬと。母も妹も、察して涙のうちに、出立の用意を手傳つた、飽かぬ別れ、生き別れ、血涙、後ろ髪を引かれる久藏も氣を勵まし、遂に袂を別つた。

◇(三幕目)金看板甚五郎宅の場

久藏が約束通り歸つたので甚五郎が出牢し、家の内はその祝で陽氣であつた、甚五郎は禮廻りから歸る。紫紐大五郎の乾分が久保町の原で親分が待つて居ると告げて來る、あとへ十吉が大五郎の身内に嘲弄され額に疵を負つて歸り、是非この仕返しに親分の供がしたいと賴む、甚五郎は俺一人の外に誰も來るでないと、他の乾分共が逸るのも制して、唯一人悠々と出掛けて行く。十吉は他の乾分の隙を窺ふて裏から後を追ふ。

◇(おなじく)土橋附近の場

大五郎の乾分共暗嘩支度、甚五郎が遲いと話乍ら見張つて居るところへ十吉が先刻の復仇とばかり切込む、あとから金看板の乾分多勢、十吉を氣遣ひ駈付けて、亂闘に入る。

◇(おなじく)久保町の原の場

大五郎が乾分を從へて待構える處へ、甚五郎一人憶する色なく乘込み、大五郎も乾分を後に下らせて、兩虎人交ぜもせず渡り合つたが大五郎の方が危ふい。

折柄、木崎の久藏が駈付けて間に割つて入る、久藏はお上の情で赦免になつたのだ、金看板と紫紐も、久藏の死を賭しての扱ひによつて仲直りをする、すると十吉がこの額の疵の納まりはどうして呉れると詰込むと、大五郎は乾分の罪は、この俺の罪だと小石を拾つて自分の眉間を割る、甚五郎も十吉もその意氣に感じて互ひの心が解け合つた。

お米は母の死後、甚五郎を賴つて出京、お爪は久藏と叔母甥の間柄であつた、百方目出度納まり大團圓。

(完)

編輯後記

◇花笑ひ鳥唄ふ好季節となりました、皆さんの御健康を祝します。

×

◇本號から近代社會思想の解說を登載することが得られました、知らずして社會主義を恐れ、解せずして之れに魅せられるのが近時の思想界であります、社會思想は熟知して自ら其批判の位置に立ち、他に誤らしめられず自身も亦これに惑はないが現代人であらうと思ひます、とまア老婆心からであります。

×

◇皆さんからの投稿に就ては數度お願ひした筈ですが、十九字詰、三十行以内が勵行されませんので編輯子は惱まされます、それと編輯子の望ましい原稿が少ないのも憾みです。よく〳〵編輯子の腹の底を見抜いた處の名稿を期待致します。

×

◇最近編輯子の机上に左のやうな奇拔な投書が舞ひ込みました。

「刑政三月號ニ波任醉令ハ虎鬼ダ丸キリウソダ二月始メニ轉任ニナツタ人事ヲ三月號ニ間記シナイ、而モ官暦ヨリ發行スル雜誌ニ虚ヲ云フ官吏ヲ滿箔シテ博給ノ部下ヲ困シメル餘リ部下ヲ馬鹿ニシタモノデハナイカ國家ヲ詐欺シタモノダ」

あまりに笑止千万で面食ひました。

×

◇刑務官練習生卒業式三月十四日泉行して了る

◇(三幕目)金看板甚五郎宅の場

久藏が約束通り歸つたので甚五郎が出牢し、家の内はその祝で陽氣であつた、甚五郎は禮廻りから歸る。紫紐大五郎の乾分が久保町の原で親分が待つて居ると告げて來る、あとへ十吉が大五郎の身内に嘲弄され額に疵を負つて歸り、是非この仕返しに親分の供がしたいと賴む、甚五郎は俺一人の外に誰も來るでないと、他の乾分共が逸るのも制して、唯一人悠々と出掛けて行く。十吉は他の乾分の隙を窺ふて裏から後を追ふ。

◇(おなじく)土橋附近の場

大五郎の乾分共暗嘩支度、甚五郎が遲いと話乍ら見張つて居るところへ十吉が先刻の復仇とばかり切込む、あとから金看板の乾分多勢、十吉を氣遣ひ駈付けて、亂闘に入る。

◇(おなじく)久保町の原の場

大五郎が乾分を從へて待構える處へ、甚五郎一人憶する色なく乘込み、大五郎も乾分を後に下らせて、兩虎人交ぜもせず渡り合つたが大五郎の方が危ふい。

折柄、木崎の久藏が駈付けて間に割つて入る、久藏はお上の情で赦免になつたのだ、金看板と紫紐も、久藏の死を賭しての扱ひによつて仲直りをする、すると十吉がこの額の疵の納まりはどうして呉れると詰込むと、大五郎は乾分の罪は、この俺の罪だと小石を拾つて自分の眉間を割る、甚五郎も十吉もその意氣に感じて互ひの心が解け合つた。

お米は母の死後、甚五郎を賴つて出京、お爪は久藏と叔母甥の間柄であつた、百方目出度納まり大團圓。

(完)

定價	一冊(稅共) 金二十錢 六冊(稅共) 金一圓二十錢 十二冊(稅共) 金二圓四十錢
廣告料	五號活字半段一行 金一圓 一等一頁 金五十圓 二等一頁 金四十圓 普通一頁 金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二一六日第三種郵便物認可
昭和三年三月二十日印刷
昭和三年四月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人 香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第41巻第4号

矯正図書館

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）　第四十一巻第四號

Volume XLI　　Number 4

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

April 1. 1928

PRINCIPAL CONTENTS

What the Handling of the Inmates truely means . . (*Editorial*)
Crime and Mental Abnormalities (*continued*) . . . . J. Katsumizu
Juvenile Delinquents and Reformation . . . . . K. Yoshida
On the Chéf-System of Prison Officials (*continued*) . . S. Arima
Rules relating to the Progressive System . . . . . K. Tsuji

Current Issues . . . . . .
Foreign News . . . . . .
Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.